

第3次向日市男女共同参画プラン改訂版 (案)

令和8(2026)年1月



目 次

第1章 プラン改訂版の策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	5
第2章 本市の現状と課題	10
1 人口等の状況	10
2 就労に関する状況	15
3 政策・方針決定過程への女性の参画状況	20
4 ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況	28
5 健康に関する状況	29
6 市民アンケート調査からみた現状	30
7 事業所アンケート調査からみた現状	41
8 第3次向日市男女共同参画プランの取組状況	47
第3章 計画の基本的事項	63
1 めざす目標と基本理念	63
2 基本目標	64
3 重点的な施策	66
4 施策の体系	67
5 成果指標一覧	68
第4章 具体的施策	69
基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう （人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶）	69
基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう （あらゆる分野への男女共同参画の推進）	79
基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう （身近な男女共同参画の推進）	88

第5章 計画の推進.....	95
1 庁内推進体制の充実.....	95
2 連携・協働の推進.....	96
3 進行管理・調査研究.....	97
資料編.....	98
1 用語解説.....	98
2 計画策定の経過.....	100
3 向日市男女共同参画審議会委員名簿.....	101
4 向日市男女共同参画推進条例.....	102
5 向日市男女共同参画推進条例施行規則.....	105
6 男女共同参画に関する行政関係年表.....	106
7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	113
8 男女共同参画社会基本法.....	119
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	123
10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	134
11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	142

本文中、*印を付した用語の解説は、巻末の資料編「用語解説」に記載しています。

第1章 プラン改訂版の策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

(1)目的

プランの目的

市、市民及び事業者との協働による男女共同参画の推進

(「向日市男女共同参画推進条例」で示した理念の具体化)

「向日市男女共同参画推進条例」の前文で示すところの「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市」の実現を、本市、市民及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

(2)性格・位置づけ

- 「第3次向日市男女共同参画プラン改訂版」(以下「本プラン」という。)は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたり、「向日市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画に関する基本的な計画」です。
- 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含しています。
- 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3の第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含しており、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即しています。
- 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含しています。
- 本プランは、国の「第6次男女共同参画基本計画」、京都府の「KYO のあけぼのプラン(第4次)-京都府男女共同参画計画-」に即しています。
- 本プランは、「第3次ふるさと向日市創生計画」の施策の柱Ⅲ「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の中の施策「男女共同参画社会の実現」を具体的に推進するための計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- 本プランは、広く市民の意見を反映するため、市民意見交換会、パブリック・コメント(市民意見公募)を実施し、市民の意見を反映しています。

(3)期間

本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間です。今回の見直しにより、改訂版の期間は、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間とします。

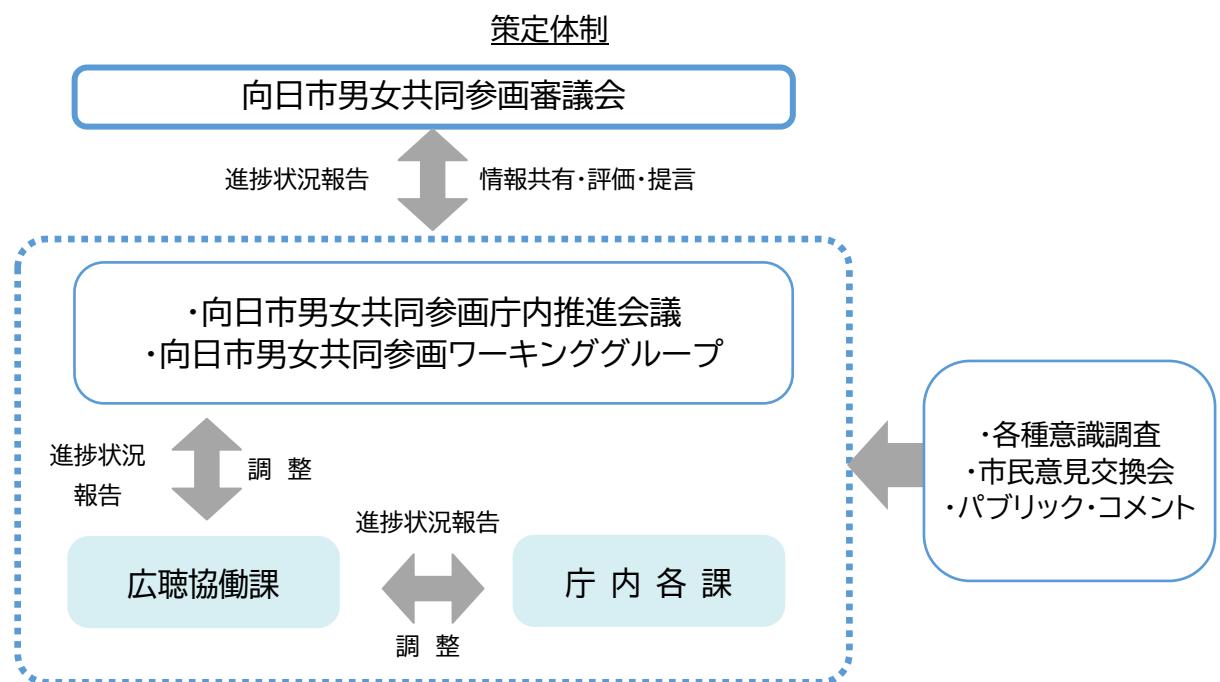
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
向日市			第3次向日市男女共同参画プラン (令和3(2021)年度～令和 12(2030)年度)											
国			第 5 次男女共同参画基本計画 (令和2(2020)年～令和7(2025)年)				第6次男女共同参画基本計画 (令和7(2025)年～令和 12(2030)年)							
京都府			KYO のあけぼのプラン(第4次) (令和3(2021)年度～令和 12(2030)年度)											
			京都女性活躍応援計画 (平成 28(2016)年度～令和7(2025)年度)				配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次) (令和6(2024)年度～ 令和 10(2028)年度)							
			困難な問題を抱える女性への 支援に関する京都府基本計画 (令和6(2024)年度～ 令和 10(2028)年度)											

(4)対象

本プランは、市民、地域、事業所(企業等)、行政など、すべての個人及び団体を対象とします。

(5)策定体制と市民意見の収集

- 「向日市男女共同参画審議会」により、計画の内容を審議しました。
- 庁内に「向日市男女共同参画庁内推進会議」及び「向日市男女共同参画ワーキンググループ」を設置し、関係課による横断的な検討と総合調整を行いました。
- 広く市民の意見を収集するため、市民意見交換会を開催しました。
- 「向日市パブリック・コメントに関する要綱」に基づき、市民の意見を募集しました。



(6)調査の実施

本プランの策定にあたって、令和7(2025)年1月 10 日から令和7(2025)年1月 27 日にかけて市民アンケート調査及び事業所アンケート調査の2種のアンケート調査を実施しました。

アンケート調査概要

アンケート種別	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
市民アンケート調査	18 歳以上の向日市在住の者 2,000 人を住民基本台帳より無作為抽出	2,000 件	685 件	34.3%
事業所アンケート調査	向日市商工会会員企業及び向日市商工会に加入する事業所 120 事業所	120 件	61 件	50.8%

2 プラン策定の背景

(1)国際的な動向

- 昭和 50(1975)年に国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後 10 年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年までの 10 年間を女性の地位向上をめざす「国連婦人の 10 年」と決定しました。
- 昭和 54(1979)年の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求めされました。
- 平成 7(1995)年の北京での「第4回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー*平等の推進をめざす「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」には、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が定められ、各重大問題領域において「女性に対する暴力」、「権力及び意思決定における女性」、「女性の人権」等の戦略目標及び行動が定めされました。
- 「第4回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17(2005)年には、「北京+10」(第 49 回国連婦人の地位委員会)が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
- 平成 23(2011)年には、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性開発基金(UNIFEM)という既存のジェンダー平等に関連する4機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関(UN Women)が発足しました。
- 平成 27(2015)年に開催された「北京+20」(第 59 回国連婦人の地位委員会)では、「北京宣言」及び「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。
- 平成 27(2015)年9月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs*)の1つに、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられています。

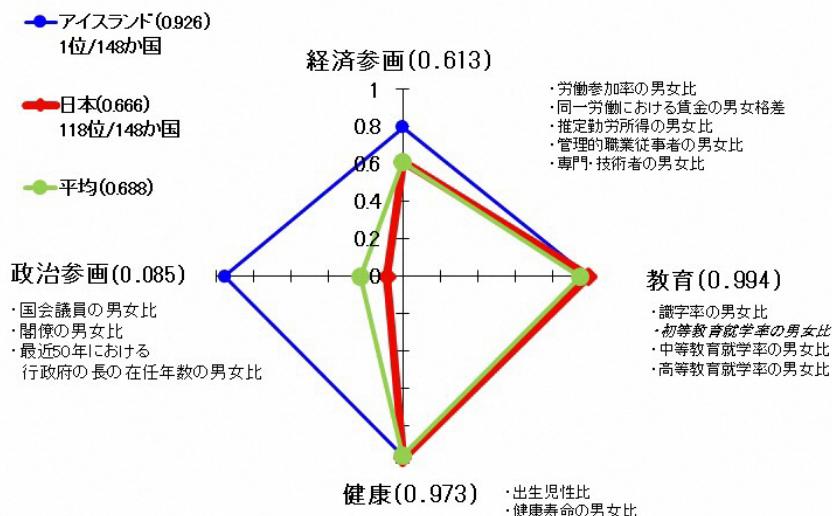
- 令和7(2025)年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)」(世界経済フォーラム(World Economic Forum:WEF)が発表するグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(Global Gender Gap Report)において、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4分野の指標から構成された男女格差を測る指数)では、令和7(2025)年の日本の順位は、148か国中118位で、分野ごとの順位をみると、教育が66位、健康が50位でしたが、経済は112位、政治は125位、となっています。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)の推移

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年
総合順位	101	111	114	110	121	120	116	125	118	118
経済	106	118	114	117	115	117	121	123	120	112
教育	84	76	74	65	91	92	1	47	72	66
健康	42	40	1	41	40	65	63	59	58	50
政治	104	103	123	125	144	147	139	138	113	125
調査対象 国数	145	144	144	149	153	156	146	146	146	148

資料:世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(Global Gender Gap Report)」

日本のジェンダー・ギャップ指数(GGI)(令和7(2025)年)



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
3. 分野別の順位:経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

資料:内閣府男女共同参画局

HP(https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)
(令和7(2025)年7月1日閲覧)

(2)国内の動向

- 国においては、平成 12(2000)年、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 17(2005)年に「男女共同参画基本計画(第2次)」、平成 22(2010)年に「男女共同参画基本計画(第3次)」、平成 27(2015)年に「男女共同参画基本計画(第4次)」、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、現在は令和7(2025)年末の「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けて検討が進められています。
- 平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。また、令和5(2023)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、保護命令制度(被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度)が新しくなりました。
- 平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなりました。
- 平成 27(2015)年には、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和元年5月には一部を改正する法律が成立しました。これにより、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用する労働者が「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大されました。また、令和4(2022)年の改正では、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が 301 人以上の一般事業主に対して、公表が義務づけられました。
- 平成 28(2016)年には、SDGs推進本部が設置され、「SDGs実施指針」が決定されました。同指針では、SDGsの担い手として女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。
- 平成 30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。
- 令和6(2024)年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律は、女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を実現することを目的としています。

- 令和6(2024)年5月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、令和7(2025)年4月より段階的に施行されています。同改正では、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認が義務化されました。
- 令和7(2025)年6月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。同改正では、カスタマー・ハラスメント及び求職者に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。また、令和8(2026)年3月31日までとなっていた「女性活躍推進法」の有効期限が令和18(2036)年3月31日まで10年間延長されるとともに、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務づけられました。
- 令和7(2025)年6月には、「独立行政法人男女共同参画機構法」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。これにより、独立行政法人男女共同参画機構が令和8(2026)年度に新設されるとともに、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成をより効果的に進めるため、関係者同士の連携や協働を促進するための施策に取り組むよう努めることとされました。また、地方公共団体については、関係者の連携・協働を進めるための拠点として、男女共同参画センターの機能を果たす体制を、単独または他の団体と連携して確保するよう努めることとされました。

(3) 京都府の動向

- 京都府においては、平成13(2001)年度を初年度とする「新 KYO のあけぼのプラン」が策定され、平成16(2004)年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。平成18(2006)年には、「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」が策定され、平成23(2011)年に「KYO のあけぼのプラン(第3次)」が策定され、平成28(2016)年には「KYO のあけぼのプラン(第3次)」の改訂が行われました。また、令和3(2021)年には「KYO のあけぼのプラン(第4次)」の策定がされ、令和8(2026)年3月には「KYO のあけぼのプラン(第4次)後期施策」の策定が予定されています。
- 令和6(2024)年3月には、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」が策定されました。
- 令和6(2024)年3月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現のために京都府府が実施すべき施策等を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」が策定されました。

(4)本市の取組

- 本市の男女共同参画の取組は、平成3(1991)年の「向日市女性政策 21 世紀プラン」の策定に始まります。プラン策定によって様々な女性政策を推進し、庁内体制の整備、有識者による女性政策推進専門家会議の設置や市内女性団体による女性団体懇話会の開催など、市民との協働を進めてきました。
- 平成9(1997)年、「向日市女性政策 21 世紀プラン」の改定、平成 11(1999)年の庁内への女性政策ワーキンググループの設置により体制強化を図り、平成 13(2001)年には「向日市男女共同参画プラン」を策定し、女性への暴力防止のための施策を整備しました。
- 平成 18(2006)年 1 月、向日市男女共同参画推進懇話会による「(仮称)向日市男女共同参画推進条例の制定に向けた提言」を受け、同年 3 月、「向日市男女共同参画推進条例」の制定に至りました。これを受け、平成 19(2007)年 3 月には条例とプランの両輪による男女共同参画の推進に向け、プランの改訂を行いました。
- 平成 23(2011)年 3 月、「向日市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、「向日市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進するため、「第2次向日市男女共同参画プラン」の策定を行い、平成 28(2016)年3月には「第2次向日市男女共同参画プラン」の改訂を行いました。また、令和3(2021)年3月には、社会経済情勢の変化や、施策の進捗状況等を踏まえ、「第3次向日市男女共同参画プラン」を策定しました。
- 平成 30(2018)年、女性活躍センターを開設しました。
- 令和3(2021)年 10 月 1 日、「向日市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、令和4(2022)年7月には京都府下5自治体間で連携協定を締結し、令和6(2024)年4月には京都府域を超えて、大阪府及び兵庫県内の自治体とそれぞれ連携を行い、令和6(2024)年 11 月には大幅に連携自治体の範囲を拡大し、宣誓者の負担軽減に取り組んでいます。

第2章 本市の現状と課題

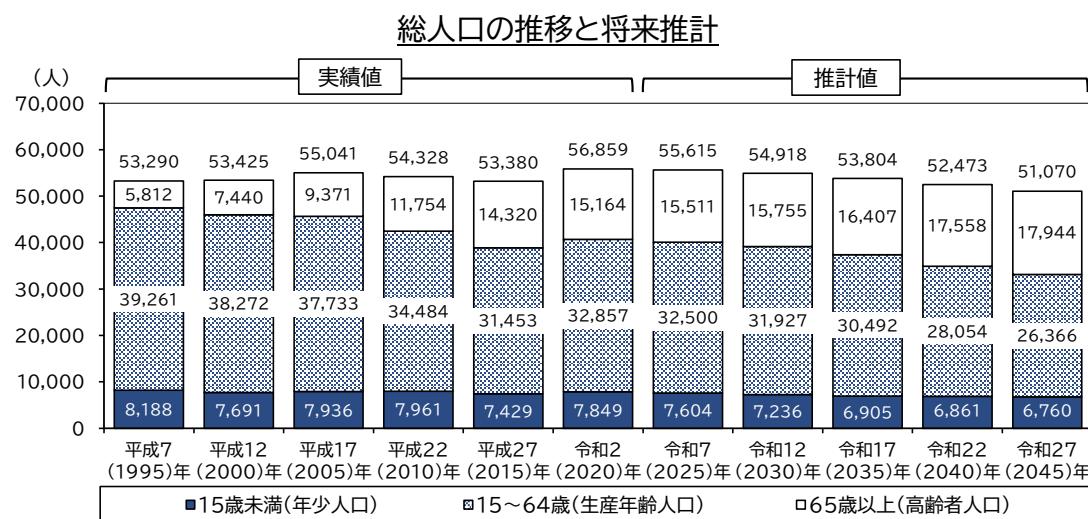
1 人口等の状況

(1) 総人口の推移と将来推計

■ 総人口が減少し、少子高齢化が加速することが推計されています

本市の総人口は、令和2(2020)年で 56,859 人となっており、今後は 65 歳以上(高齢者人口)が増加し、15 歳未満(年少人口)と 15~64 歳(生産年齢人口)が減少を続け、令和 27(2045)年には 51,070 人になると推計されています。

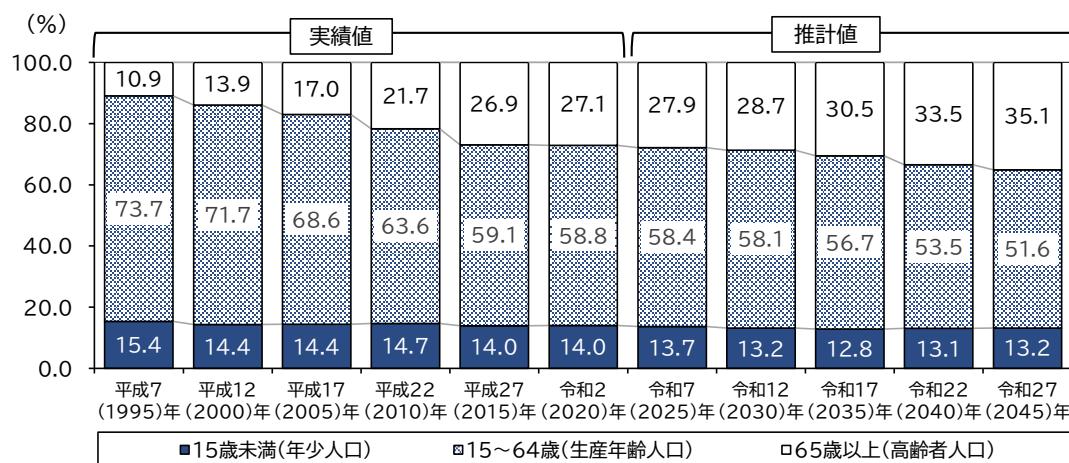
また、65 歳以上の高齢者人口の構成割合は今後も増加を続け、令和 27(2045)年には 35.1%に達すると見込まれています。



※ 総人口は年齢「不詳」を含む。

資料:令和2(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

年齢3区分別人口構成割合の推移



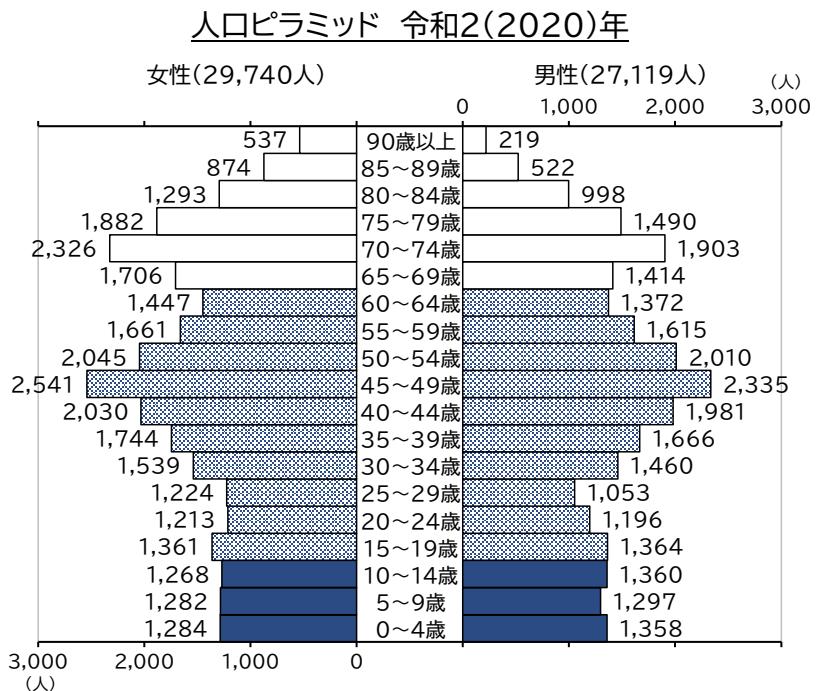
※ 構成割合は、総人口から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料:令和2(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(2) 人口ピラミッド

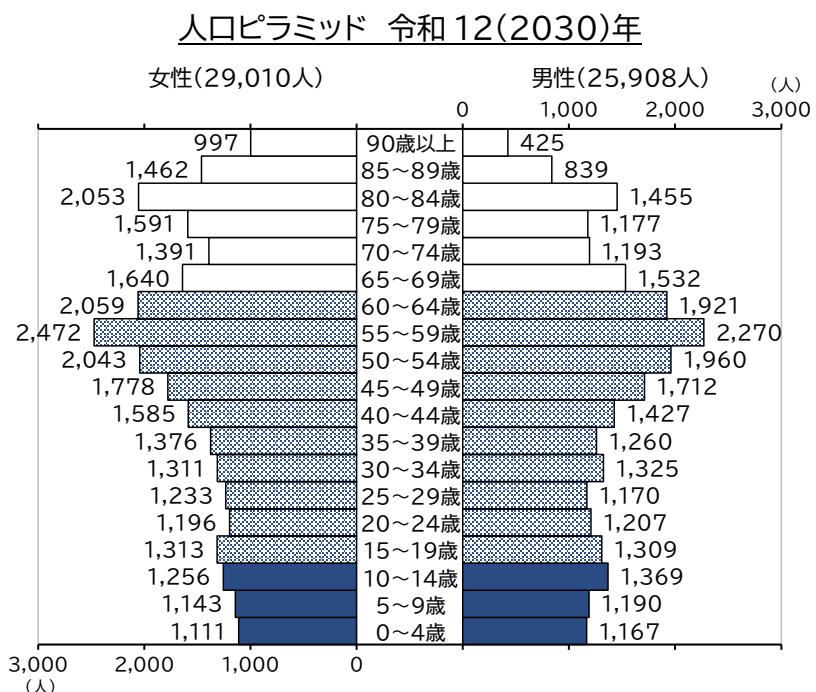
■ 人口構造の変化による将来的な労働力不足が懸念されています

本市の人口ピラミッドをみると、令和2(2020)年では、女性・男性いずれも 45～49 歳の人口が最も多く、将来推計では、当該世代は令和 12(2030)年には 55～59 歳となり、引き続き最も多い世代を占めると見込まれています。



※ 性別総数は年齢「不詳」を含む。

資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」



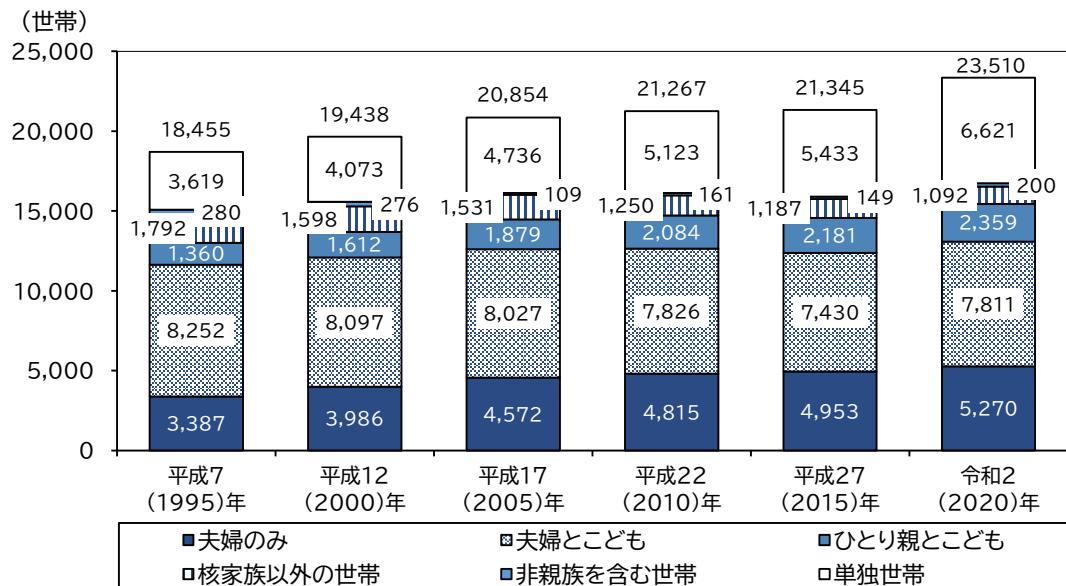
資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(3)世帯類型別構成割合

■ 世帯の単独化が進み、中でも高齢者の独居率が上昇することが予想されます

本市の一般世帯数をみると、増加傾向で推移しており、世帯類型別の構成割合では、夫婦と子どもの世帯と核家族以外の世帯が減少し、単独世帯が増加しています。

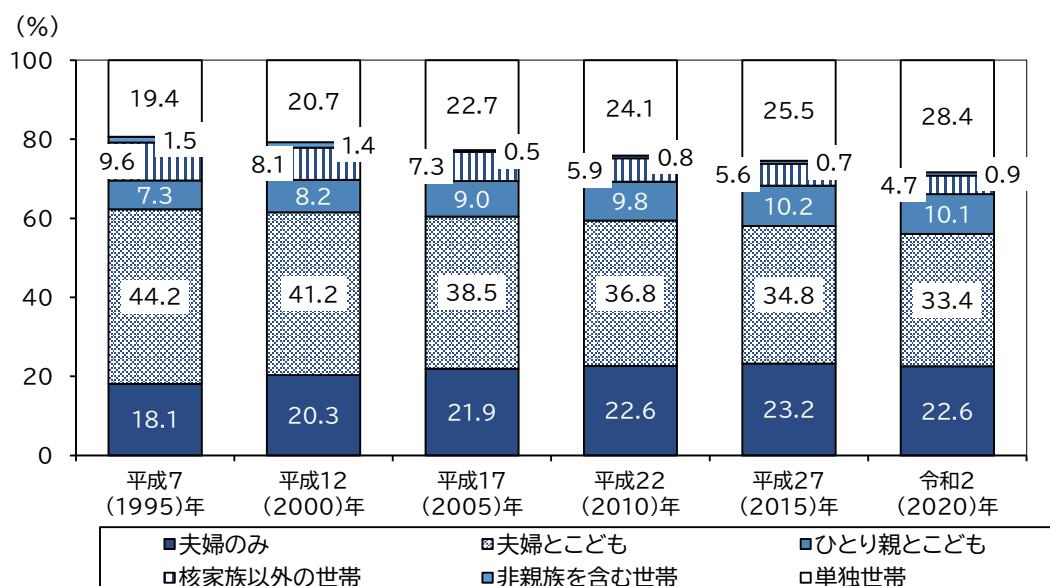
一般世帯数の推移



※ 総一般世帯数は家族類型「不詳」を含む。

資料:総務省統計局「国勢調査」

世帯類型別構成割合の推移



※ 構成割合は、総一般世帯数から家族類型「不詳」を除いた世帯を分母として算出している。

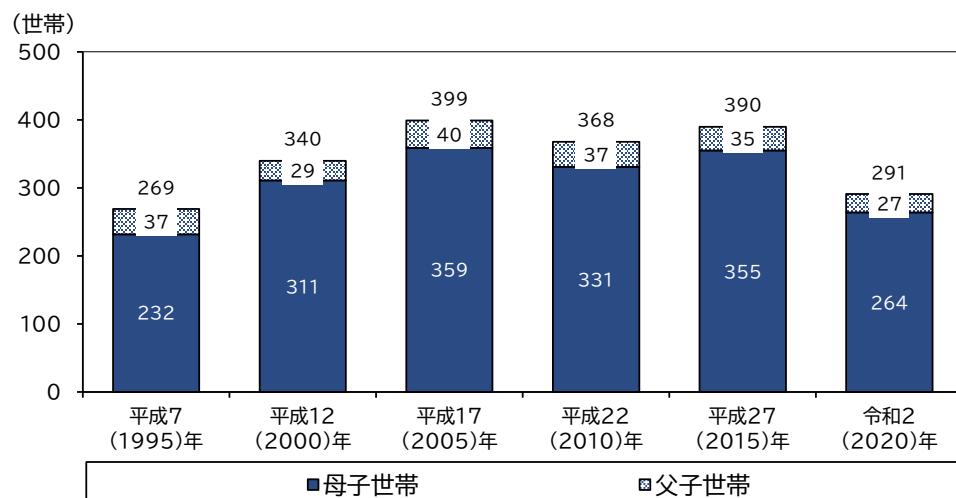
資料:総務省統計局「国勢調査」

(4)ひとり親世帯数

■ ひとり親世帯数は増減を繰り返しながら推移しています

本市の20歳未満の子がいるひとり親世帯数は、母子世帯・父子世帯いずれも増減を繰り返しながら推移しており、令和2(2020)年では、母子世帯は264世帯、父子世帯は27世帯となっています。

ひとり親世帯数の推移



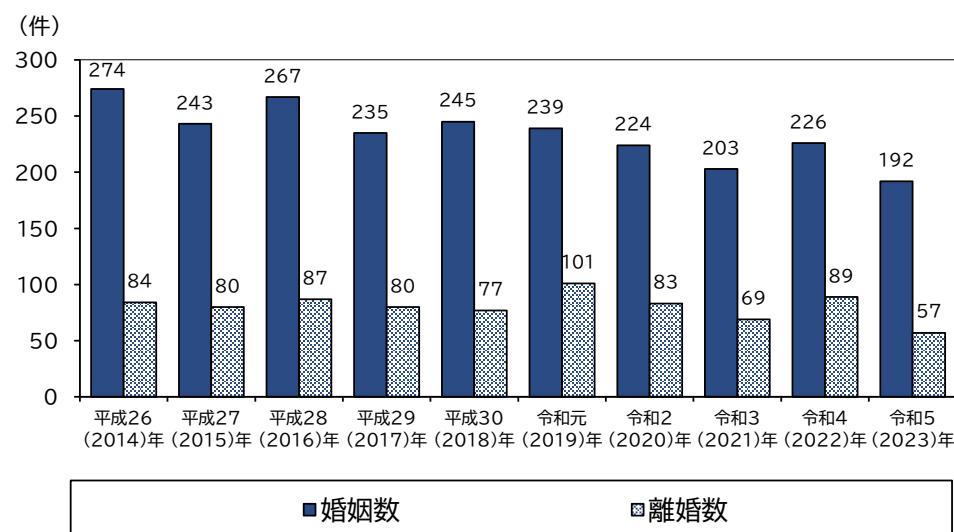
資料:総務省統計局「国勢調査」

(5)婚姻数・離婚数

■ 婚姻数・離婚数いずれも増減を繰り返しながら推移しています

本市の婚姻数及び離婚数は、婚姻数・離婚数いずれも増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023)年では、婚姻数が192件、離婚数が57件となっています。

婚姻数・離婚数の推移



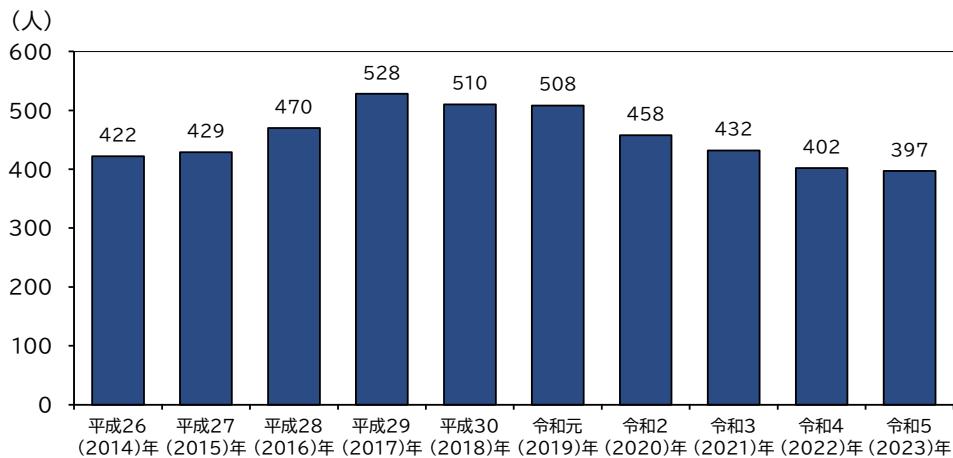
資料:京都府「京都府保健福祉統計」

(6)出生数

■ 出生数は平成 30(2018)年以降、継続して減少傾向で推移しています

本市の出生数は、平成 30(2018)年より減少傾向で推移しており、令和5(2023)年で 397 人となっています。

出生数の推移



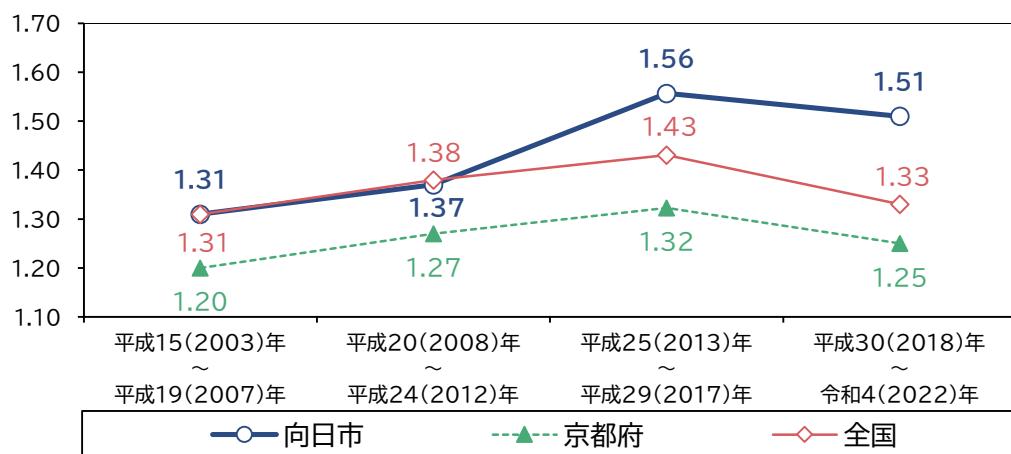
資料:京都府「京都府保健福祉統計」

(7)合計特殊出生率*

■ 合計特殊出生率は、全国・京都府より高くなっています

本市の合計特殊出生率は、平成 30(2018)年～令和4(2022)年で 1.51 となっており、全国・京都府より高くなっています。

合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

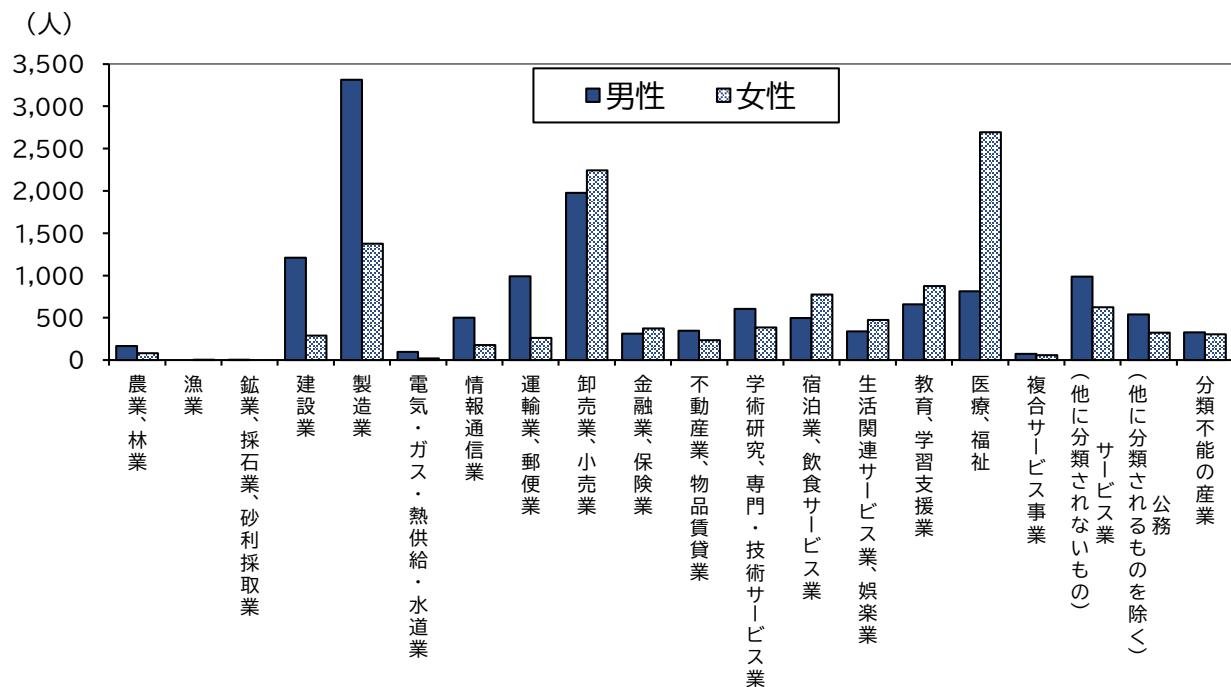
2 就労に関する状況

(1) 産業分類別就業者数

■ 男性は「製造業」が、女性は「医療、福祉」が最も多くなっています

本市の令和2(2020)年における産業分類別の就業者数は、男性では「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「建設業」と続いており、女性では「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」と続けています。

産業分類別就業者数(令和2(2020)年)



資料：総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

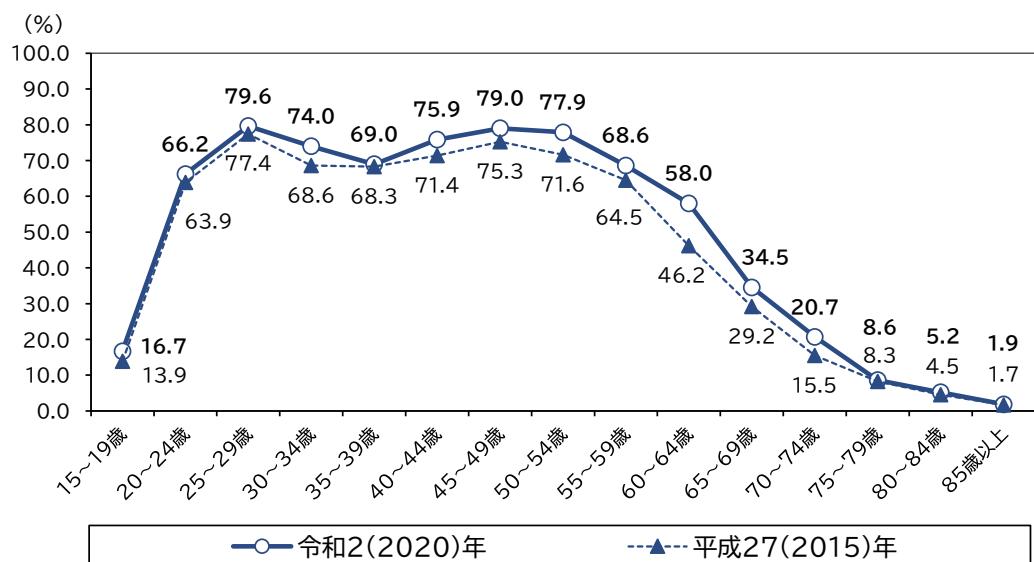
(2)女性の年齢階級別就業率

■ いわゆるM字カーブ*は緩やかになっていますが、25～44歳で全国・京都府より低くなっています

本市の令和2(2020)年における女性の年齢階級別就業率は、平成27(2015)年と比較してすべての年齢階級で上昇しており、特に60～64歳の増加が大きくなっています。

また、25～44歳で全国・京都府より低くなっています。

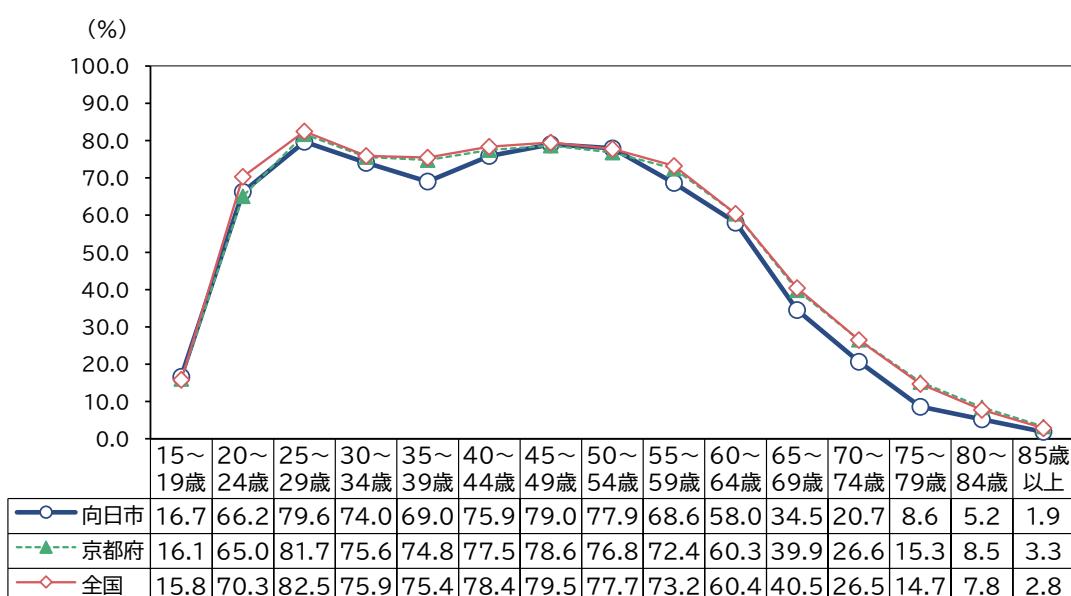
女性の年齢階級別就業率(令和2(2020)年・平成27(2015)年)



※ 労働力状態「不詳」を除いて算出。

資料:総務省統計局「国勢調査」

女性の年齢階級別就業率(令和2(2020)年)(全国・京都府比較)



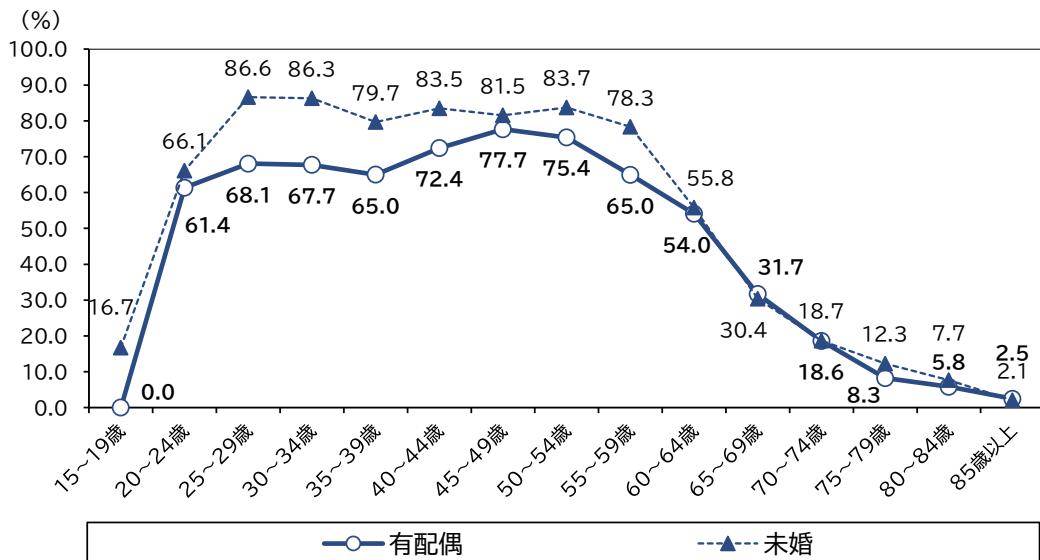
※ 労働力状態「不詳」を除いて算出。

資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

■ 有配偶と未婚の就業率の差は30～34歳で最も大きくなっています

本市の令和2(2020)年における女性の就業率を有配偶・未婚別でみると、有配偶と未婚の就業率の差は30～34歳で最も大きくなっています。

女性の就業率 配偶関係別(令和2(2020)年)

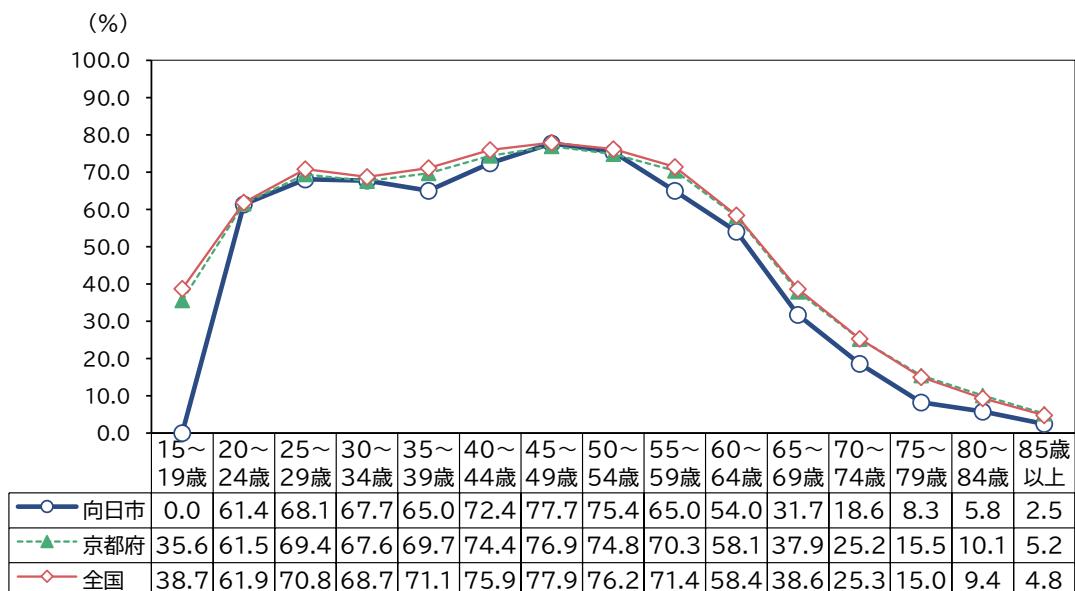


※ 労働力状態「不詳」を除いて算出。

資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

本市の令和2(2020)年における配偶者のいる女性の就業率は、すべての年齢階級で全国に比べ低くなっています。

配偶者のいる女性の就業率(令和2(2020)年)(全国・京都府比較)



※ 労働力状態「不詳」を除いて算出。

資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

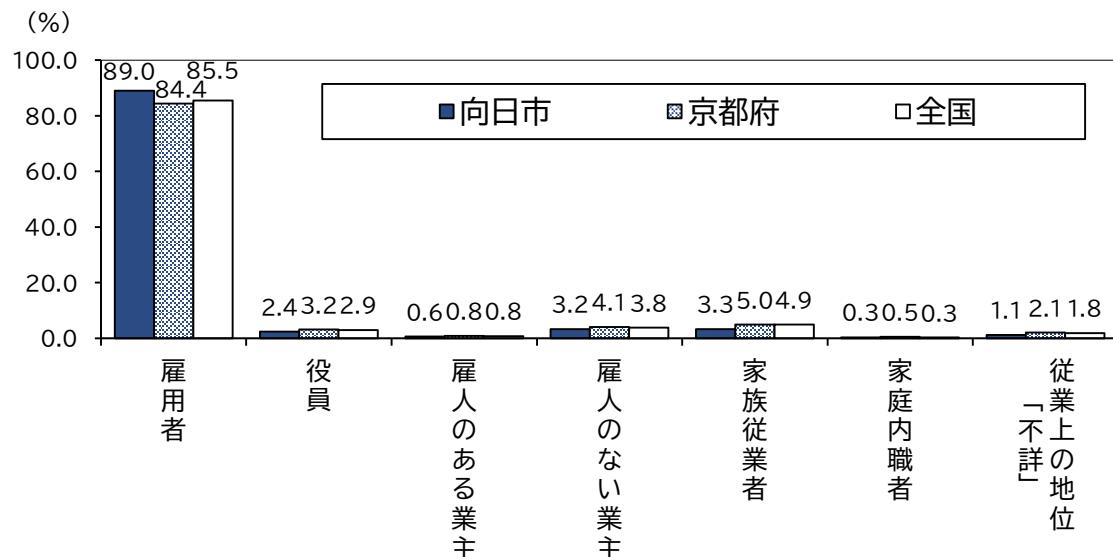
(3)従業上の地位別構成割合

■ 女性の「雇用者」の割合は 89.0%

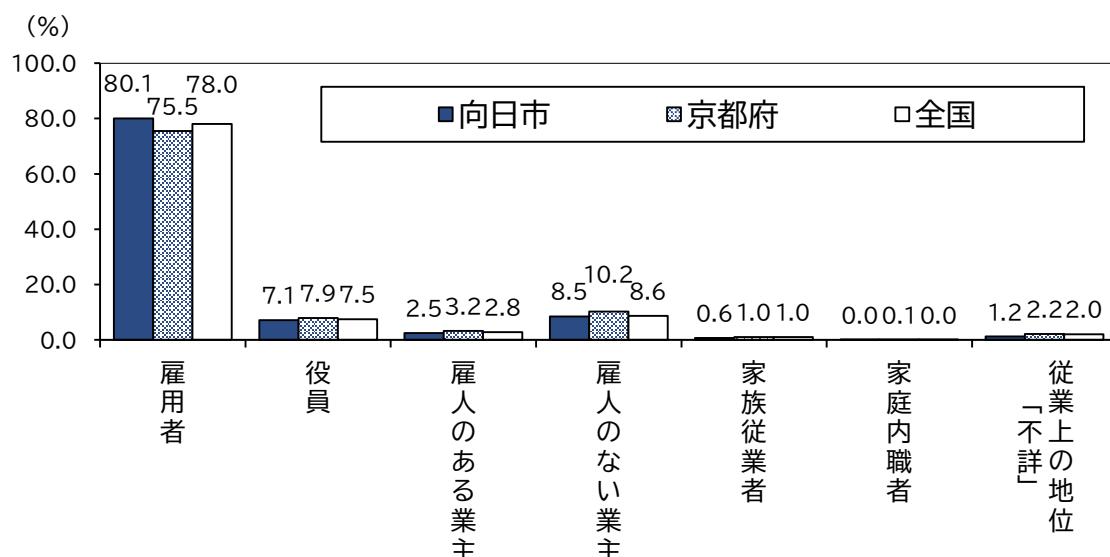
本市の令和2(2020)年における就業者の従業上の地位別の構成割合をみると、女性では「雇用者」が89.0%で最も高く、次いで「家族従業者」が3.3%、「雇人のない業主」が3.2%と続いており、男性では「雇用者」が80.1%で最も高く、次いで「雇人のない業主」が8.5%、「役員」が7.1%と続いています。

従業上の地位別構成割合(令和2(2020)年)(全国・京都府比較)

【女性】



【男性】



資料:総務省統計局「令和2(2020)年国勢調査」

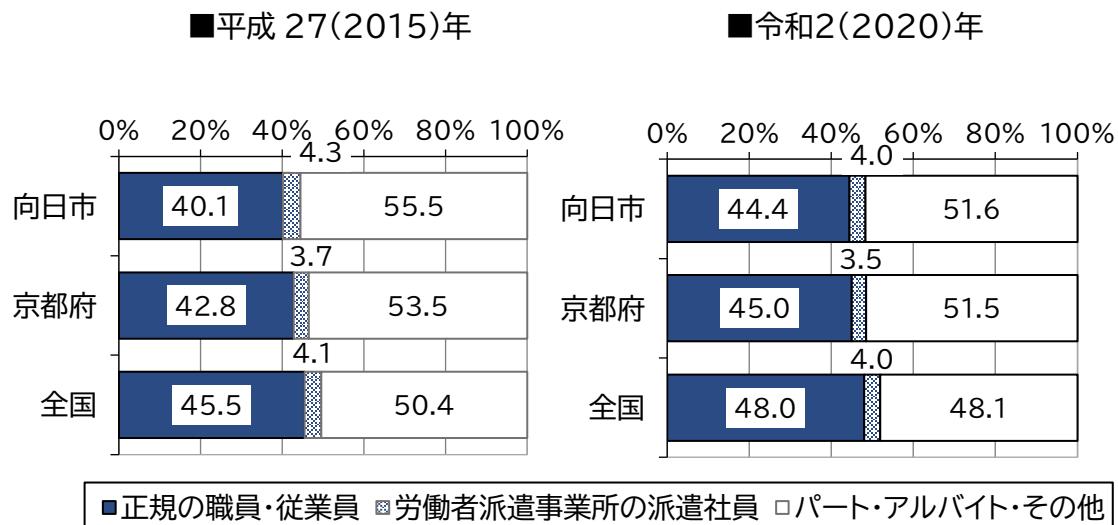
(4)雇用者の雇用形態別構成割合

■ 依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低くなっています

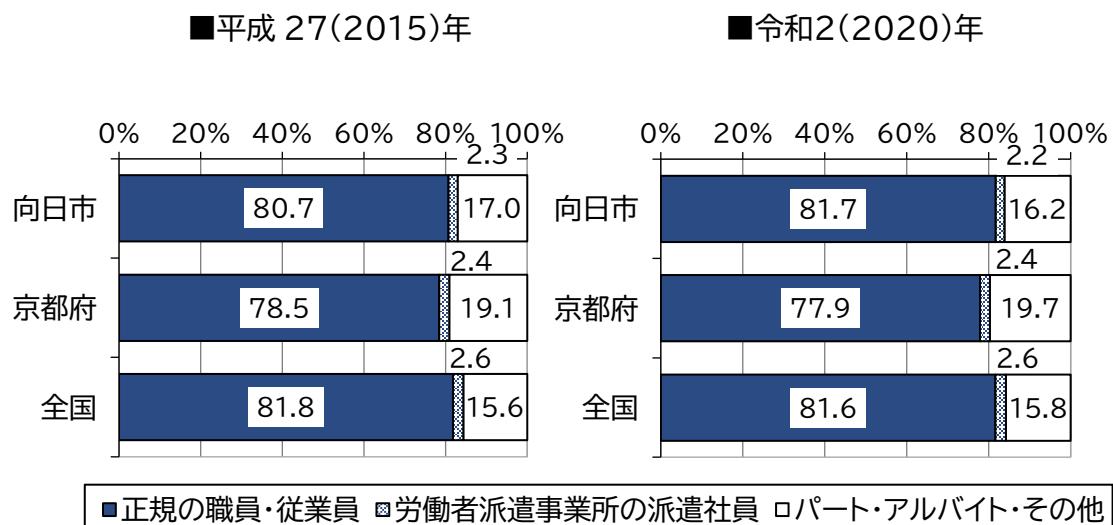
本市の令和2(2020)年における雇用者全体(役員を除く)に占める正規の職員・従業員の割合をみると、女性では44.4%、男性では81.7%となっており、いずれも平成27(2015)年より増加しています。

雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(全国・京都府比較)

【女性】



【男性】



資料:総務省統計局「国勢調査」

3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 審議会等における女性委員の割合

■ 審議会等における女性委員の割合は概ね増加傾向で推移し、令和6(2024)年は35.8%で、目標値40.0%には届いていない状況です

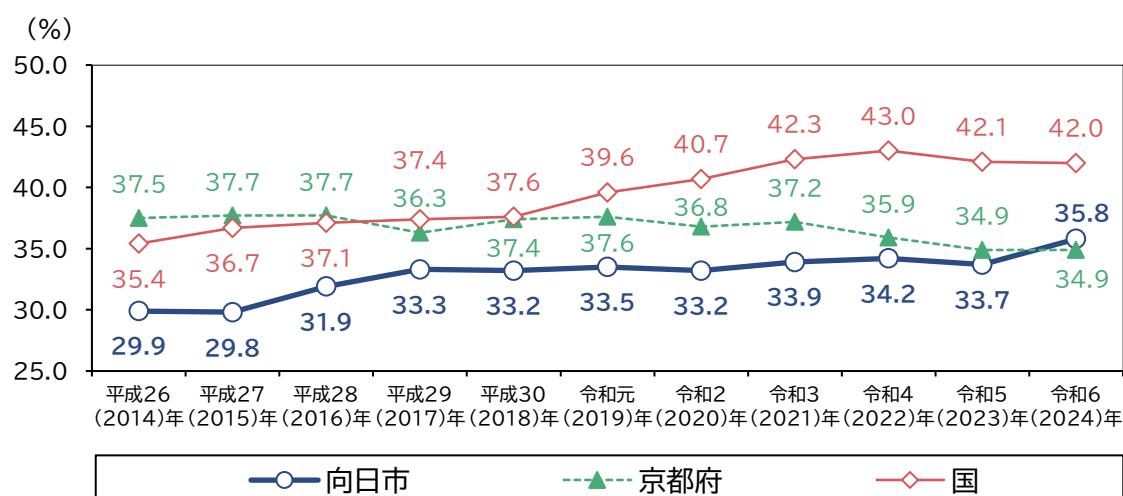
本市の令和6(2024)年における審議会等における女性委員の割合は35.8%で、令和6(2024)年度の目標値40.0%には届いていない状況です。

また、令和6(2024)年における審議会等の総数61のうち女性の委員を含むものは50で、女性の委員がいない審議会等は11となっています。

審議会等委員への女性の登用状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
審議会等数	57	57	60	59	60	58	58	60	60	59	61
うち女性委員を含む審議会等数	43	42	45	47	47	46	44	48	49	47	50
総委員数	720	734	783	762	767	698	693	702	701	694	724
うち女性委員等数	215	219	250	254	255	234	230	238	240	234	259
女性比率(%)	29.9	29.8	31.9	33.3	33.2	33.5	33.2	33.9	34.2	33.7	35.8
女性委員比率%(職務指定を除く)	45.1	45.1	45.4	45.7	46.8	47.6	47.6	47.6	47.7	48.0	46.5

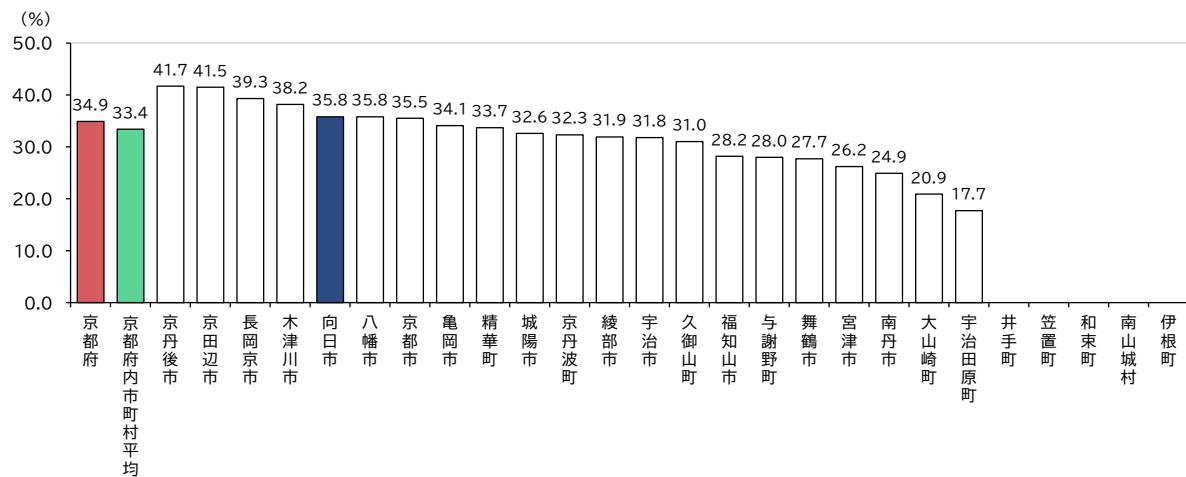
審議会等における女性委員の割合の推移(国・京都府比較)



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

本市の令和6(2024)年における審議会等における女性委員の割合を京都府内他市町村と比較すると、京都府内市町村平均の33.4%より高くなっています。

審議会等における女性委員の割合(令和6(2024)年)(京都府内市町村比較)



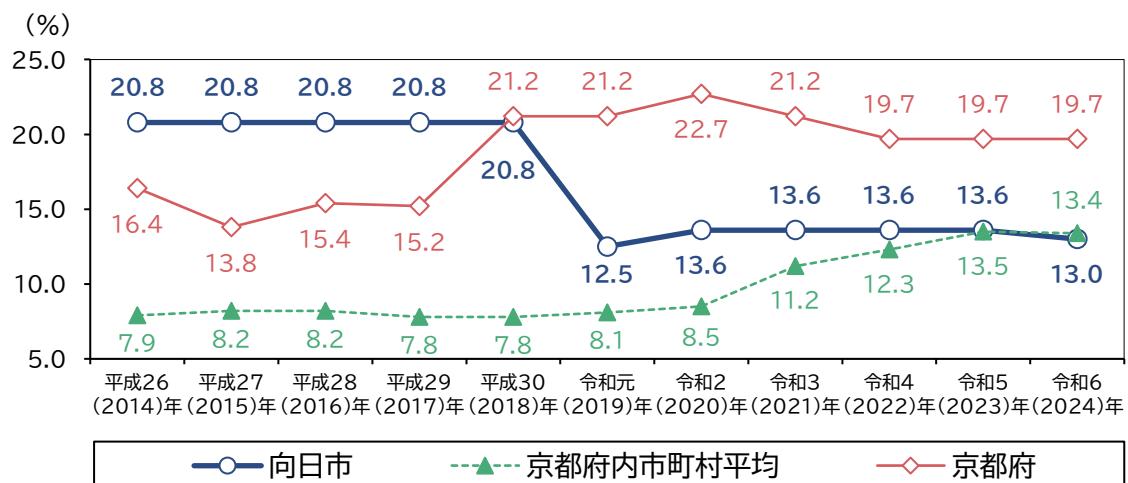
資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6(2024)年度)

(2)防災会議における女性委員の割合

■ 防災会議における女性委員の割合は、令和6(2024)年は13.0%で、京都府・京都府内市町村平均より低くなっています

本市の令和6(2024)年における防災会議における女性委員の割合は13.0%となっており、京都府・京都府内市町村平均より低くなっています。

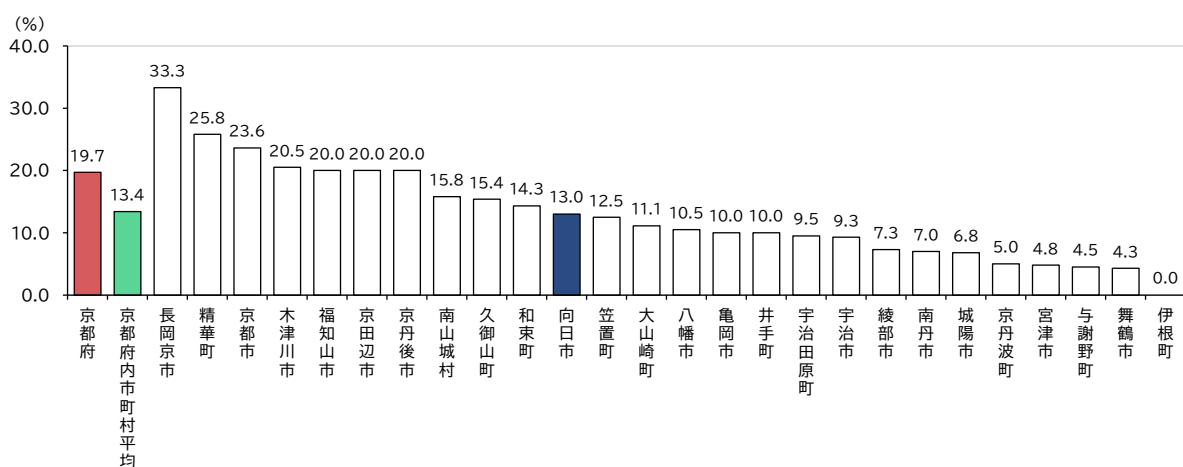
防災会議における女性委員の割合の推移(京都府・京都府内市町村平均比較)



※ 会長を含む。

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

防災会議における女性委員の割合(令和6(2024)年)(京都府内他市町村比較)



※ 会長を含む。

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6(2024)年度)

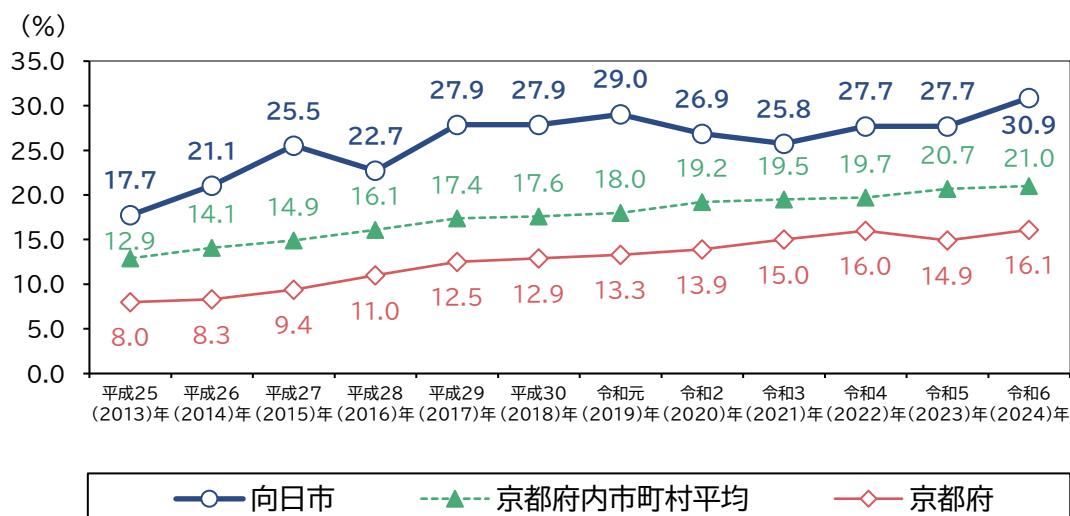
(3) 管理職に占める女性の割合

① 管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合

■ 管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合は、令和6(2024)年は 30.9%で、京都府・京都府内市町村平均より高くなっています

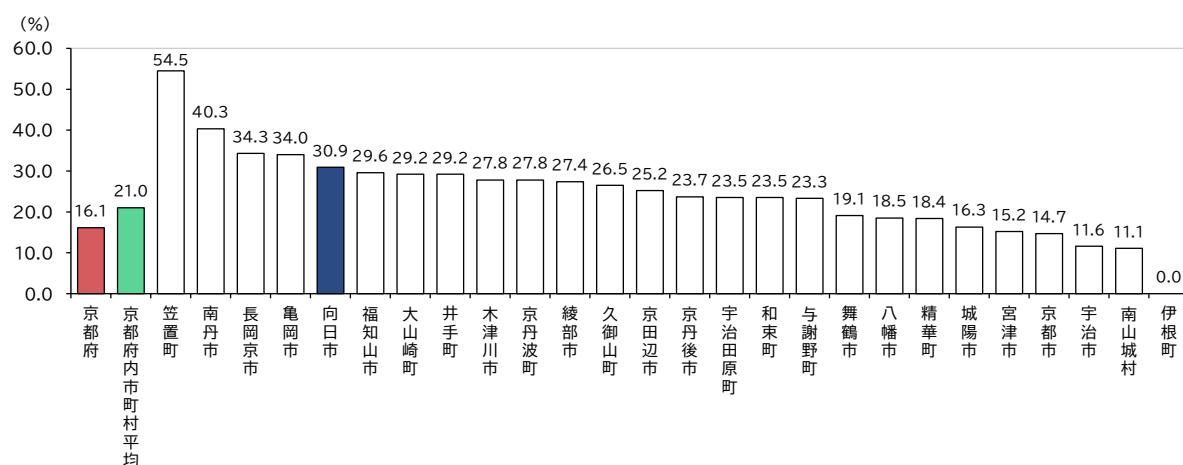
本市の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合については、令和6(2024)年で 30.9%となっています。京都府・京都府内市町村平均より高くなっています。

管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合の推移



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合(令和6(2024)年)(京都府内他市町村比較)



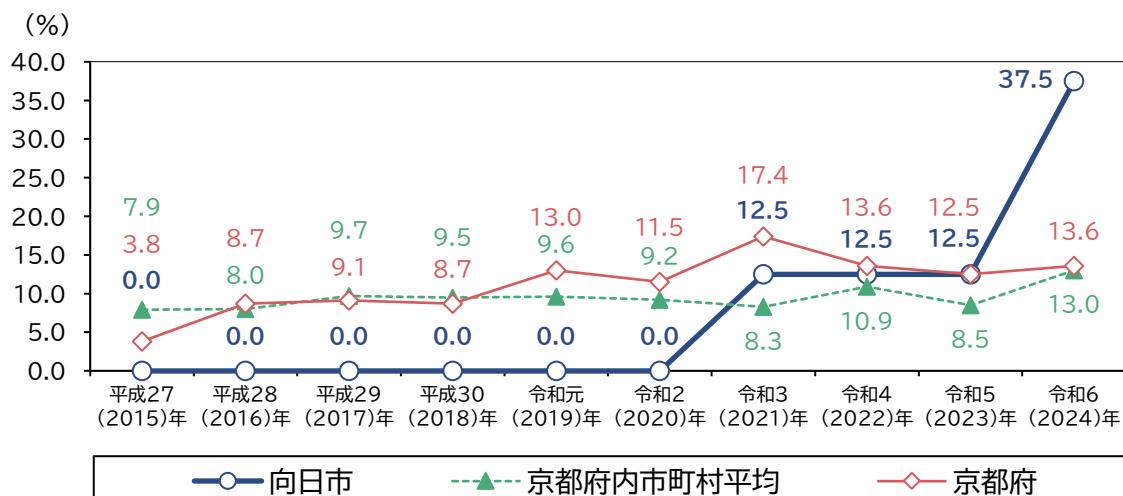
資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6(2024)年度)

② 管理職(部局長相当職以上)に占める女性の割合の推移

■ 管理職(部局長相当職以上)に占める女性の割合は、令和6(2024)年は 37.5% で、京都府・京都府内市町村平均より高くなっています

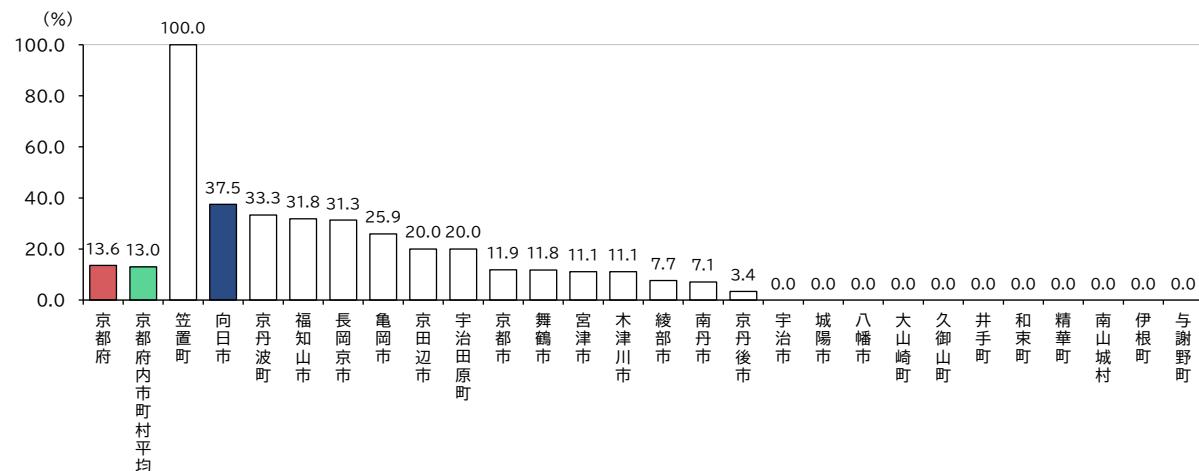
本市の管理職(部局長相当職以上)に占める女性の割合については、令和6(2024)年で 37.5% となっており、京都府・京都府内市町村平均より高くなっています。

管理職(部局長相当職以上)に占める女性の割合の推移



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

管理職(部局長相当職以上)に占める女性の割合(令和6(2024)年)(京都府内他市町村比較)



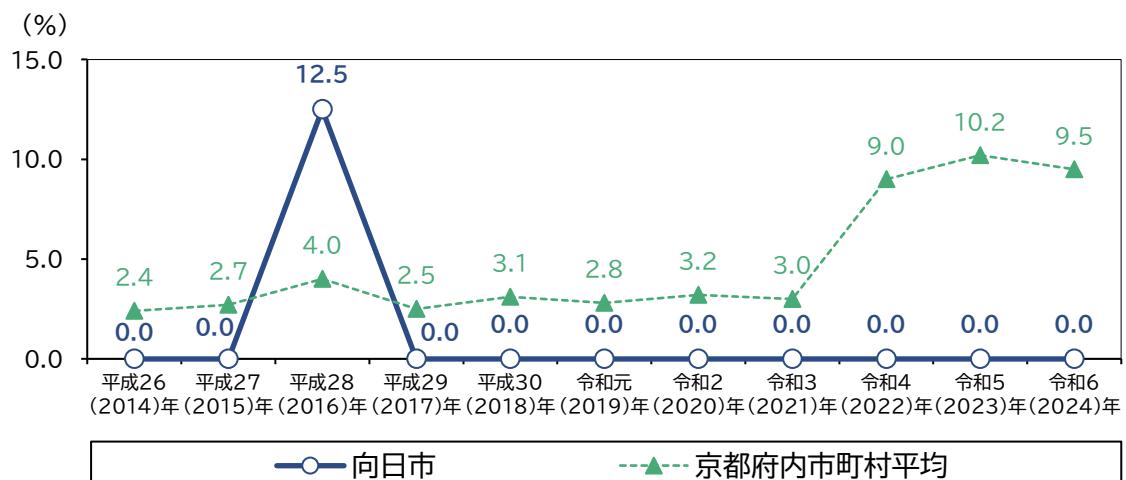
資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6(2024)年度)

(4)自治会長に占める女性の割合

■ 本市の8つの連合自治会(区)のうち、女性の会長はいない状況です

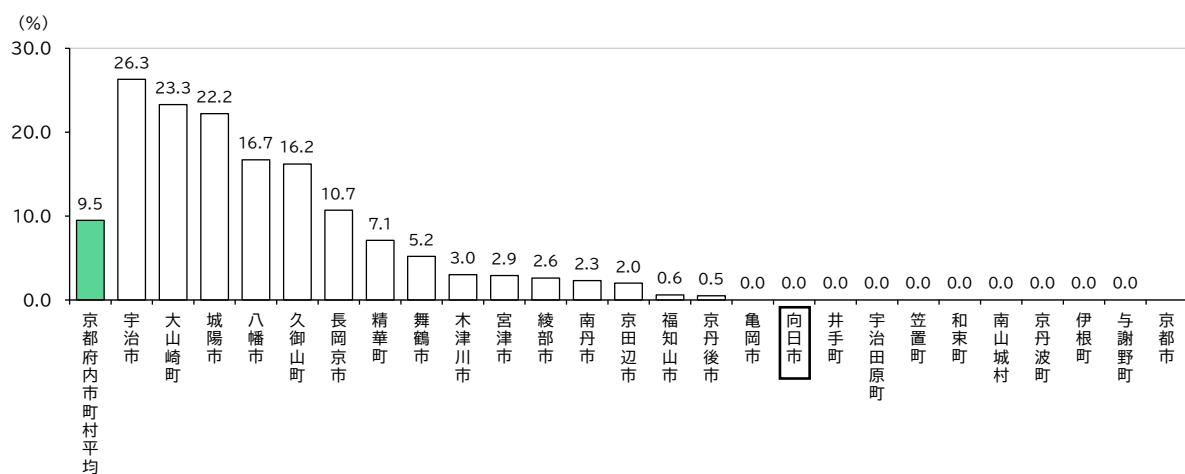
本市の自治会長に占める女性の割合については、令和6(2024)年で 0.0%となっており、京都府内市町村平均より低くなっています。

自治会長に占める女性の割合の推移



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

自治会長に占める女性の割合(令和6(2024)年)(京都府内他市町村比較)



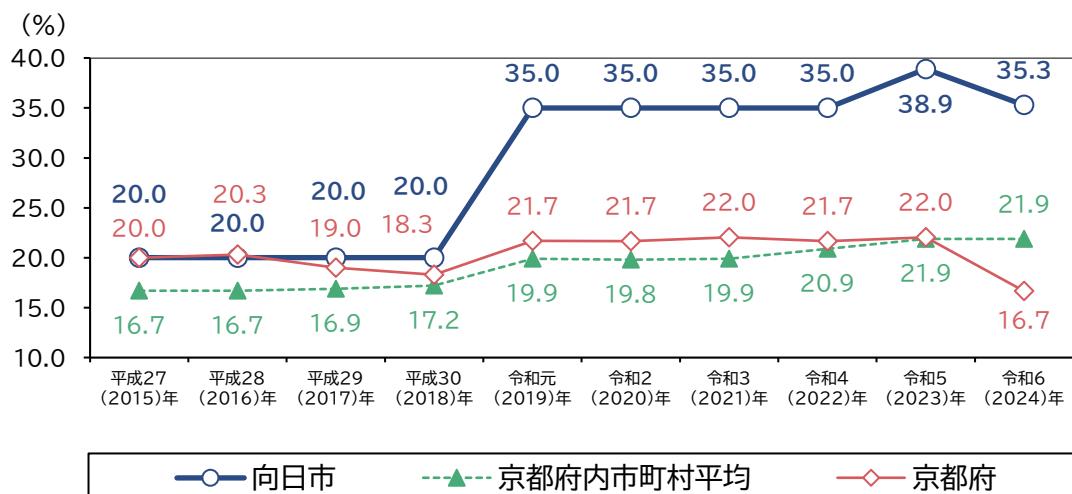
資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和6(2024)年度)

(5)議員総数に占める女性の割合

■ 議員総数に占める女性の割合は、令和6(2024)年は 35.3%で、京都府・京都府内市町村平均より高くなっています

本市の議員総数に占める女性の割合については、令和6(2024)年で 35.3%となっており、京都府・京都府内市町村平均より高くなっています。

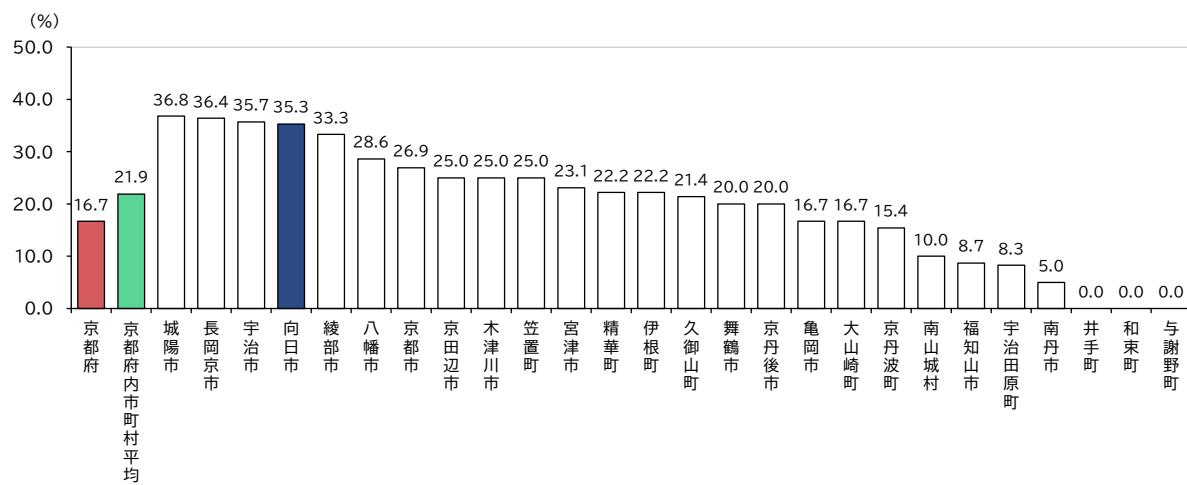
議員総数に占める女性の割合の推移



※ 各年 12 月 31 日現在。

資料:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

議員総数に占める女性の割合(令和6(2024)年)(京都府内他市町村比較)



※ 令和5(2023)年 12 月 31 日現在。

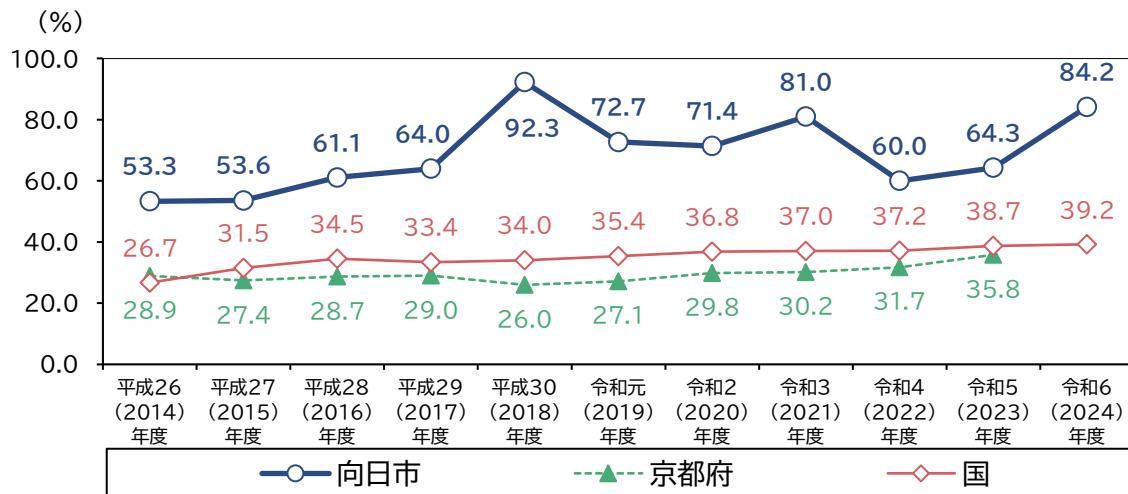
資料:内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

(6)採用した職員に占める女性職員の割合

■ 採用した職員に占める女性職員の割合は令和6(2024)年で84.2%

本市の採用した職員に占める女性職員の割合については、令和6(2024)年で84.2%となっています。

採用した職員に占める女性職員の割合の推移



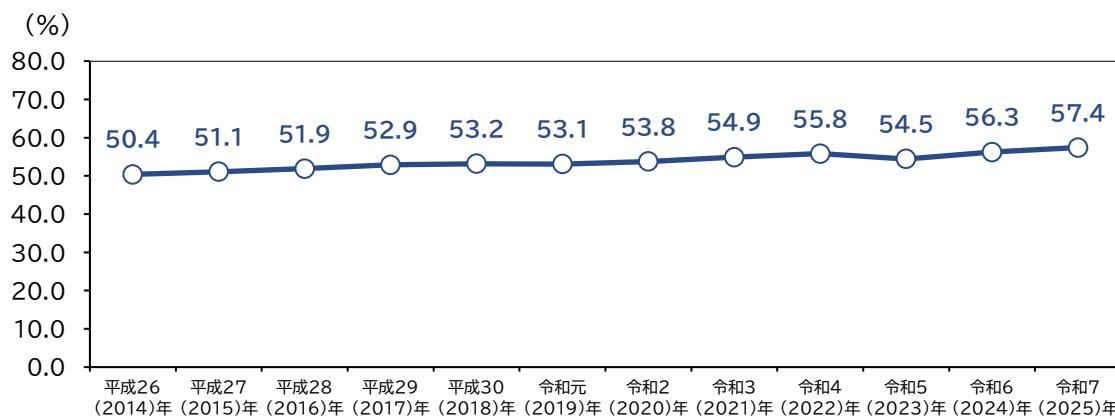
資料:向日市広聴協働課、男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、内閣官房「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」

(7)職員に占める女性職員の割合

■ 職員に占める女性職員の割合は令和7(2025)年で57.4%

本市の職員に占める女性職員の割合については、令和7(2025)年で57.4%となっています。

職員に占める女性職員の割合の推移



※ 各年4月1日現在。

資料:向日市広聴協働課

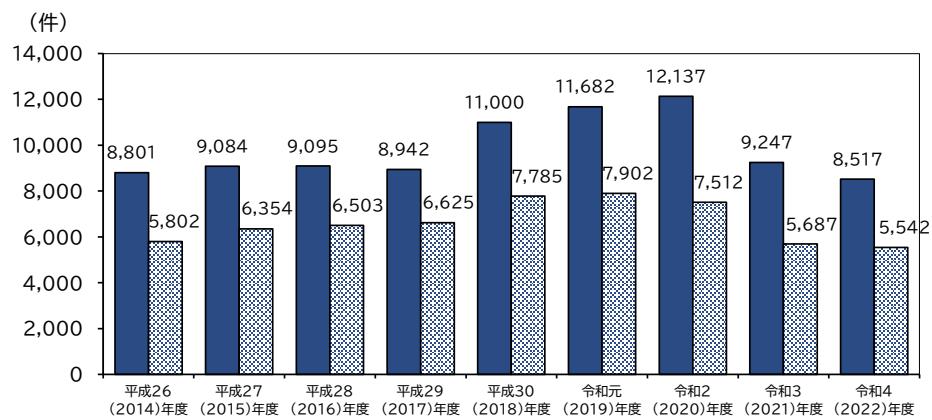
4 ドメスティック・バイオレンス*(DV)の状況

(1) 京都府の婦人相談所の相談受付件数

■ 受付件数は令和2(2020)年度をピークに減少しています

京都府の婦人相談所(家庭支援総合センター・南部家庭支援センター・北部家庭支援センター)の相談受付件数は令和2(2020)年度をピークに減少しており、令和4(2022)年度は8,517件で、そのうちDVに関する相談が5,542件となっています。

京都府の婦人相談所の相談受付件数の推移



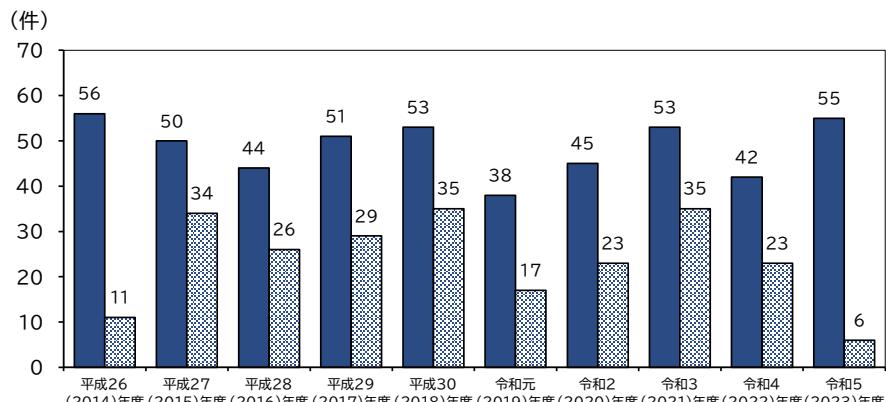
資料:京都府「京都府保健福祉統計」

(2) 女性のための相談等におけるDV件数

■ 女性のための相談件数は、増減を繰り返しながら推移しています

本市が実施している女性のための相談における相談件数については、増減を繰り返しながら推移しており、令和5(2023)年度で55件で、そのうちDV件数は6件となっています。

女性のための相談等におけるDV件数の推移



資料:向日市広聴協働課

5 健康に関する状況

(1) 子宮頸がん検診受診率・乳がん検診受診率

■ 令和5(2023)年度の子宮頸がん検診受診率は12.2%、乳がん検診受診率は11.2%

本市の子宮頸がん検診受診率(算定対象年齢は20歳から69歳)については、令和3(2021)年度から増加傾向で推移しており、令和5(2023)年度で12.2%となっています。

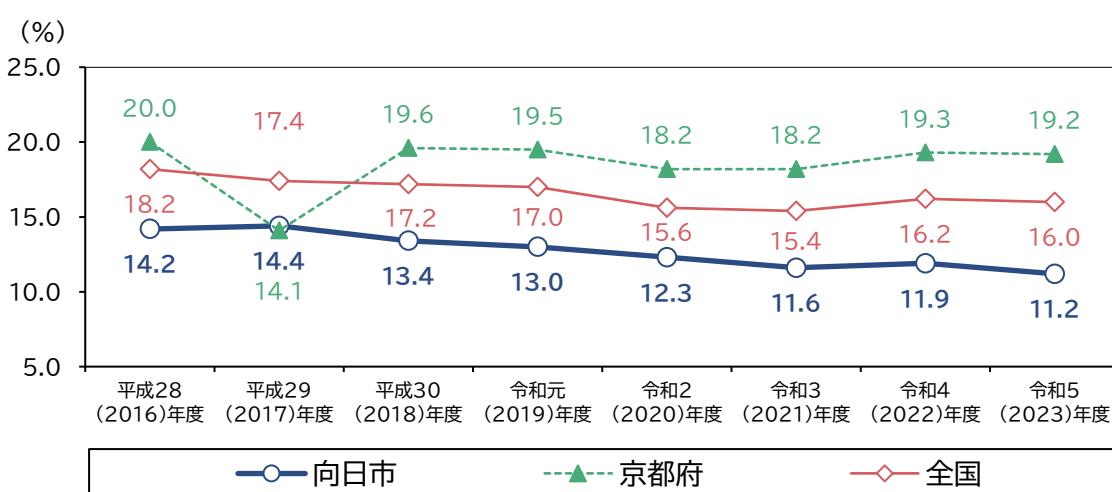
また、乳がん検診受診率(算定対象年齢は40歳から69歳)については、平成29(2017)年度より概ね減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度で11.2%となっています。

子宮頸がん検診受診率の推移(全国・京都府比較)



資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

乳がん検診受診率の推移(全国・京都府比較)



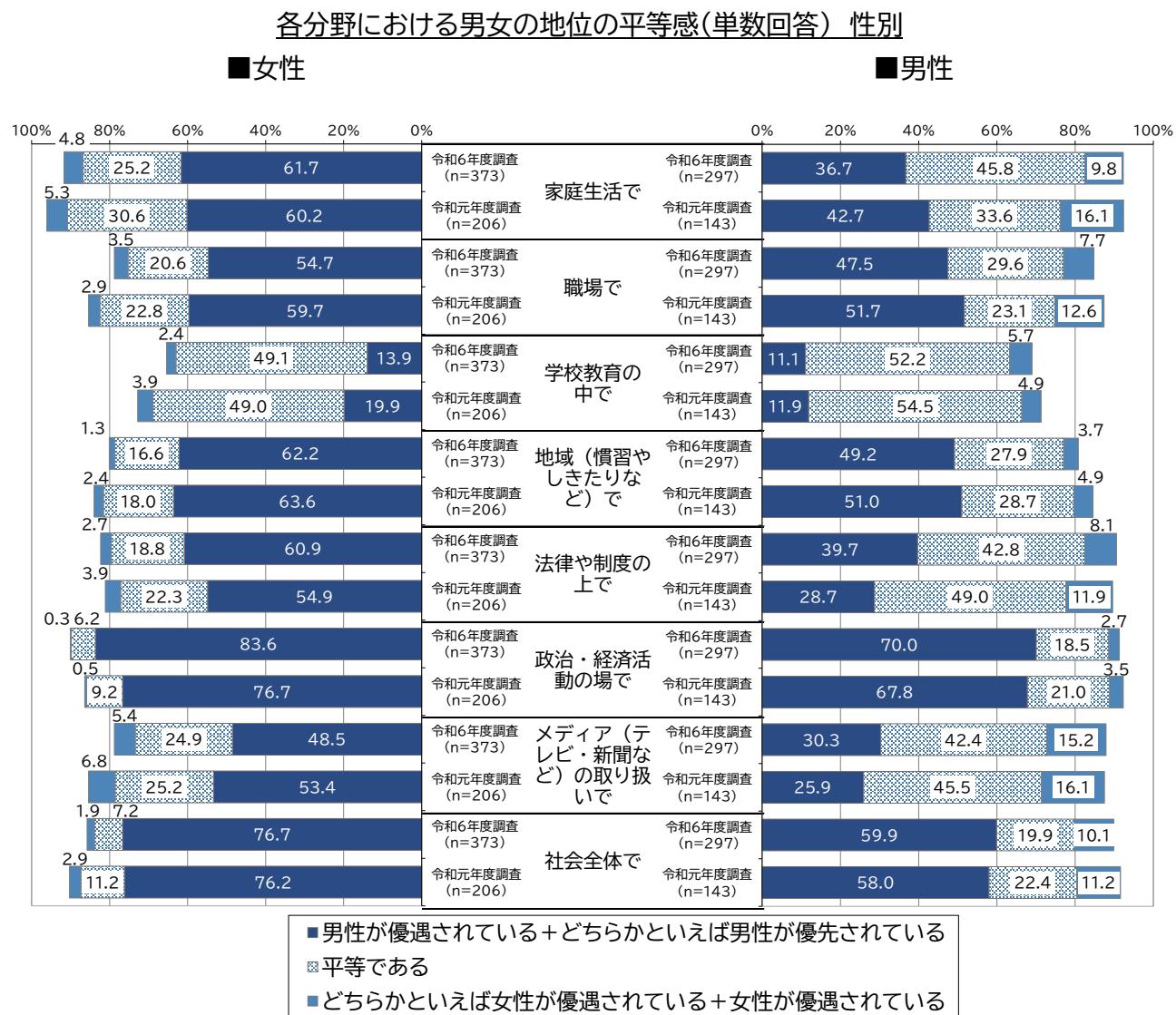
資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

6 市民アンケート調査からみた現状

(1)男女共同参画について

① 各分野における男女の地位の平等感【市民アンケート調査 問1】

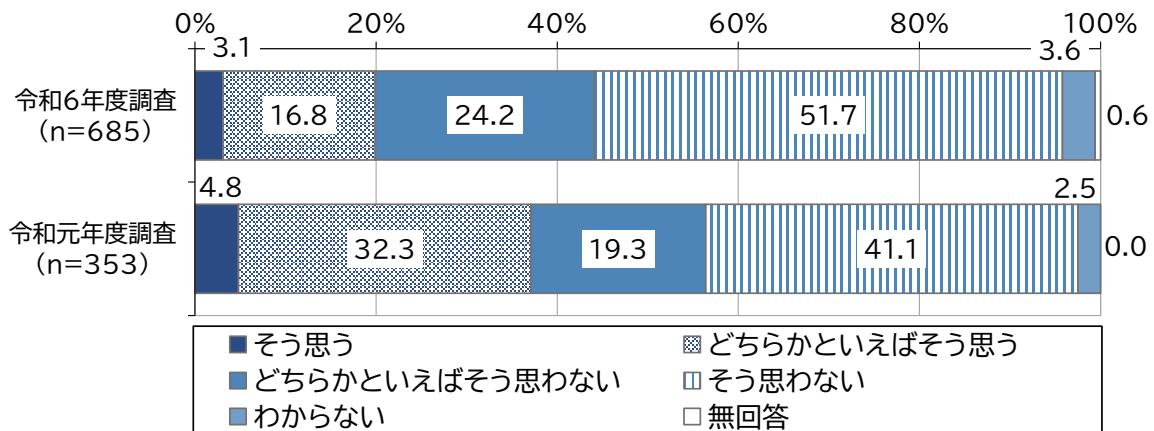
■ 社会の中の各分野で男女の地位が平等になっているかについて、「平等である」では、すべての分野で女性の割合が男性より低くなっています



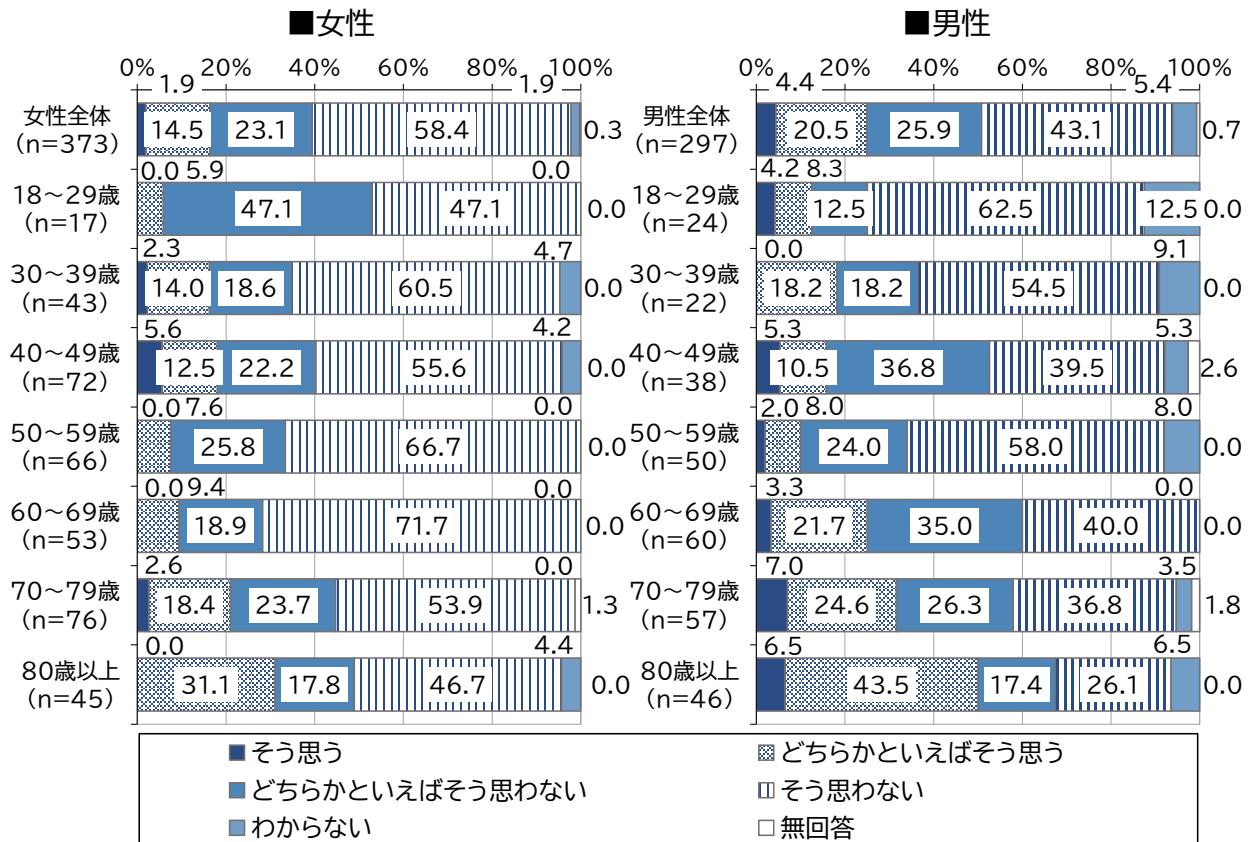
② 固定的な性別役割分担意識*【市民アンケート調査 問2】

- 「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識について、『そう思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)(19.9%)は、令和元(2019)年度調査(37.1%)より17.2ポイント減少し、『そう思わない』(「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」)(75.9%)は、令和元(2019)年度調査(60.4%)より15.5ポイント増加しています
- 性別・年齢階級別でみると、『そう思う』では、男性・女性いずれも80歳以上の割合が他の年齢階級に比べて高くなっています

「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(単数回答)



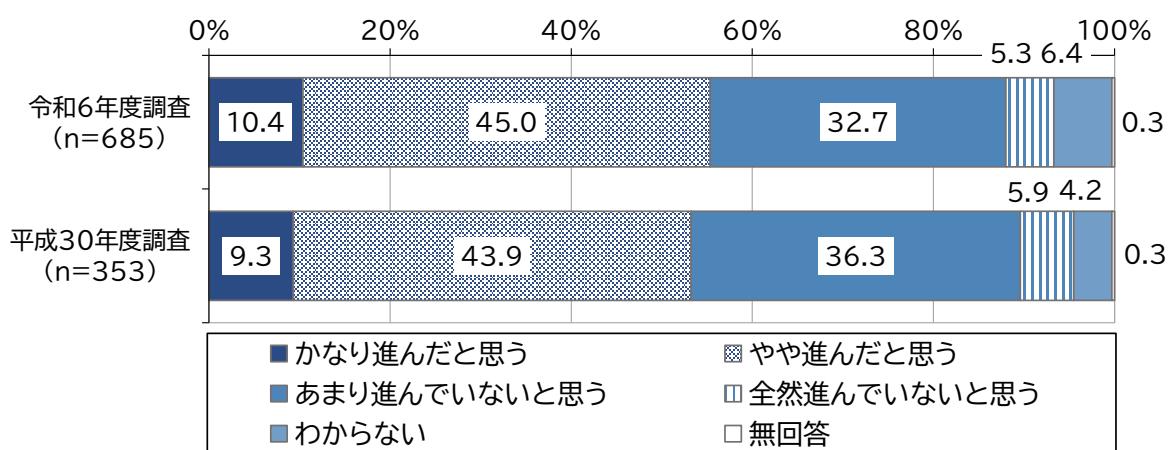
「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(単数回答) 性別・年齢階級別



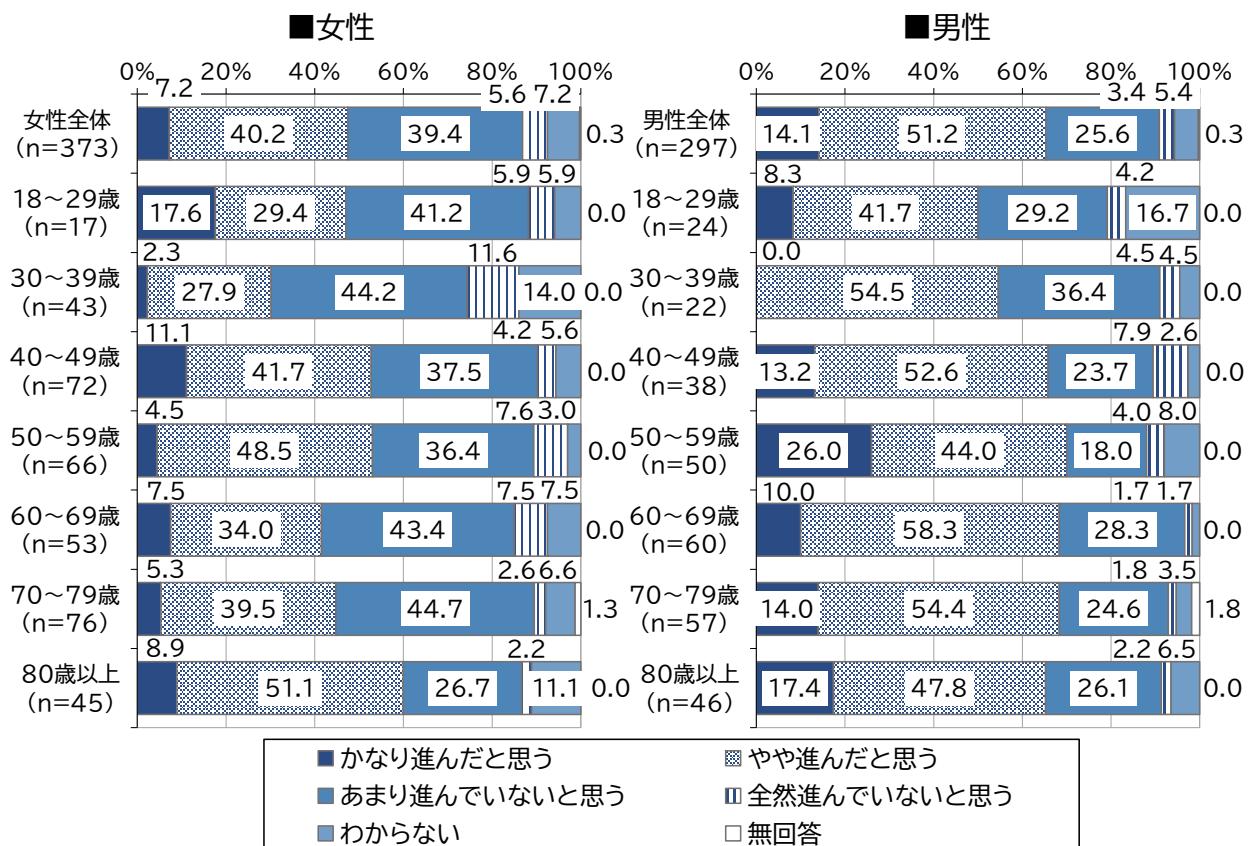
③ 男女平等の進捗状況【市民アンケート調査 問3】

- この5年くらいの間に、男女の対等な関係が進んだと思うかについて、『進んだと思う』(「かなり進んだと思う」+「やや進んだと思う」)が 55.4%、『進んでいないと思う』(「あまり進んでいないと思う」+「全然進んでいないと思う」)が 38.0%となっており、『進んでいないと思う』は令和元(2019)年度調査(42.2%)より 4.2 ポイント減少しています
- 性別・年齢階級別でみると、『進んだと思う』では、男性・50~59 歳が 70.0%で最も高く、『進んでいないと思う』では、女性・30~39 歳が 55.8%で最も高くなっています。

この5年くらいの間に、男女の対等な関係が進んだと思うか(単数回答)



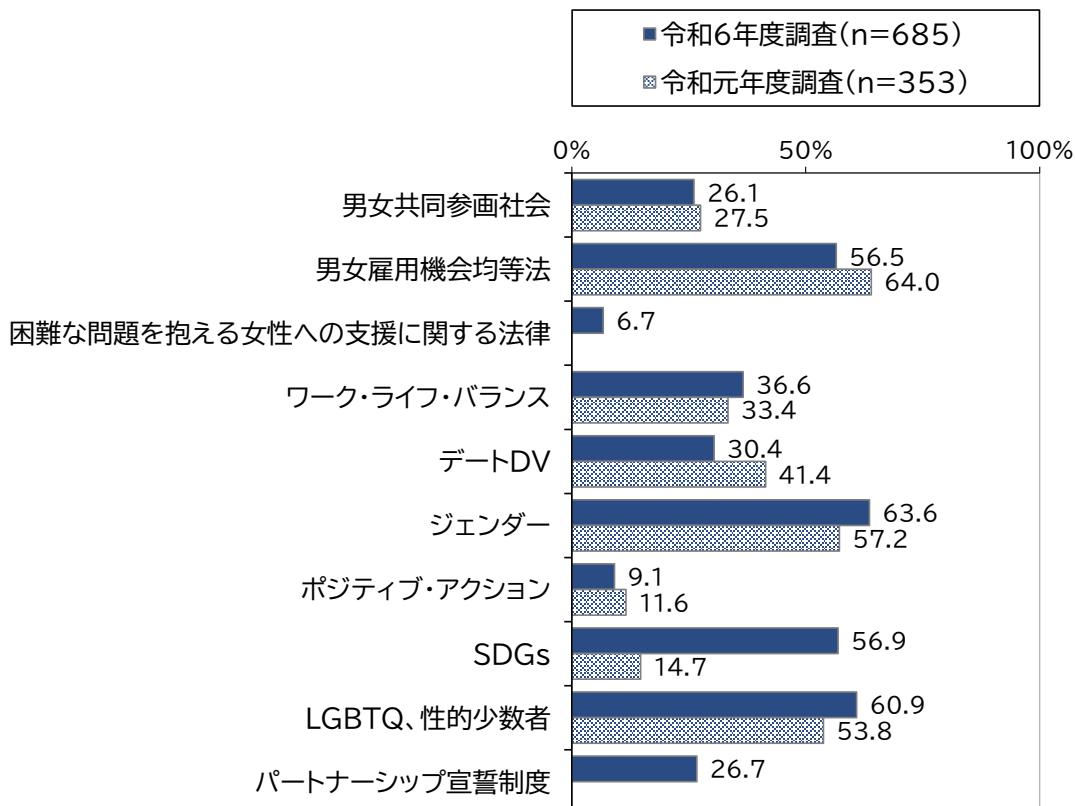
この5年くらいの間に、男女の対等な関係が進んだと思うか(単数回答) 性別・年齢階級別



④ 男女共同参画に関する言葉の認知度【市民アンケート調査 問4】

- 男女共同参画に関する言葉の認知度（「内容を知っている」を回答した人の割合）については、「ジェンダー」（63.6%）、「LGBTQ、性的少数者」（60.9%）、「男女雇用機会均等法」（56.5%）の割合が高い一方、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（6.7%）、「ポジティブ・アクション*」（9.1%）の割合が低くなっています
- 「SDGs」（56.9%）は、令和元（2019）年度調査（14.7%）より42.2ポイント増加しています。

男女共同参画に関する言葉の認知度（「内容を知っている」の割合）



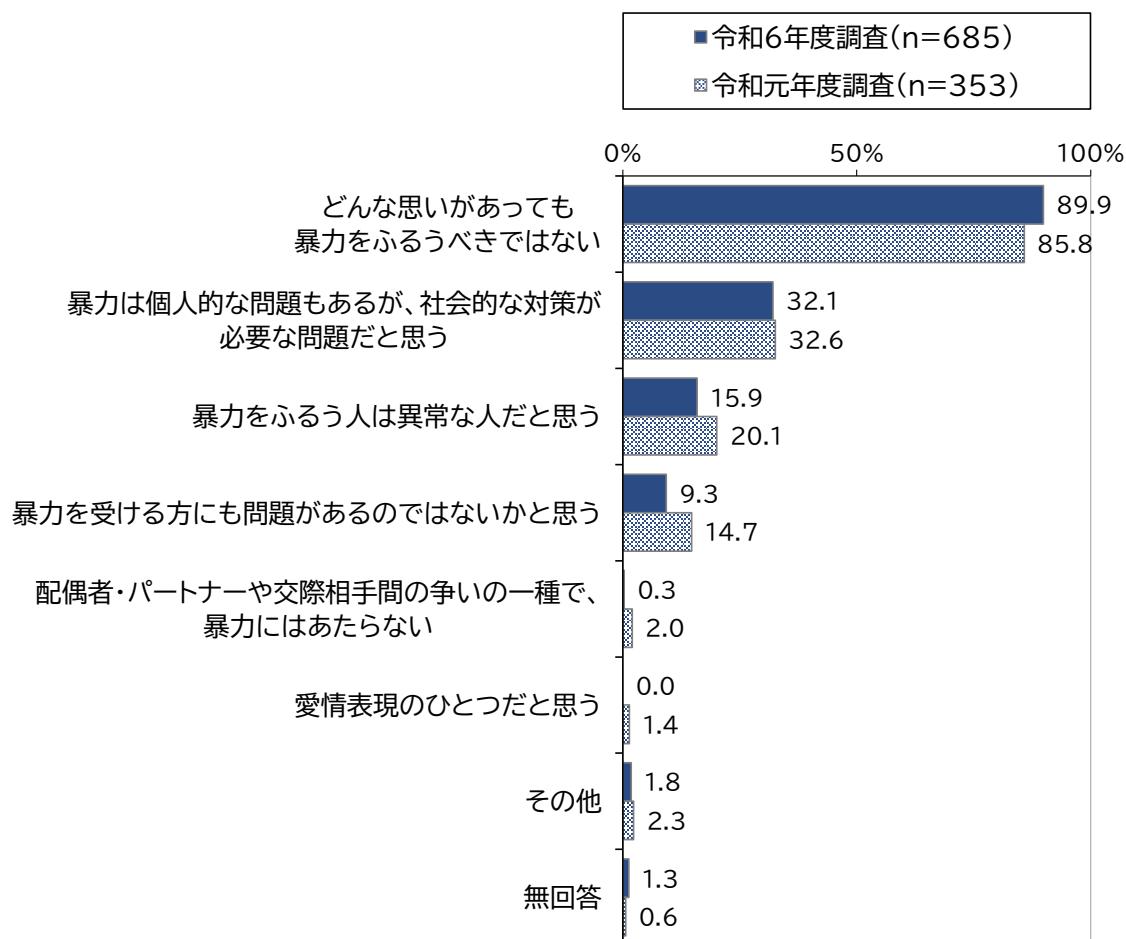
※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「パートナーシップ宣誓制度」は令和6（2024）年度調査からの設問

(2)人権の尊重について

① パートナー間の暴力に関する認識【市民アンケート調査 問5】

■ 配偶者・パートナーや交際相手間の暴力についてどのように思うかについては、「どんな思いがあっても暴力をふるうべきではない」が 89.9%で最も高くなっています。令和元(2019)年度調査(85.8%)より 4.1 ポイント増加しています

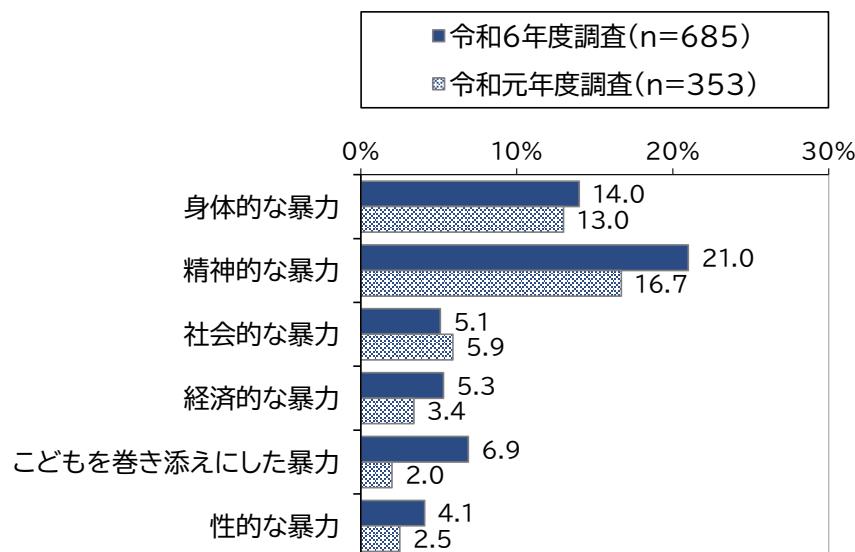
配偶者・パートナーや交際相手間の暴力について(2つまで回答)



② 暴力を受けた経験【市民アンケート調査 問6】

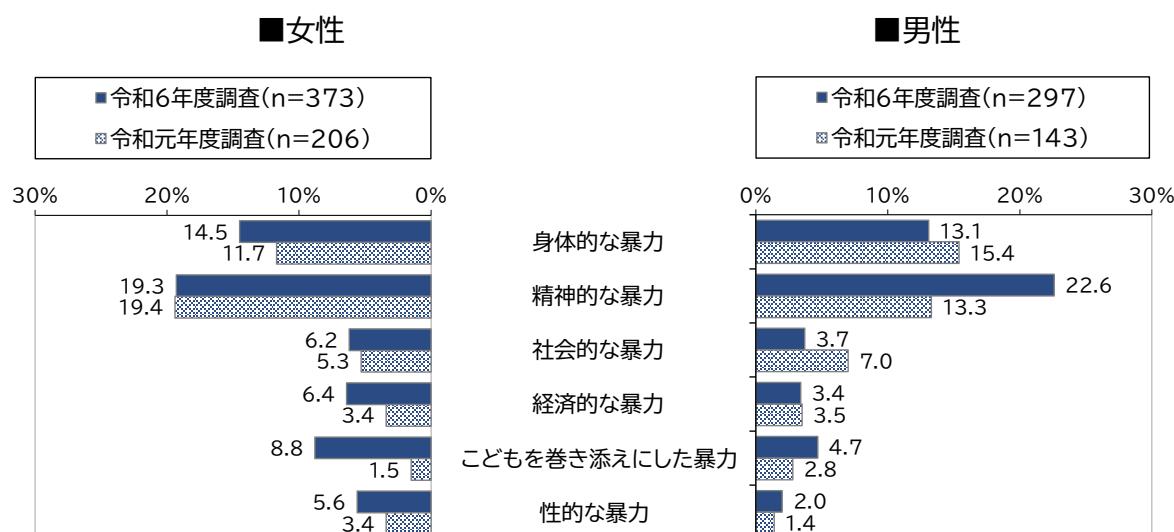
- 暴力を受けた経験については、「精神的な暴力」が 21.0%で最も高く、次いで「身体的な暴力」が 14.0%、「子どもを巻き添えにした暴力」が 6.9%と続いています
- 性別でみると、女性・男性いずれも「精神的な暴力」の割合が最も高くなっています。女性では「子どもを巻き添えにした暴力」(8.8%)が令和元(2019)年度調査(1.5%)より 7.3 ポイント増加しており、男性では「精神的な暴力」(22.6%)が令和元(2019)年度調査(13.3%)より 9.3 ポイント増加しています

暴力を受けた経験(複数回答)



※ 身体的な暴力…殴る、ける、物を投げつけるなどの行為
 精神的な暴力…のしりの言葉や何を言っても無視されるなどの行為
 社会的な暴力…外出の制限、電話・携帯メール・手紙の相手を細かくチェックするなどの行為
 経済的な暴力…生活費を渡さないことや取り上げること、お金の使い道を細かくチェックするなどの行為
 子どもを巻き添えにした暴力…子どもの前での暴力、子どもの前でパートナーをばかにするなどの行為
 性的な暴力…性行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為

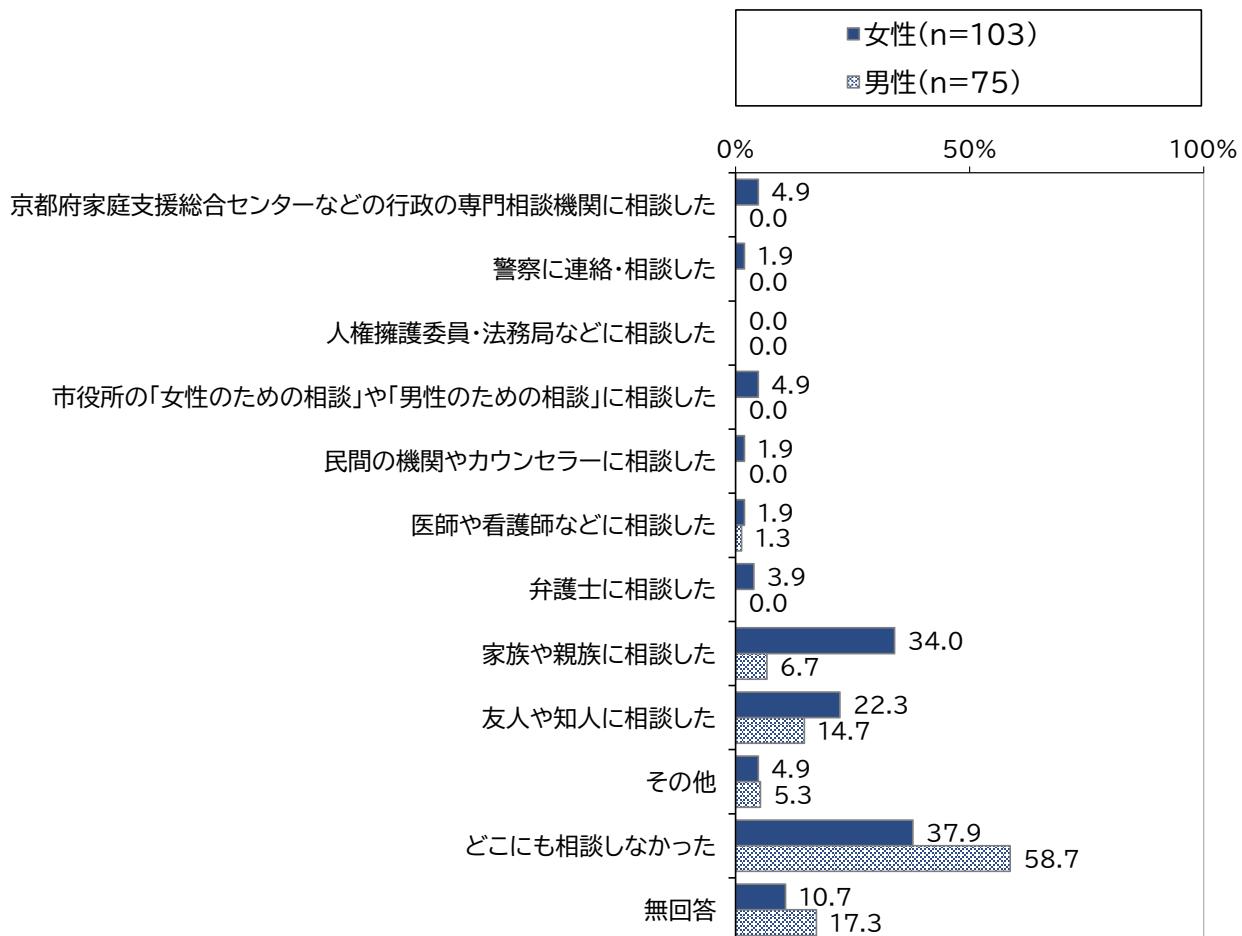
暴力を受けた経験(複数回答) 性別



③ 暴力の相談状況【市民アンケート調査 問7】

■ 暴力を受けた経験がある人について、その行為を、誰かに打ち明けたり相談したかについて性別でみると、女性・男性いずれも「どこにも相談しなかった」の割合が最も高く、女性が 37.9%、男性が 58.7% となっています

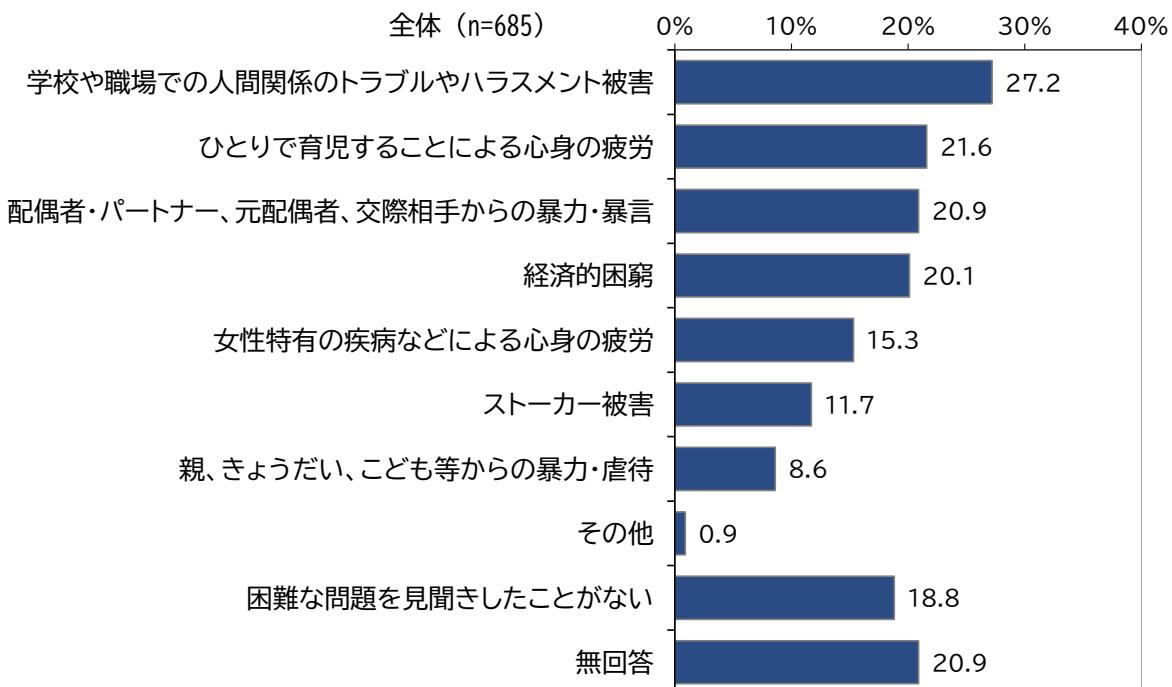
暴力の相談状況(複数回答) 性別



④ 女性であることによる困難な経験【市民アンケート調査 問8】

- 女性であることの理由として、困難な問題を経験したり、見聞きしたことがあるかについては、「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」が 27.2%と最も高く、次いで「ひとりで育児することによる心身の心労」が 21.6%、「配偶者・パートナー、元配偶者、交際相手からの暴力・暴言」が 20.9%と続いています

女性であることの理由として、困難な問題を経験したり、見聞きしたことがあるか(複数回答)

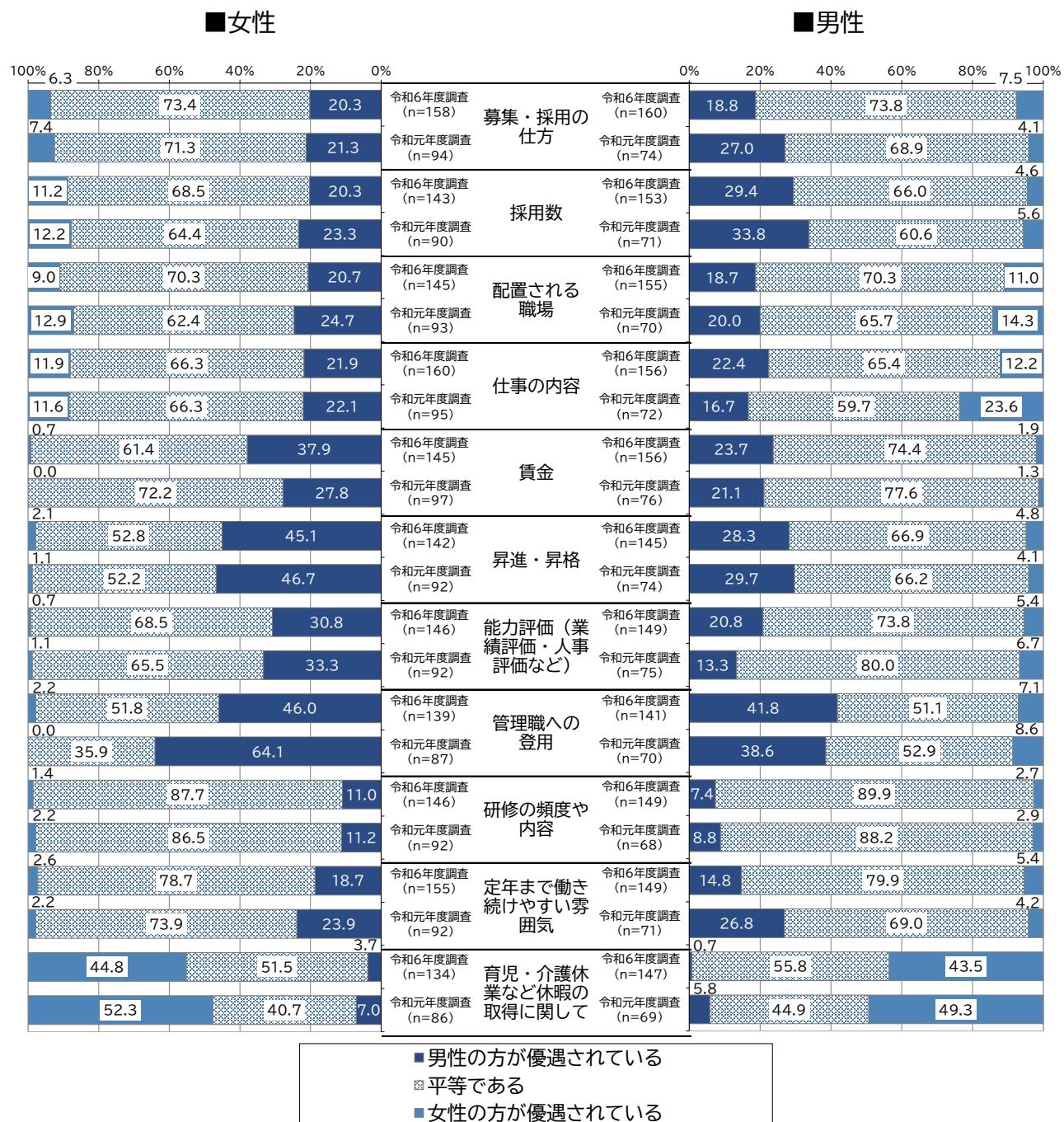


(3)仕事について

① 職場の中での平等感【市民アンケート調査 問11】

- 現在働いている人の、今の職場で性別によって対応や評価に差があると思うかについて、「男性の方が優遇されている」では、女性・男性いずれも「管理職への登用」の割合が最も高く、「女性の方が優遇されている」では、女性・男性いずれも「育児・介護休業など休暇の取得に関して」の割合が最も高くなっています
- 女性における「平等である」では、「賃金」のみ令和元(2019)年度調査より割合が減少しています。

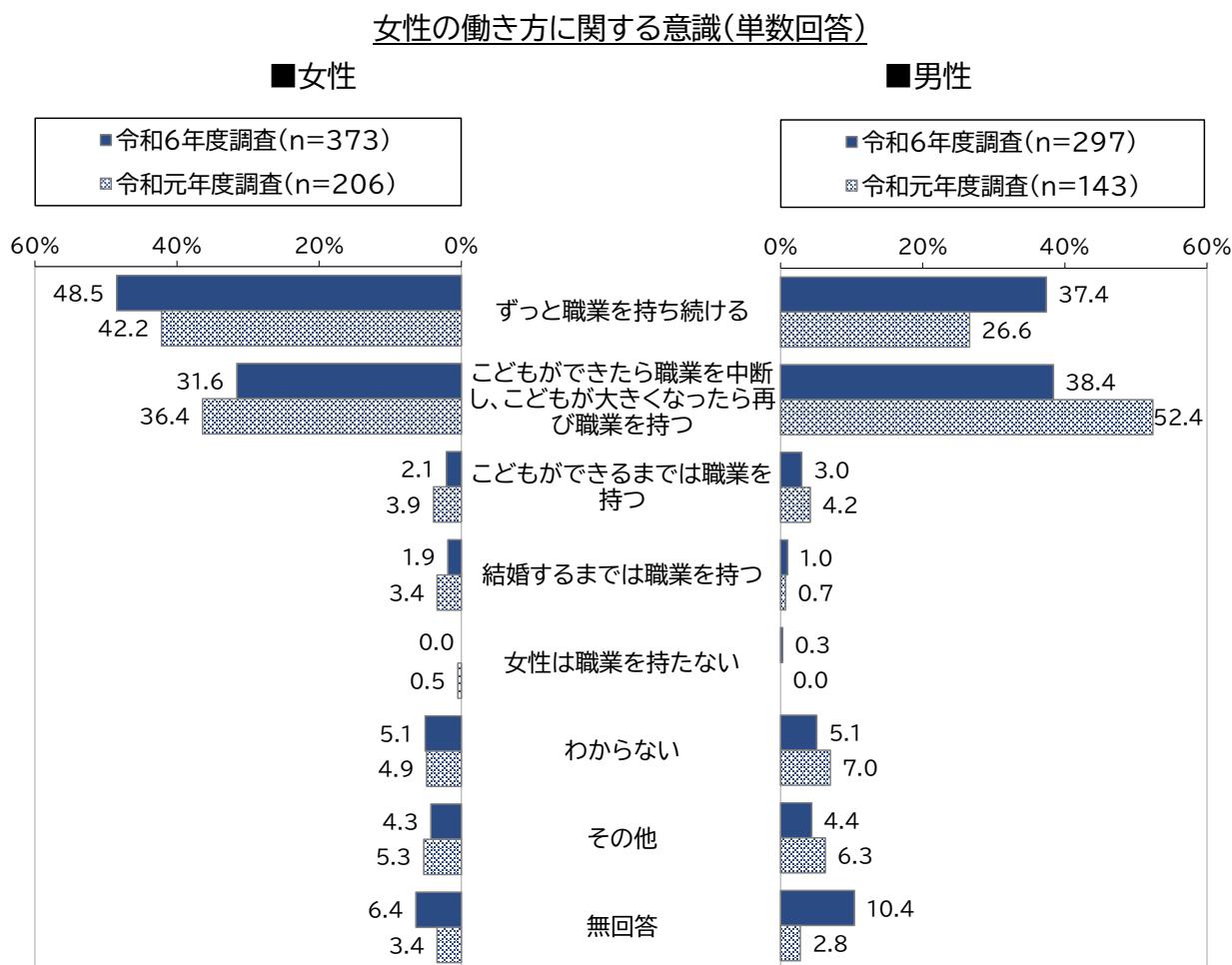
今の職場で性別によって対応や評価に差があると思うか(単数回答)



※「わからない」、「無回答」を除いて集計

② 女性の働き方について【市民アンケート調査 問13】

- 「女性の働き方」に関する意識で最も近いものをたずねた設問について、女性では「ずっと職業を持ち続ける」が48.5%で最も高く、男性では「子どもができたら職業を中断し、子どもが大きくなったら再び職業を持つ」が38.4%で最も高くなっています
- 女性・男性いずれも令和元(2019)年度調査より「子どもができたら職業を中断し、子どもが大きくなったら再び職業を持つ」の割合が減少し、「ずっと職業を持ち続ける」の割合が増加しています

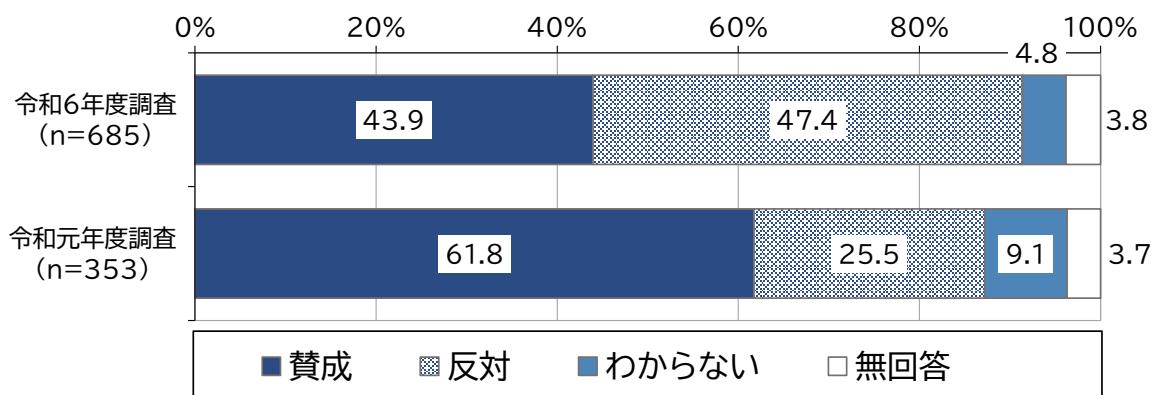


(4)暮らしや家庭生活について

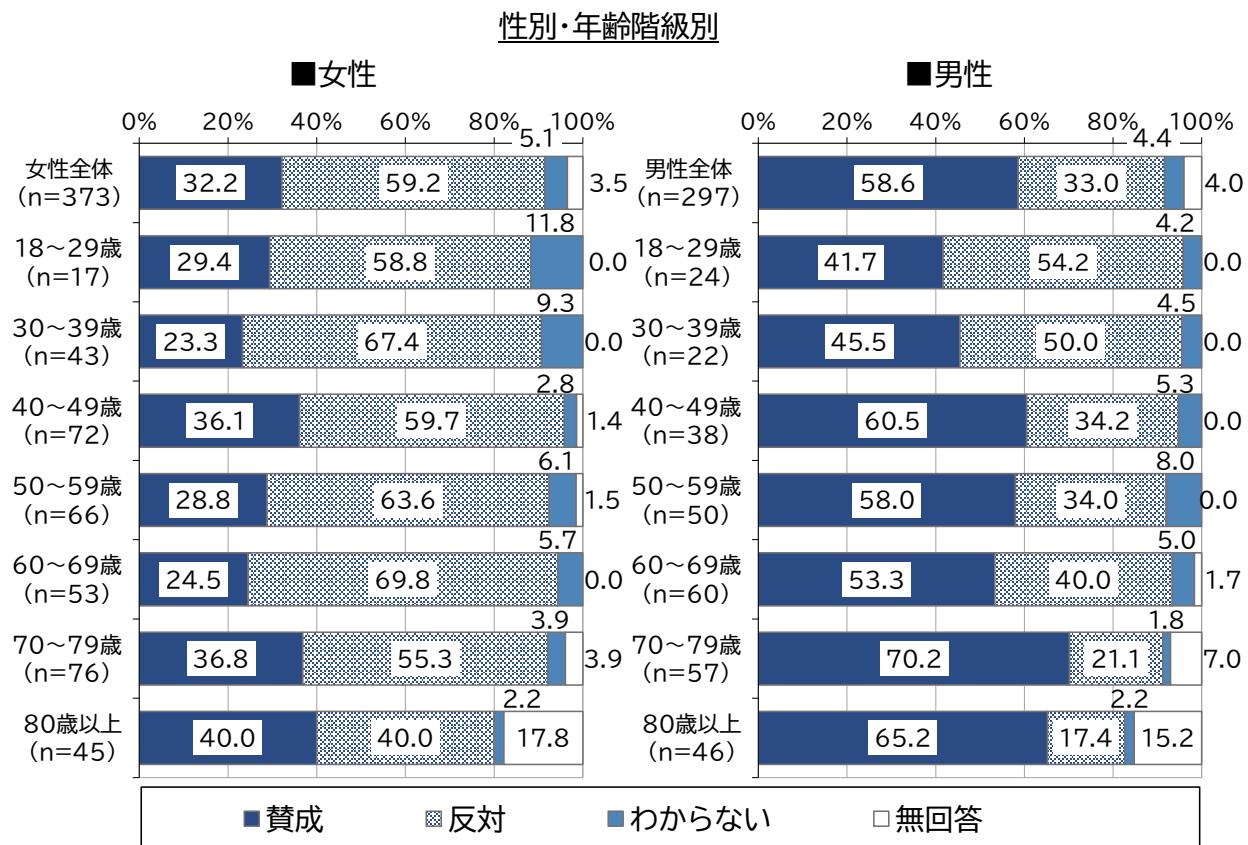
① 子どもの育て方に関する考え方【市民アンケート調査 問20①】

- 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方について、『賛成』(『賛成』+『どちらかといえば賛成』)(43.9%)が令和元(2019)年度調査(61.8%)より減少し、『反対』(『どちらかといえば反対』+『反対』)(47.4%)が令和元(2019)年度調査(25.5%)より増加しています
- 性別・年齢階級別でみると、『賛成』では、男性・70~79歳が70.2%で最も高く、すべての年齢階級で男性の割合が女性より高くなっています

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方について(単数回答)



「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方について(単数回答)



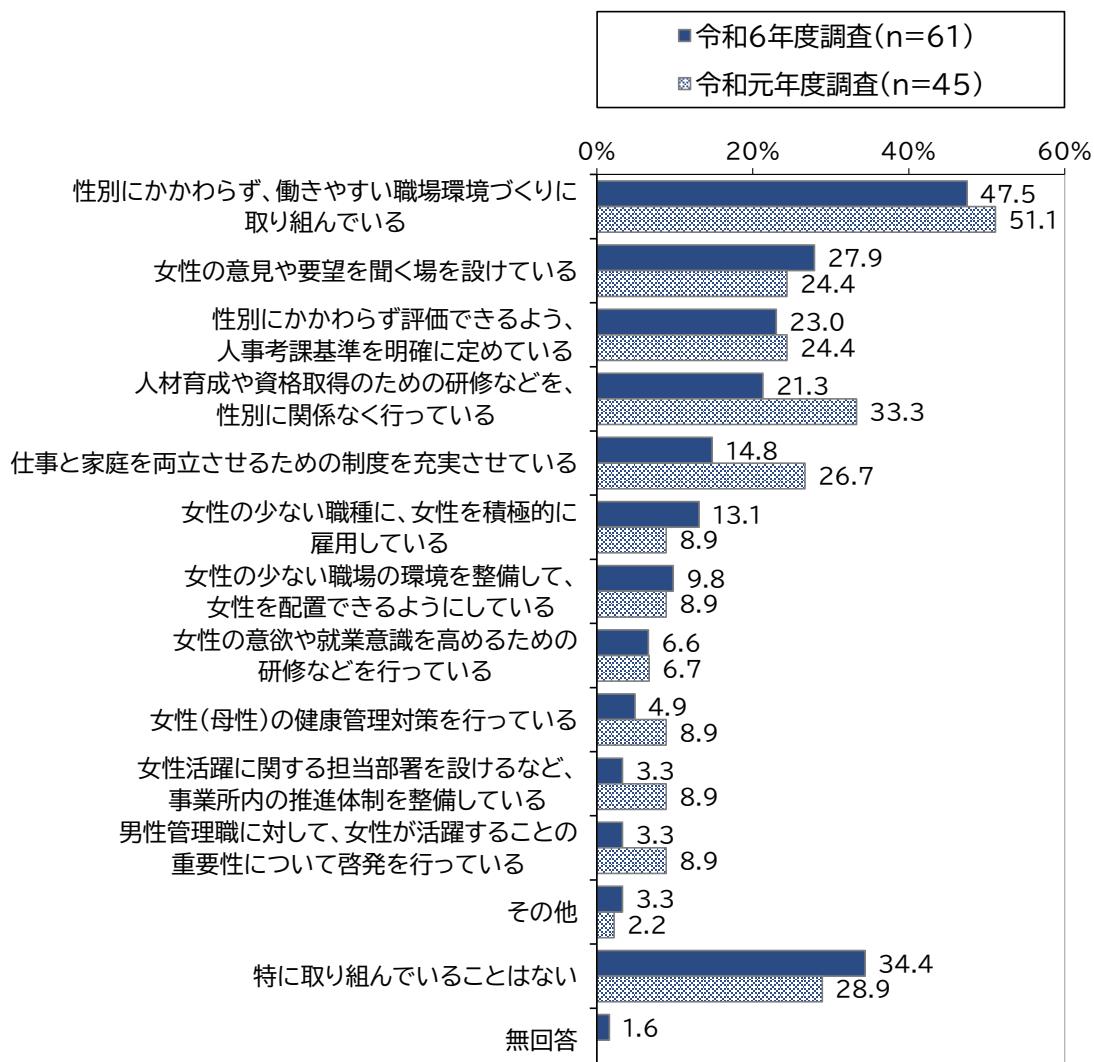
7 事業所アンケート調査からみた現状

(1)女性の活躍について

① 女性従業員が活躍できる取組【事業所アンケート調査 問6】

- 女性が積極的に活躍できるように取り組んでいることについては、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が 47.5%で最も高く、次いで「特に取り組んでいることはない」が 34.4%、「女性の意見や要望を聞く場を設けている」が 27.9%と続いています

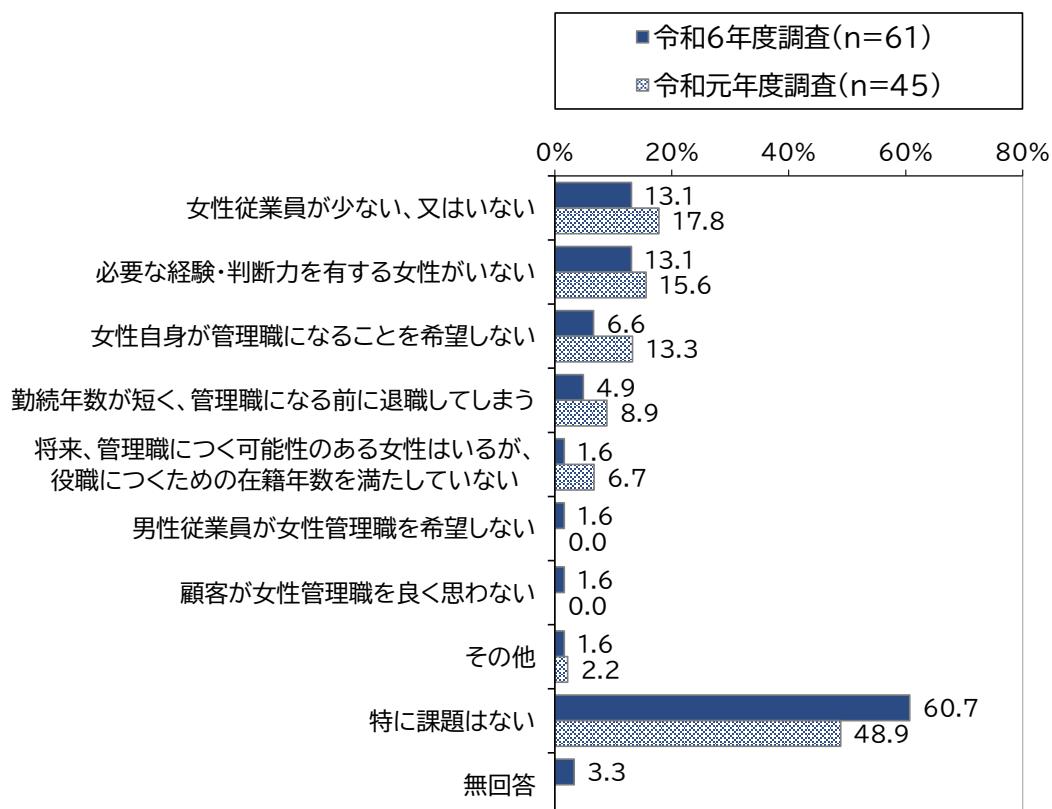
女性が積極的に活躍できるように取り組んでいること(複数回答)



② 女性の管理職登用を促進するにあたっての課題【事業所アンケート調査 問7】

- 女性の管理職登用を促進するにあたっての課題については、「特に課題はない」が60.7%で最も高く、次いで「女性従業員が少ない、又はない」、「必要な経験・判断力を有する女性がいない」が13.1%と続いており、「特に課題はない」(60.7%)では、令和元(2019)年度調査(48.9%)より11.8ポイント増加し、最も増加した項目となっています

女性の管理職登用を促進するにあたっての課題(複数回答)

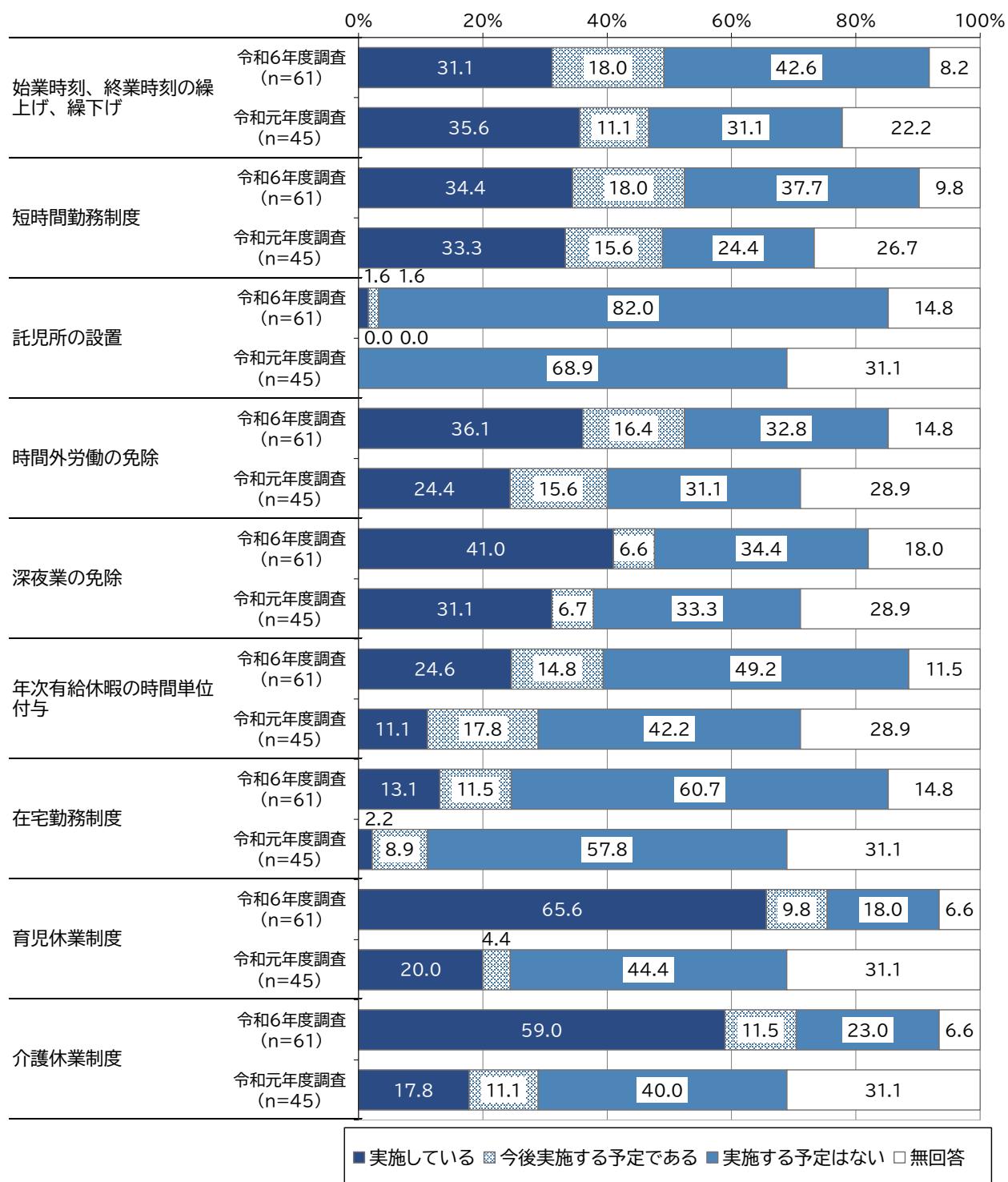


(2)仕事と子育てや介護の両立について

① 育児・介護支援制度の状況【事業所アンケート調査 問8】

■ 育児・介護支援制度の状況について、「実施している」では、「育児休業制度」が65.6%で最も高く、次いで「介護休業制度」が59.0%と続いており、それぞれ令和元(2019)年度調査より大きく増加しています

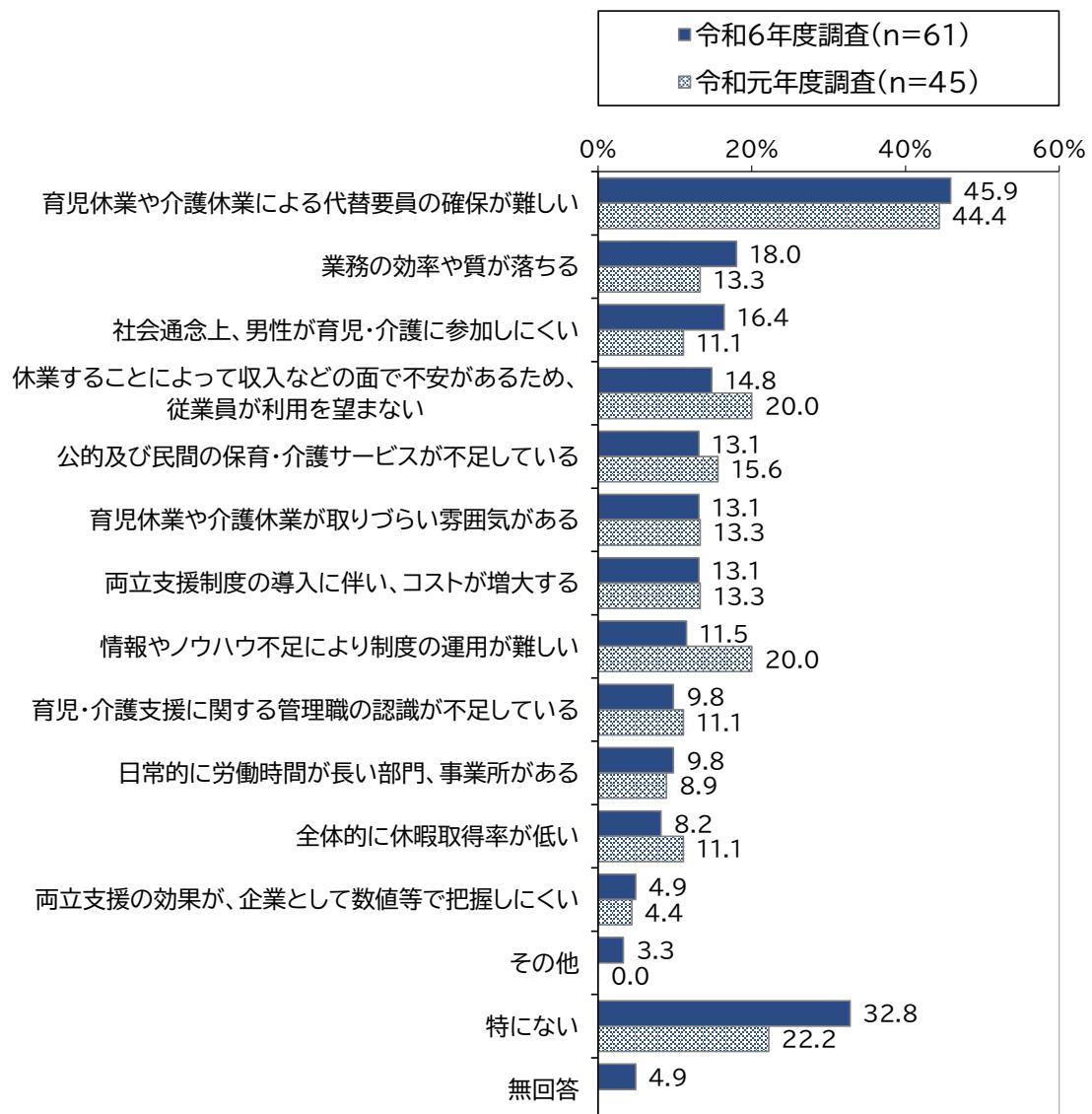
育児・介護支援制度の状況(単数回答)



② 仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進にあたっての課題【事業所アンケート調査 問15】

- 仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進にあたっての課題については、「育児休業や介護休業による代替要員の確保が難しい」が45.9%と最も高くなっています
- 「特ない」(32.8%)では、令和元(2019)年度調査(22.2%)より10.6ポイント増加し、最も増加した項目となっています

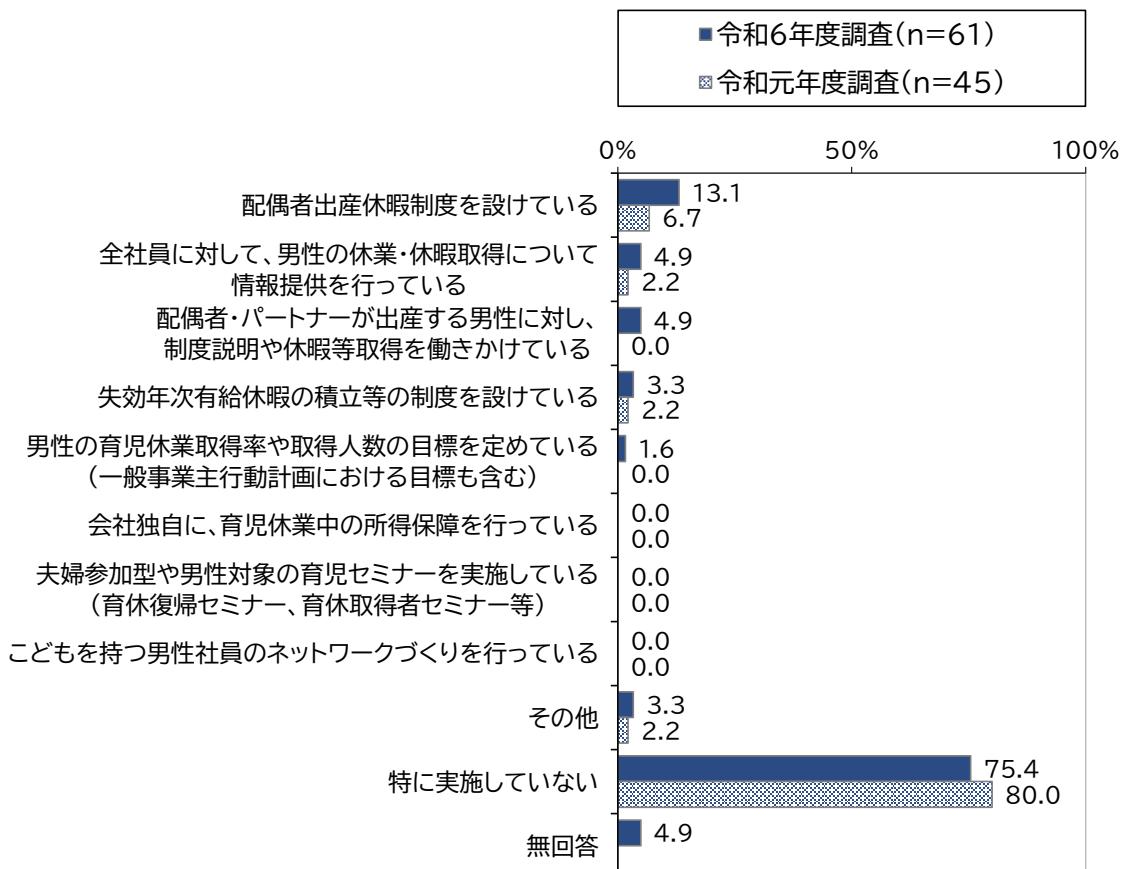
仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進にあたっての課題(複数回答)



③ 男性の育児休業取得や育児参加を促進するための取組【事業所アンケート調査 問16】

- 男性正社員の育児休業や配偶者が出産した際の休暇等の取得促進、もしくは男性の育児参加促進するための取組については、「特に実施していない」が 75.4%で最も高く、次いで「配偶者出産休暇制度を設けている」が 13.1%、「全社員に対して、男性の休業・休暇取得について情報提供を行っている」が 4.9%と続いています
- 「配偶者出産休暇制度を設けている」(13.1%)では、令和元(2019)年度調査(6.7%)より 6.4 ポイント増加し、最も増加した項目となっています

男性の育児休業取得や育児参加を促進するための取組(複数回答)

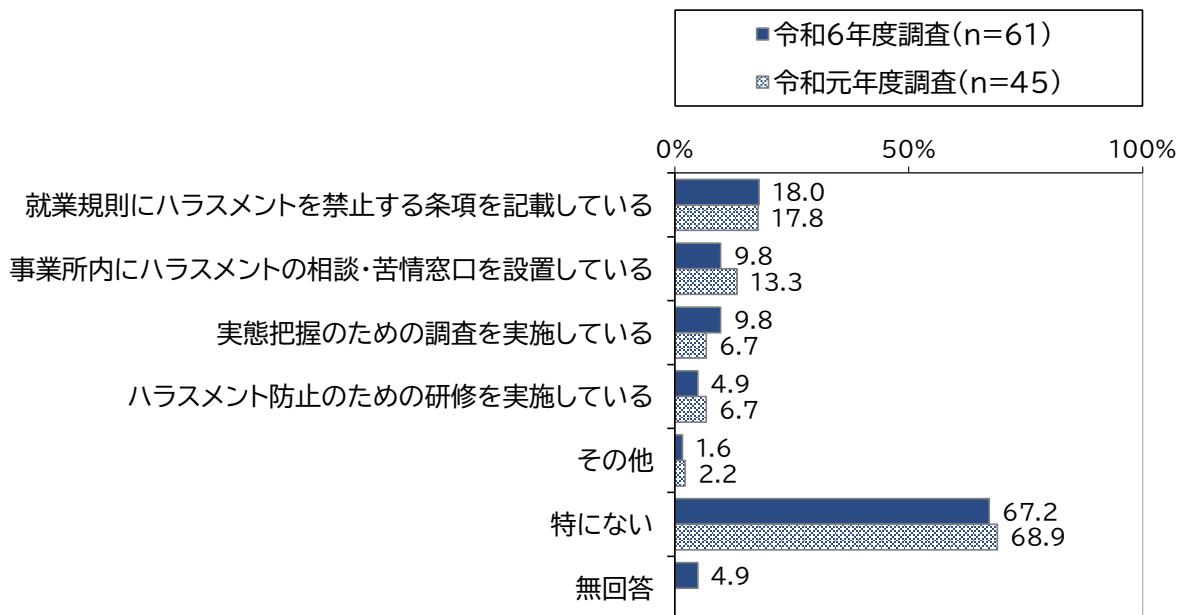


(3)男女が働きやすい職場環境への取組について

① ハラスメントを防止するための取組【事業所アンケート調査 問17-1】

- ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント)を防止するために取り組んでいることについては、「特ない」が 67.2%で最も高く、次いで「就業規則にハラスメントを禁止する条項を記載している」が 18.0%と続いています

ハラスメントを防止するために取り組んでいること(複数回答)



8 第3次向日市男女共同参画プランの取組状況

基本目標1 誰もが認め合うまちにしましょう

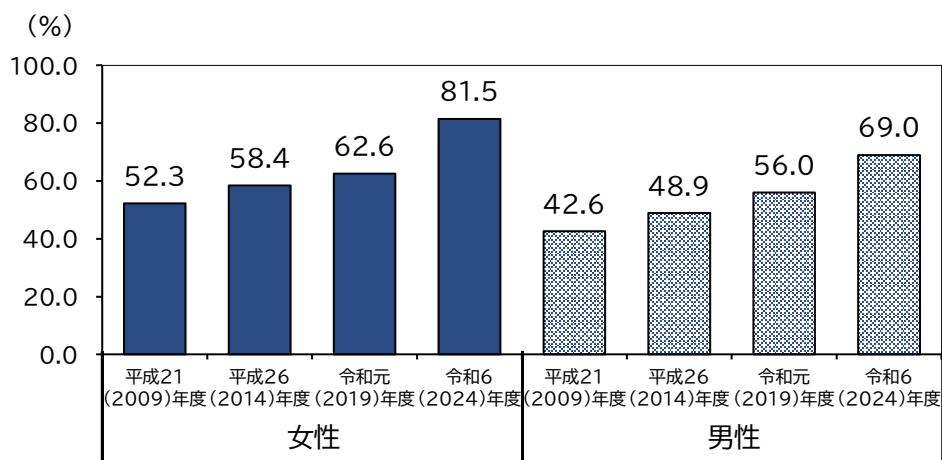
(人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)

基本課題1 人権尊重・男女平等意識を高めます

達成目標 人権尊重・男女平等意識が浸透する

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	女性 62.6%	81.5%	男女ともに 70%	達成	市民 アンケート 調査
	男性 56.0%	69.0%		未達成	

■固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合



基本施策1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

【これまでの主な取組内容】

- 「広報むこう」や市ホームページ、公式 LINE、インスタグラム、市内回覧文書において、各事業(講演会等)や男女共同参画週間の啓発を行い、本プランの実施状況や男女共同参画審議会報告書については、市ホームページにて内容を掲載するなど、男女共同参画について広く周知を行い、情報提供に努めました。
- 男女共同参画週間に合わせ、LGBTQ等をテーマに記念講演会を実施し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティ*など性の多様性について学ぶ機会を設けました。

【今後の課題】

- 「男女共同参画週間記念講演会」の参加者の大半が女性であり、年齢層にも偏りがあるため、幅広い層の参加について企画・周知方法を工夫する必要があります。

基本施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【これまでの主な取組内容】

- 「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」の来場者に「性別による固定的役割分担意識チェックアンケート」を実施するとともに、開催に向けて市民公募の実行委員と企画・運営について議論を重ね、男女共同参画や性の多様性について意見交換を行いました。

【今後の課題】

- 引き続き、家庭や社会の中で、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別による役割分担で成り立つ慣行については、性別にかかわらず市民が参加できるよう工夫する必要があります。また、講演会等に参加されていない市民に対して、どのように周知し、働きかけていくかが課題となっています。

基本施策3 国際社会理解とあらゆる差別の撤廃

【これまでの主な取組内容】

- ジェンダー・ギャップ指数上位の国の取組や男女共同参画関連の報道について、「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」実行委員会等で情報共有し、意見交換を行いました。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の関連講座として、女性に対する暴力に関する講座を開催したほか、同期間にかぐやの灯（上植野浄水場配水塔）を同運動のシンボルカラーである紫色にライトアップし、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけました。

【今後の課題】

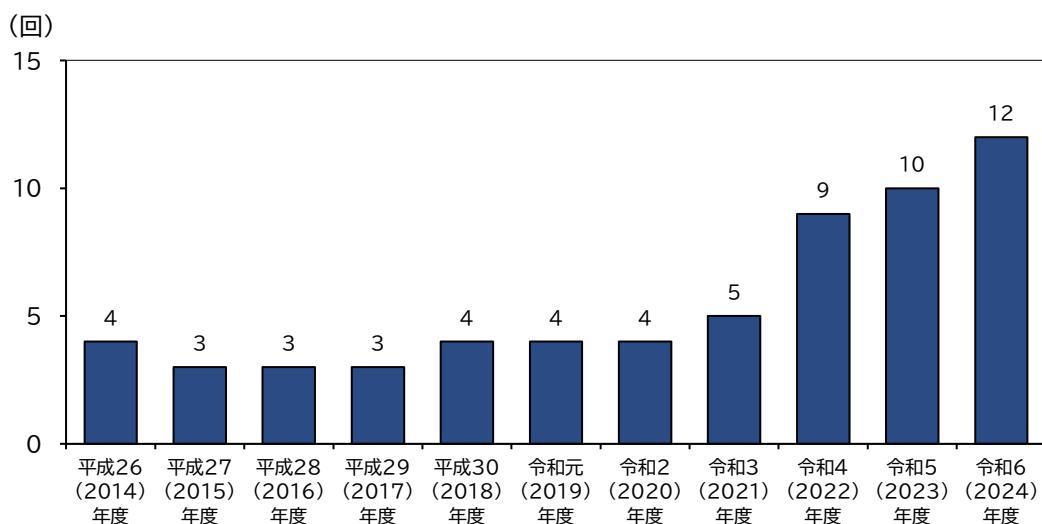
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の関連講座への参加者の大半が女性であり、年齢層にも偏りがあることから、幅広い層に参加してもらえるように、企画・広報を工夫する必要があります。また、引き続き参加者が多くの気づきがある機会となるよう、企画内容を検討する必要があります。

基本課題2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

達成目標 男女が自ら考え、選択できる力をつける

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
男女共同参画に関する講座・研修会の開催数	4回	12回	5回	達成	広聴協働課

■男女共同参画に関する講座・研修会の開催数



基本施策4 男女共同参画意識の醸成

【これまでの主な取組内容】

- 人権尊重の社会づくりを推進していくため、新規採用職員研修にて、男女共同参画についての研修を実施しました。
- 各学校において、人権教育をテーマとした校内研修や特別の教科、道徳の実践に関する授業研究を実施しました。また、人権教育をテーマとし、教職員全員を対象とした研修会を実施しました。
- 保育所等の就学前児童に対し、性別による選択の偏りがないよう心がけたり、人権等に関わる絵本の読み聞かせを実施し、意識啓発に努めました。
- 男女共同参画の視点として、小学校1、2年生では「友情、信頼」の価値観、小学校3～6年生及び中学生では「相互理解、寛容」の価値観について、相互に個性や立場を尊重する態度を育む学習を実施しました。

【今後の課題】

- 新規採用職員研修について、男女の人権に関わる研修を長期的、継続的に実施することで、職員一人ひとりの意識向上につなげる必要があります。

基本施策5 多様な選択を可能にする教育・学習

【これまでの主な取組内容】

- 市民教養講座や市民健康講座、市民文化講座すべてにおいて男女共同参画社会の実現につながるようテーマに配慮するとともに、誰でも参加できるよう土日にも開催しました。
- 中学校において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導、進路相談を実施しました。
- 子育て中の保護者が参加しやすいよう、講座などにおいて保育ルームを設置するよう心がけました。

【今後の課題】

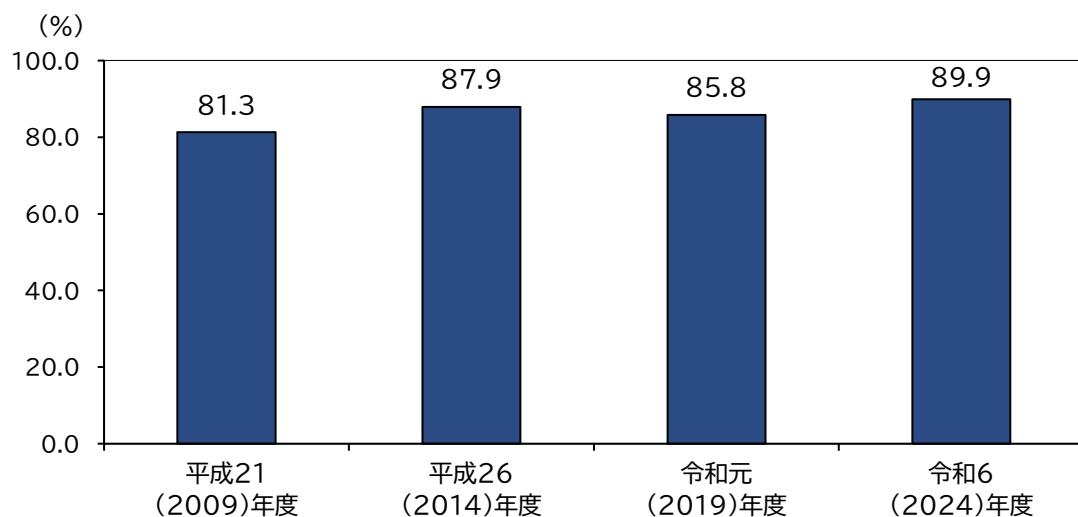
- 引き続き、子育て中の保護者が参加しやすいよう、講座や講演会などの会場に保育ルームやそれに値する体制を取り、様々な方が参加できるよう工夫する必要があります。

基本課題3 女性に対するあらゆる暴力を根絶します

達成目標 男女が互いを尊重する意識が高まる

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
夫婦や交際中の男女であっても暴力はふるうべきではないとする市民の割合	85.8%	89.9%	100%	未達成	市民 アンケート 調査

■夫婦や交際中の男女であっても暴力はふるうべきではないとする市民の割合



基本施策6 女性に対する暴力防止対策の強化

【これまでの主な取組内容】

- 「女性に対する暴力をなくす運動週間」について「広報むこう」へ掲載するとともに、かぐやの灯(上植野浄水場配水塔)を、同運動のシンボルカラーである紫色にライトアップしました(パープル・ライトアップ)。また、年間を通して、DV、ハラスメント及びこども・若者の性被害防止について、女性活躍センターの掲示版等へ掲示を行うことにより、暴力防止について啓発を行いました。さらに、「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせて開催したパープルリボン*展では、市民等からパープルリボンをモチーフにした作品を募集し、市内のボランティア団体等から応募のあった作品を女性活躍センターに展示したり、「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」の開催時期には市民会館に展示しました。加えて、DVは人権を著しく侵害する重大な問題であることや、令和5(2023)年5月に成立したDV防止法の改正等の周知を市ホームページで行うとともに、DV防止ハンドブックの更新を行うなどの周知を行いました。
- デートDV*に関する啓発資料を活用し、その予防に向けた学習を中学校2年生に対し実施しました。
- 関係機関から送付されたハラスメント事例についてのポスター等を市役所窓口や女性活躍センターに掲示し、周囲に配慮した言動や行動を心がけるよう啓発を行いました。また、「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」実行委員会において、各種ハラスメントについて意見交換を行い、市ホームページのいきいきフォーラム記録集にハラスメントの定義を掲載することで、より多くの方に向け周知を行いました。
- 関連する法令や制度について相談者の状況に応じた説明を行い、制度等に適用できそうなときは具体的な案内を行うなど、法令や制度について周知を図りました。また、相談内容により女性の相談員や職員が対応しました。
- 保育所長会、副所長会といった職員会議において、セクシャル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止について情報共有し、意識啓発を行いました。
- 向日市商工会において、経営に関する相談の中でハラスメント等の相談があった場合は、より専門的に対応できる相談機関を案内するなど、適切な対応に努めました。
- 服務規律に係る通達等により教職員への意識啓発を行い、教育現場におけるセクシャル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント行為の防止に努めました。

【今後の課題】

- 引き続き、女性の人権を守る法令や制度の動向を注視し、必要な方に必要な情報を提供するよう心がけるとともに、DV防止への認識を広く持つもらうよう、啓発を継続する必要があります。
- 相談に応じる職員のDV、ストーカーに対する理解を更に深めるとともに、引き続き制度の周知に努める必要があります。
- 向日市商工会において、性別にかかわらず、経営に関する相談をすることができ、セクシャル・ハラスメント等の相談等も可能な環境が整えられているため、誰もが気軽に相談できる窓口として、より一層の周知を図る必要があります。

基本施策7 相談体制の整備

【これまでの主な取組内容】

- 「女性のための相談」のカウンセラーに関係機関の各種講座や専門の相談機関についての情報提供を行い、内容に応じた適切な相談ができるよう支援を行いました。また、緊急で対応が必要な相談者に対しては、関係課と連携し、同行支援を行うことができる体制を整えました。
- DV被害者が安心して相談できるよう、庁内関係各課や警察、関係市区町村と円滑に連携することに努めました。
- 京都府家庭支援総合センターによるDV被害者支援専門研修や女性相談支援員対象の人材育成講座等を受講し、職員の資質向上と受講内容の課内共有により組織的な相談体制の充実を図りました。

【今後の課題】

- 同行支援が必要になった際は、関係機関や庁内各課への協力を依頼し、更にスムーズに手続きが行える体制づくりに努める必要があります。
- 「男性のための相談」の相談件数が少ないことから、「男性のための相談」として電話相談を実施していることについて、引き続き、周知方法を工夫していく必要があります。
- DV被害を未然に防ぐため、庁内関係各課との情報連携を更に密に行うとともに、窓口滞在時間の短縮、相談室利用による被害者の心理的負担の軽減及びプライバシー保護に努める必要があります。
- 令和7(2025)年4月に「こども家庭センター」が設置されたことから、妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に保健師や社会福祉士などの専門職が様々な相談や支援にあたることができるように、関係機関と情報を共有しておく必要があります。

基本施策8 被害者支援システムの整備・充実

【これまでの主な取組内容】

- 被害者や支援者等から相談があった際は、京都府家庭支援総合センターや警察等の関係機関と連携・情報共有を図り、必要な時は外部機関と綿密に連絡を取り合えるよう課内で情報共有を行い、体制を整えました。

【今後の課題】

- 引き続き、関係機関と連携し、被害者や支援者等の安全が確保できるようスムーズに手続が行える体制づくりや情報共有に努める必要があります。
- 被害者の生活再建に必要な支援について、調整に時間がかかることがあることから、関係各課との連携を密にし、常に課題意識を持ち、相談体制の充実を図る必要があります。

基本目標2 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

(女性と男性のあらゆる分野への参画促進)

基本課題4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

達成目標 男女が一緒に政策・方針を決定できる

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
審議会等における女性委員の割合	33.5%	35.8%	40%	未達成	広聴協働課
	47.6% (職務指定除く)	46.5%		達成	

基本施策9 女性リーダーの発掘・育成・活用

【これまでの主な取組内容】

- 地域や職場で活動する女性リーダーの育成のため、「京都府女性の船」の参加募集の広報を行うとともに、女性活躍センターへの団体登録を促し、活動拠点を提供しました。
- 向日市商工会の活動(企業支援)への補助を行い、起業をめざす女性リーダーの発掘、育成、活用につなげました。
- 女性活躍センターでマルシェやフェスティバル等を実施することで、女性団体同士の情報交換や参加した女性のネットワークが広がり、団体への支援につなげました。
- 女性活躍センターにおいて、登録団体のイベント等のチラシを配架するとともに、登録団体の活動紹介カードを作成し、団体の紹介や取組等の情報提供を行いました。

【今後の課題】

- 引き続き、女性リーダーの人材育成と女性団体への支援に繋がる事業を企画し、研修参加者、女性団体懇話会、女性活躍センター登録団体に男女共同参画事業の参加を促し、女性活躍センターを拠点としたネットワークづくりを促進する必要があります。
- 男女共同参画について意識していない方についても男女共同参画の視点について考える機会が持てるよう、女性活躍センターの一般利用者に対しても他の団体の活動やイベントについてより周知を行う必要があります。

基本施策 10 審議会などへの女性登用促進

【これまでの主な取組内容】

- 庁内の女性委員構成比率調査を行い、庁内の状況を把握するとともに、男女比に偏りのある委員会については助言を行いました。
- 委員選定の相談があった場合は、女性活躍センターに登録されている個人や団体の女性人材情報について、本人同意のうえで必要な課に提供できるよう体制を整えました。

【今後の課題】

- 男女比に偏りのある委員会については助言を行っていますが、女性委員がゼロの審議会が存在しています。

基本施策 11 女性職員の登用促進

【これまでの主な取組内容】

- 人事異動において、管理・監督職への女性職員を登用し、将来の管理・監督職を養成できるよう配慮しながら、人員配置を行いました。また、管理・監督者を対象に行った各研修への女性職員の参加促進を図りました。
- 「向日市人材育成基本方針」に基づき、管理・監督者向け研修や、外部で開催される研修等への女性職員の参加促進を図りました。

【今後の課題】

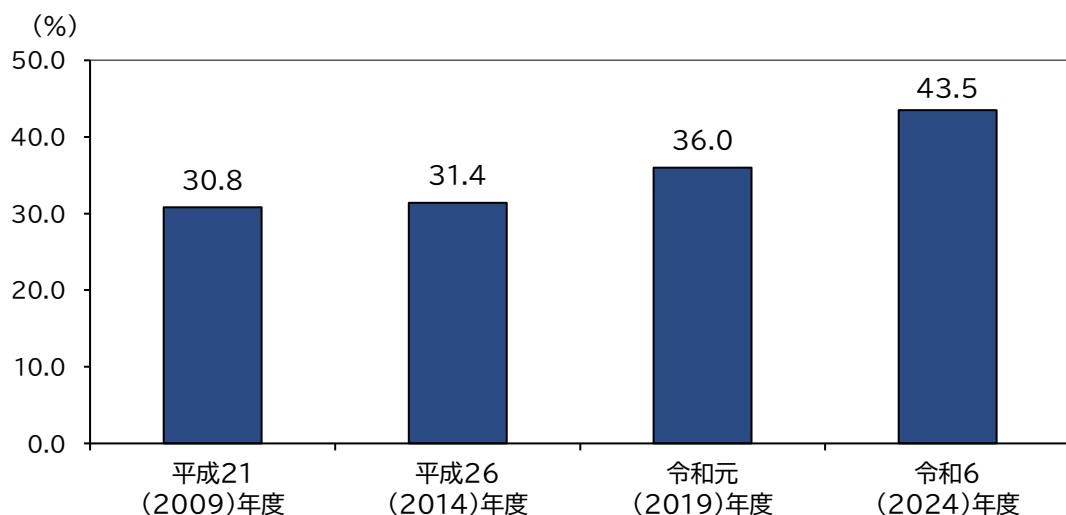
- 引き続き、性別にかかわらず、誰もが様々な経験ができるよう、適切に人材配置を行う必要があります。

基本課題5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

達成目標 男女がともにいきいきと働ける職場が増える

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
女性の継続就業を支持する市民の割合	36.0%	43.5%	40%	達成	市民 アンケート 調査

■女性の継続就業を支持する市民の割合



基本施策 12 就業における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 向日市商工会女性部において、女性部員交流会を開催し、協力し合いながら様々なことにチャレンジすることについて話し合いを行いました。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や、育児・介護休業法に基づくワーク・ライフ・バランスの推進について、必要性を感じる事業主や起業を考えている方に向けて、女性活躍センターにおいて掲示するなど、周知を行いました。
- 女性の再就職やチャレンジを支援するため、女性活躍センターのホームページにおいて、京都府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」や「京都ジョブパーク」を紹介しました。また、女性のチャレンジや就職に役立つ女性応援セミナーや就業支援セミナー、出張就業相談会を実施するとともに、「広報むこう」やLINE、インスタグラムなどを活用して周知を行いました。
- 女性のエンパワーメントを図るため、様々なテーマのセミナーに加え、「マザーズジョブカフェ」と共催で女性応援セミナー及び就業支援セミナーを開催し、女性の就労や起業に繋がる機会を設けました。
- 向日市商工会において、性別や年齢に関係なく参加できる「創業塾」を開催し、起業に必要な知識を学べる機会を提供しました。

【今後の課題】

- 女性応援セミナーや就業支援セミナーに参加した方がセミナーで得た知識をその後どのように活用されているか等を把握できていないため、今後事業を行う際は参加者と事業後も繋がりが持てるよう工夫する必要があります。

基本施策 13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

【これまでの主な取組内容】

- 父親向け育児講座を開催し、性別にかかわらず働く場や家庭内で互いに協力し合う必要性や、子どもとの良質な時間とは何か、アンガーコントロールの技法等について学ぶ機会を提供しました。
- 家庭教育講座を開催し、性別にかかわらず子どもと接する際の心構えやヒントを学ぶ機会を提供しました。

【今後の課題】

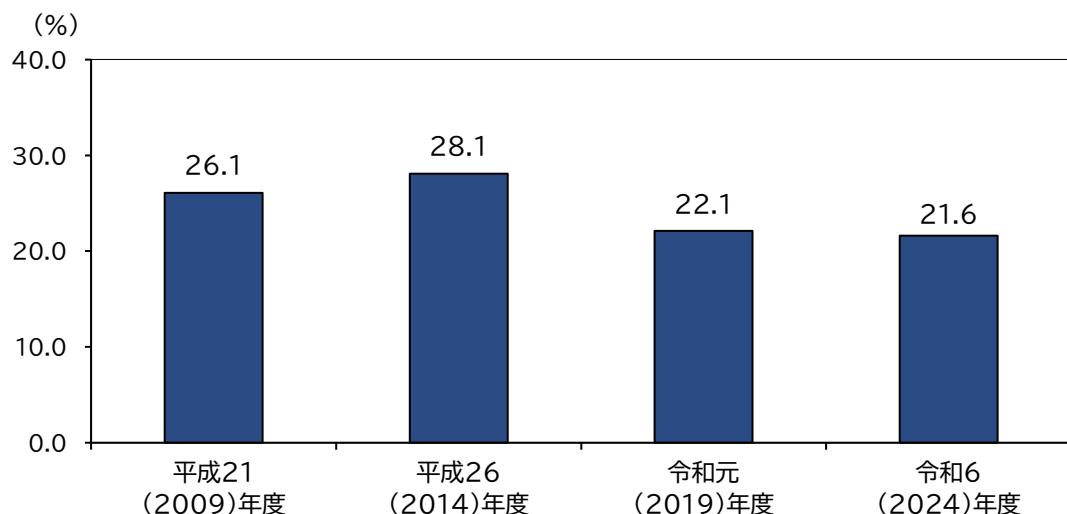
- 引き続き、固定的な性別による役割分担意識についての啓発を行い、家庭の中から地域活動に繋がるきっかけとなるような場を設ける必要があります。
- 職場における男女共同参画が推進されるよう、事業所の管理職や人事担当部局に一般事業主行動計画の策定を働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であることについて啓発する必要があります。

基本課題6 地域のみんなで元気なまちをつくります

達成目標 あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
地域(社会の慣習やしきたり)において男女が平等であると感じる市民の割合	22.1%	21.6%	40%	未達成	市民 アンケート 調査

■地域(社会の慣習やしきたり)において男女が平等であると感じる市民の割合



基本施策 14 多様な活動への男女の参画促進

【これまでの主な取組内容】

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアや地域活動への参加を促進する際、男女共同参画の視点を配慮して行うよう働きかけを行いました。
- 地域学校協働活動推進事業等において、構成する地域住民が性別にかかわらずいきいきと活動できるよう、情報や活動の場を提供しました。
- 地域の防災訓練において、各会場に福祉コーナー、授乳室及び男女別の更衣室等を設置し、参加者に使用方法等の周知を行うとともに、男女共同参画の視点を入れた防災対策の啓発を行いました。

【今後の課題】

- 引き続き、より多くの市民に対して、自治会・町内会などの地域活動において、習慣や慣習を見直し、男女共同参画を推進・啓発する機会を設ける必要があります。
- 災害時における避難所運営については、あらゆる配慮が行えるよう、内容の充実に取り組む必要があります。また、地域の防災訓練や出前講座等を通じ、性別にかかわらない配慮をした防災対策の必要について啓発を行う必要があります。

基本施策 15 あらゆる人の社会参加の推進

【これまでの主な取組内容】

- シルバー人材センターを通じて、本市の事業の一部を高齢者に就業機会として提供することができました。
- 各種地域生活支援事業を実施し、障がいのある人への生活支援を行いました。
- 本市で出産、育児をされる予定の方が外国人である場合、外国語版親子手帳の交付を行いました。
- 法務省が実施している「外国人のための人権相談」を市ホームページに掲載することにより、日本語能力が十分でない外国人の方が人権相談を受けられるよう努めました。

【今後の課題】

- 社会福祉協議会のボランティア登録者について、女性の割合が高く、男性の割合が低いことから、男性のボランティア登録者数の増加や人材育成に向けた取り組みを検討していく必要があります。
- 地域社会の中には、部落差別(同和問題)、高齢者、障がいのある人、外国人、外国にルーツを持つ方、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する問題等に起因する様々な人権問題により困難な状況におかれている方が存在するため、十分な配慮が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的に困難な状況に置かれている方が存在していることに留意して、男女共同参画の視点に立った取組を行う必要があります。

基本目標3 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

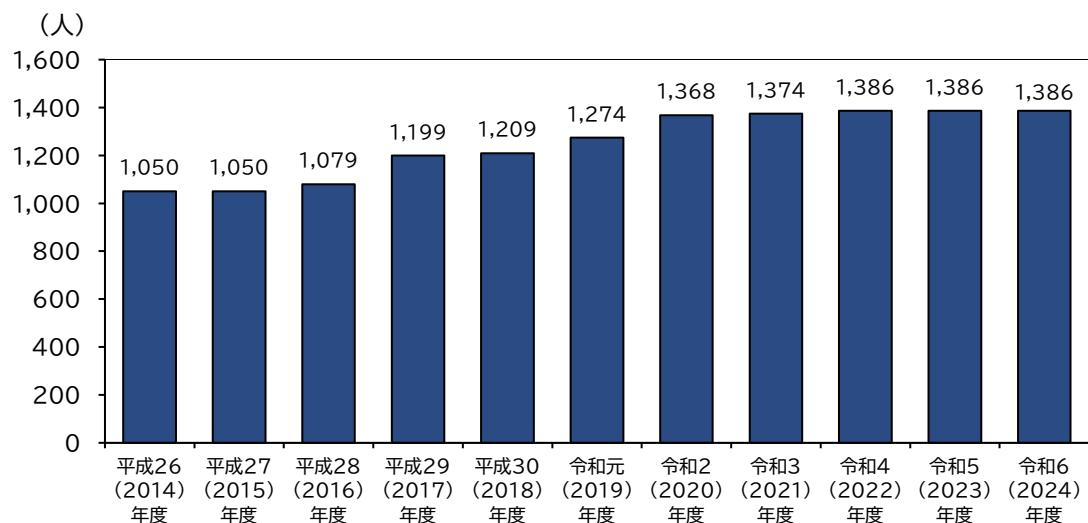
(身近な男女共同参画の推進)

基本課題7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

達成目標 こどもから高齢者まで地域で健やかな暮らしができる

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
通常保育事業(平日保育サービス) 定員数	1,274 人	1,386 人	1,374 人	達成	子育て 支援課

■通常保育事業(平日保育サービス)定員数



基本施策 16 生涯にわたる女性の健康支援

【これまでの主な取組内容】

- 「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」記録集にリプロダクティブ・ヘルス／ライツ*をはじめとした、男女共同参画に係るキーワードを掲載し周知を行いました。
- 女性の安心・安全の確保のため、妊娠、出産、不妊などに関する総合相談支援窓口として、子育てコンシェルジュを設置し、総合相談を実施しました。
- 学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に実施しており、体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科 道徳、特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導を行いました。
- 集団検診時に、性的少数者であると申し出があった際には個別で検査ができるよう配慮を行いました。
- 女性の健康づくりを支援するため、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率向上に向けて、一定の年代層に個別通知で受診勧奨を行いました。また、受診率向上のために、乳がん検診にてWeb申し込み受付を実施しました。

【今後の課題】

- 引き続き、講演会等を通して、多様な生き方の選択を一人ひとりが尊重することが、健やかな社会づくりに繋がることを啓発するとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の周知に努める必要があります。

基本施策 17 子育て支援の充実

【これまでの主な取組内容】

- 仕事と子育てを両立して働き続けられるよう一時保育、病児・病後児保育、休日保育を実施し、多様で柔軟な保育サービスの提供に努めました。
- 育児相談などを受けた家庭に対して、窓口や電話相談だけでなく、必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者が安心して育児ができるように不安解消に努めました。

【今後の課題】

- 少子化により子どもの数が減少する一方、保育に対する需要は高く、また多様化しているため、各子育て施設が連携を深めながら、さらにきめ細かくサービスを提供していく必要があります。
- 幼稚園の入園の低年齢化や育児休暇の充実もあり、乳児の親子の利用が多くなっていることから、相談事業、育児に関する講座、親子ふれあい事業及びサークル支援事業の内容を実状に応じたものにし、今後も利用しやすい子育てセンターをめざす必要があります。
- ファミリーサポートセンター*の援助会員の高齢化のため、幅広い年齢の援助会員を確保する必要があります。

基本施策 18 介護環境の充実

【これまでの主な取組内容】

- 男女共同参画の視点に配慮しつつ、高齢者やその家族等の相談に関する拠点として地域包括支援センターを位置づけ、市関係機関等や市民への啓発を行いました。

【今後の課題】

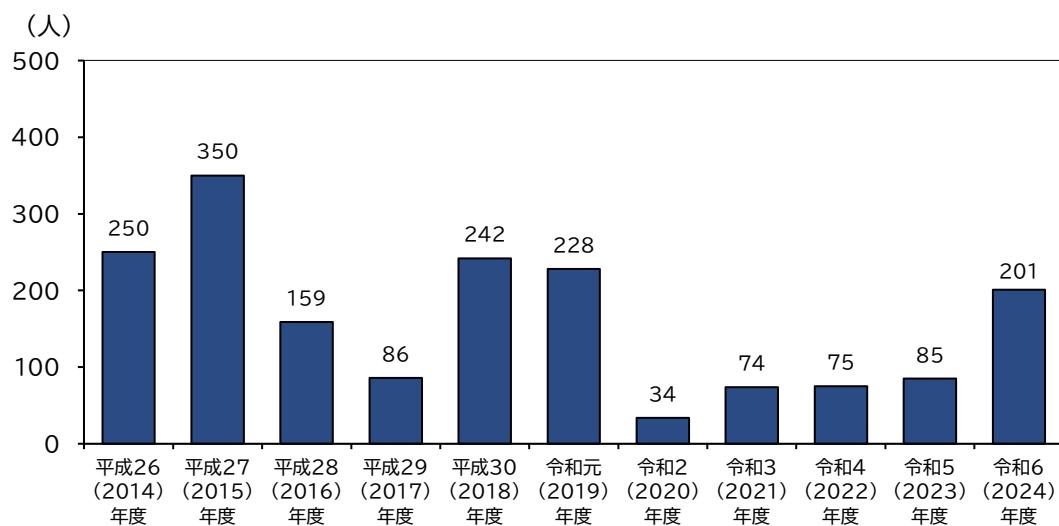
- 今後も男女共同参画の視点に配慮しつつ、より身近な相談窓口として地域包括支援センターを位置付けて対応するとともに、引き続き啓発活動を行う必要があります。
- 障がい福祉サービス等の利用者の増加が続いており、サービス提供事業者や相談支援事業所のさらなる確保が課題となっています。

基本課題8 みんなの男女共同参画を広めます

達成目標 男女共同参画を身边に感じることができるようにする

成果指標	基準値 令和元 (2019)年度	中間値 令和6 (2024)年度	目標値 令和6 (2024)年度	中間 評価	出典
「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」男女参加人数	228人	201人	400人	未達成	広聴協働課

■「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」男女参加人数



基本施策 19 こどもにとっての男女共同参画

【これまでの主な取組内容】

- PTA活動や学校運営協議会等において、性別に基づく固定的な役割分担とならないよう、性別にかかわらない視点を活かした運営がされるよう留意しました。
- 喫煙や受動喫煙、飲酒、薬物乱用について広報、市ホームページで啓発を行うとともに、保健指導をする機会のある妊婦や配偶者には直接周知を行いました。また、性感染症については、子宮頸がん受診勧奨のリーフレットを使用し、性別にかかわらず啓発を行いました。
- 学習指導要領に基づき、教育課程に位置付けて、児童生徒を対象とした性に関する指導や、喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導を実施しました。
- 各学校において、年間計画に基づき情報教育を実施する中で、情報モラルについても学ぶ機会を設けました。また、向日町署スクールサポートーや e-ネットキャラバン等の関係機関や企業と連携しながら、情報の発信ややりとりをする場合のルールやマナー、インターネットの危険性と安心・安全な利用等について学習を行いました。
- 児童虐待防止のための啓発を行うとともに、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」により、関係機関、地域との連携を図りました。また、実務者会議では案件によっては女性職員が対応するよう周知を行いました。
- 「女性に対する暴力をなくす運動関連講座」について、学校において、若年層向けのDV予防啓発講座として実施しました。

【今後の課題】

- 性別にかかわらず性感染症等に関する知識を深めてもらえるよう、引き続き啓発を行う必要があります。
- 学校やその他関係施設等、研修対象者を増やし児童虐待防止の周知に務めるとともに、代表者会議、実務者会議やケース会議等要保護児童対策地域ネットワーク協議会の連携をより深める必要があります。
- 今後も児童生徒を取り巻く情報について関係機関と継続して共有し、迅速に対応し、児童生徒の安全確保に努める必要があります。
- 今後も、子どもの人権について考える機会を、大人だけでなく子どもも参加できるように努め、個人の人権の尊重について啓発を行う必要があります。

基本施策 20 生活上の困難に直面する男女への支援

【これまでの主な取組内容】

- 関係機関と連携し、支援を必要とするひとり親家庭に相談・生活支援等の支援を行いました。
- 求人情報の迅速・円滑な提供と効率的な専門の相談員の指導が受けられるよう、ハローワーク等との連携を強化し、早期就労に繋げました。また、場合によっては、女性相談員が対応するようハローワークなどに働きかけを行いました。

【今後の課題】

- ひとり親家庭への支援については、把握の仕方、訪問の方法を模索していく必要があります。また、支援を必要とするひとり親家庭を把握した場合には、本市と関係機関等が連携し、迅速に支援を行うことができるようになります。
- 困難な問題を抱える女性への支援については、支援を必要とする方に対し、相談ができる場所があることを知らせるため、女性のための相談窓口の認知度向上をさらに図る必要があります。

第3章 計画の基本的事項

1 めざす目標と基本理念

「向日市男女共同参画推進条例」の前文では、本市のめざすべき姿を次のように示しています。

向日市の男女共同参画社会

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、
家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、
男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、
多様な生き方を認め合って、
誰もがいきいきと暮らすことができる向日市

また、「向日市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方を基本理念として示しています。この基本理念を本プランにおける基本理念とし、本市と市民、事業者と協働しながら、「[向日市の男女共同参画社会の実現](#)」をめざします。

【基本理念】

(「向日市男女共同参画推進条例」第3条)

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 社会における制度又は慣行の見直し

「女だから」、「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行が、個人の社会における自由な活動の選択を阻害しないよう、見直しが求められます。

3 政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の立案及び決定に共同して参画できるようにする必要があります。

4 家庭生活と職業生活その他社会活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活における役割を果たし、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

5 性と妊娠・出産に関する意思の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性についての理解を深め、妊娠・出産について双方の意思が尊重され、また、生涯を通じて健康な生活を営むことができるようになりますが大切です。

6 國際的協調

男女共同参画は、国際的な取組の一環として進められ、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際社会との協調のもとに、行われることが求められます。

2 基本目標

「向日市男女共同参画推進条例」の前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう

(人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになります。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み*(アンコンシャス・バイアス)の解消をめざすとともに、性別にかかわらず、誰もがライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 誰もが自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、職場、地域などの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、性別にかかわらず、誰もが学習や能力開発に取り組めるよう支援していきます。
- 国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら地域で共に暮らしていくことができる多文化共生のまちづくりに向けて、国際理解を深めるための情報提供を行うとともに、あらゆる差別の撤廃を推進します。
- 暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者に対する支援を強化するとともに、暴力を許さない社会に向けた取組を推進します。

基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

(あらゆる分野への男女共同参画の推進)

- 女性リーダーを育成するなど、政策や方針決定の場への性別にかかわらない参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 性別にかかわらず、誰もが生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、環境整備を推進します。また、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスを普及させていきます。
- 固定的な性別役割分担意識や長時間労働などのため、男性の育児参画や地域活動への参加が進んでいない実態を踏まえ、男性を対象とした男女共同参画を進めます。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の様々な課題の解決に向けて、あらゆる分野への性別・世代などを超えた参画を推進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

(身近な男女共同参画の推進)

- 女性のライフステージに応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 誰もが安心して働き、社会活動に参加できるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 次代を担う子どもが健やかに育ち、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもを対象とした男女共同参画を推進します。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)や性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性について、安心して生活できる環境づくりと自立に向けた支援を推進します。

3 重点的な施策

これまでの取組や本市の現状と課題、国や京都府の動向などから、本プラン期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

重点施策1

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

「広報むこう」、市ホームページ、人権研修会、フォーラム、男女共同参画週間における講演会など様々な方法による意識啓発に取り組み、男女共同参画社会の姿をもっと身近なものとして普及させるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての、啓発・学習の充実を図ります。

重点施策2

ジェンダーに基づくあらゆる暴力防止対策の強化

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力(DV)、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援を含め、相談支援体制を整備し、被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組みます。

重点施策3

就業における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、誰もが仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキング*の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境整備を行います。また、女性の登用を促進する環境整備や人材育成を推進し、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

重点施策4

ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようしていくため、市民や事業者に仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。

4 施策の体系

基本目標	基本課題	基本施策	該当ページ	
I 誰もが認め合うまちにしましょう (人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)	1 人権尊重・男女平等意識を高めます	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	重点施策 70	
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	71	
		(3) 国際社会理解とあらゆる差別の撤廃	72	
	2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します	(4) 男女共同参画意識の醸成	74	
		(5) 多様な選択を可能にする教育・学習	74	
		3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶します (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画)	(6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力防止対策の強化	重点施策 76
			(7) 相談体制の整備	77
			(8) 被害者支援システムの整備・充実	78
II 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう (あらゆる分野への男女共同参画の推進)	4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します (向日市女性活躍推進計画)	(9) 女性リーダーの発掘・育成・活用	80	
		(10) 審議会などへの女性登用促進	80	
		(11) 女性職員の登用促進	81	
	5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します (向日市女性活躍推進計画)	(12) 就業における男女共同参画の推進	重点施策 83	
		(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	重点施策 84	
		(14) 地域における男女共同参画の推進	86	
		(15) あらゆる人の社会参加の推進	87	
III 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう (身近な男女共同参画の推進)	7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます	(16) 生涯にわたる健康の包括的な支援	89	
		(17) 子育て支援の充実	90	
		(18) 介護環境の充実	91	
	8 みんなの男女共同参画を広めます	(19) こどもにとっての男女共同参画	93	
		(20) 困難な問題を抱える女性への支援 (困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	94	

5 成果指標一覧

本プランでは、施策の進捗状況を評価する上での参考として、基本課題ごとに成果指標を設定します。また、次期計画策定時には、必要に応じて指標や目標値の見直しを行います。

指標名	基準値 令和元 (2019年 度)	中間値 令和6 (2024) 年度	目標値 令和12 (2030) 年度	該当 ページ
基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう(人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)				
基本課題1 人権尊重・男女平等意識を高めます				
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	女性 62.6%	女性 81.5%	女性 90%	69
	男性 56.0%	男性 69.0%	男性 80%	
基本課題2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します				
男女共同参画に関する講座・研修会の開催数	4回	12回	12回	73
基本課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶します				
配偶者・パートナーや交際相手間の暴力について、どんな思いがあつても暴力をふるうべきではないとする市民の割合	85.8%	89.9%	100%	75
基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう(あらゆる分野への男女共同参画の推進)				
基本課題4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します				
審議会等における女性委員の割合	33.5%	35.8%	40%	79
基本課題5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します				
女性の継続就業を支持する市民の割合	36.0%	43.5%	50%	82
基本課題6 地域のみんなで元気なまちをつくります				
地域(社会の慣習やしきたり)において男女が平等であると感じる市民の割合	22.1%	21.6%	40%	85
基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう(身近な男女共同参画の推進)				
基本課題7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます				
通常保育事業(平日保育サービス)定員数	1,274人	1,386人	1,386人	88
基本課題8 みんなの男女共同参画を広めます				
「自分らしく生きよう！いきいきフォーラム」参加人数	228人	201人	400人	92

第4章 具体的施策

基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう (人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)

基本課題1 人権尊重・男女平等意識を高めます

達成目標

人権尊重・男女平等意識が浸透する

成果指標

固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合

基準値 令和元 (2019)年度	
女性	62.6%
男性	56.0%

中間値 令和6 (2024)年度	
女性	81.5%
男性	69.0%

目標値 令和12 (2030)年度	
女性	90%
男性	80%

出典:向日市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向性

- 人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図ります。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないよう、意識改革と理解の促進を図ります。
- 国籍や民族、文化などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら地域で共に暮らしていくことができる多文化共生のまちづくりに向けて、国際理解を深めるための情報提供を行うとともに、あらゆる差別の撤廃を推進します。

基本施策1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

取組方針と具体的施策

重点施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な意識啓発に取り組みます。
- ◇ 性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、本市が率先して普及に努めます。
- ◇ 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する意識啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	担当課
1	一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりのため、講座などを開催し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努める	広聴協働課 生涯学習課
2	「広報むこう」や市ホームページなどで男女共同参画について広く啓発し、情報の提供に努める	広聴協働課
3	市内で活動を行っている団体について、男女共同参画の視点を反映するよう働きかける	広聴協働課
4	SNSの特性を理解し、性や暴力などの情報を適切に判断し、対処できるよう、情報提供を行う	生涯学習課
5	「広報むこう」をはじめとする本市の刊行物における表現について、表現ハンドブックを活用し、人権尊重の視点やジェンダーの視点から点検する	全課

基本施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取組方針と具体的施策

- ◇ 本市すべての職員がジェンダーの視点で事業にあたることができるよう、意識を高めます。
- ◇ 本市の施策を策定・実施するにあたっては、男女共同参画の視点に配慮するとともに、「ジェンダード・イノベーション*」の取組を進めます。

施策番号	具体的施策	担当課
6	人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別による役割分担で成り立つ慣行などについては、その見直しを広く啓発する	広聴協働課
7	女性のおかれている現状を客観的に把握するため、統計や調査は男女共同参画の視点から点検する	全課
8	職場での慣行や事務事業内容を男女共同参画の視点で見直し、本市職員の意識改革に率先して取り組む	人事課
9		広聴協働課
10	男女の人権尊重について考える職員研修を定期的に実施し、国や京都府が実施する研修会などへ職員を派遣する	人事課
11	本市の計画書について、男女共同参画の視点から点検を行い、施策を企画・実施・評価するにあたって男女共同参画の視点に配慮するとともに、「ジェンダード・イノベーション」の取組を進める	広聴協働課
11	各課同士の事業の連携や進捗管理などを行うコーディネート機能を充実させる	広聴協働課

基本施策3 国際社会理解とあらゆる差別の撤廃

取組方針と具体的施策

- ◇ 共生社会の実現に向けて、男女共同参画の視点から、国際社会の状況を理解するとともに、性別や国籍などに関する差別の撤廃を推進します。
- ◇ 持続可能な開発目標(SDGs)のうち、特にジェンダー平等に対する意識改革が図られるよう支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
12	諸外国の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、提供する	広聴協働課
13	女性に対する人権侵害やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を基盤として、すべての人が互いを尊重し、平等に参画できる地域社会づくりを推進する	広聴協働課

基本課題2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

達成目標

性別にかかわらず、誰もが自ら考え、選択できる力をつける

成果指標



出典:向日市広聴協働課

施策の方向性

- 「教育基本法」が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育の目標を達成するため、教員の養成・採用・育成の各段階に男女共同参画の視点を取り入れ、校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれずに、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習を推進します。

基本施策4 男女共同参画意識の醸成

取組方針と具体的施策

- ◇ 人権尊重や男女平等の意識を高める学習、個性や能力を重視した教育を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
14	教育に携わる者や保育士に対し、男女平等を推進する教育・学習に関する研修を実施し、意識啓発に努める	人事課 子育て支援課 学校教育課
15	学校の教材に男女共同参画の視点を積極的に取り入れる	学校教育課
16	ジェンダーにとらわれない保育内容を研究し、実践するよう保育士に対し啓発する	子育て支援課

基本施策5 多様な選択を可能にする教育・学習

取組方針と具体的施策

- ◇ 市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、子育て中でも参加できるよう配慮します。

施策番号	具体的施策	担当課
17	男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催など、生涯にわたる学習機会を提供する	広聴協働課 中央公民館
18	多様な選択において、固定的な性別役割分担意識による考え方などにとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう指導する	学校教育課
19	講座、講演会などの会場に保育ルームを設置する	全課

基本課題3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶します

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もが互いを尊重する意識が高まる

成果指標

配偶者・パートナーや交際相手間の暴力について、どんな思いがあっても暴力をふるうべきではないとする市民の割合



出典:向日市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向性

- 暴力は、被害者的心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力(DV)、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成に向けた啓発を行います。
- 被害者が躊躇せずに被害を訴え、相談し、医療的支援や法的支援等の必要な支援を包括的に受けられるよう、各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進めることにより、被害者支援のさらなる充実を図ります。
- 暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った専門的な支援を行う必要があり、こうした支援は、相談から保護、自立支援、自立後の継続的支援まで、早期から切れ目なく、包括的に提供することが重要であることから、関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の充実に努めます。

取組方針と具体的施策

- ◇ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と根絶に向けた啓発を行います。
- ◇ 若年層を対象としたジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
20	性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く啓発するとともに、関係法令や制度についての周知を行う	広聴協働課 市民課 地域福祉課 子育て支援課
21	若年層に対するデートDVに関する予防啓発を推進する	広聴協働課 学校教育課
22	雇用の場や教育・保育及び公共施設、地域など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止について周知するとともに意識啓発を行う	人事課 広聴協働課 地域福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課

基本施策7 相談体制の整備

取組方針と具体的施策

- ◇ 相談窓口についての情報提供を充実し、市民への周知を図ります。
- ◇ 誰もが相談できる相談体制の整備を進めるとともに、相談者の安全確保に努めます。
- ◇ 被害者に対する適切な情報提供を行うとともに、府内各課、外部機関との連携を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
23	「女性のための相談」を充実させるとともに、暴力に苦しんでいる人がDVについて安心して相談することができるよう、情報の提供を進める	広聴協働課
24	男性向けに相談窓口を設置し、相談体制の充実を図る	広聴協働課
25	「DV等被害者支援担当者会議」により府内関係各課の連携を図り、DVの相談体制を整備・充実させる	広聴協働課 市民課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課 子ども家庭課 健康推進課 医療保険課 学校教育課
26	配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者ワンストップ相談支援センター、児童相談所、警察など、外部関係機関との連携を推進する	広聴協働課 地域福祉課 子ども家庭課

基本施策8 被害者支援システムの整備・充実

取組方針と具体的施策

- ◇ 警察、京都府家庭支援総合センター、京都府男女共同参画センター、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター等と連携を図り、DV被害者の救済施策の充実を図ります。
- ◇ 被害者の生活再建の支援、子どもの就学・就園などの支援を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
27	被害者や支援者等の安全を確保するため、警察との連携を強化するとともに、一時保護施設と連携する	広聴協働課 子ども家庭課
28	被害者に対し、生活資金、就労、住宅などの支援を連携して行う	地域福祉課 子育て支援課
29	被害者の子どもに対し、就学・就園及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を行うとともに、保育、教育関係者の理解を深め、子どもが安心して生活ができるよう心理的ケアを充実する	広聴協働課 子育て支援課 学校教育課

基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう (あらゆる分野への男女共同参画の推進)

基本課題4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

(向日市女性活躍推進計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もが政策・方針を決定できる

成果指標



出典:向日市広聴協働課

施策の方向性

- あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、すべての人が生きがいを感じられる多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。また、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、グローバルな競争が激化する中で、企業の持続的な成長にもつながるものです。そのため、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざし、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めます。
- 令和7(2025)年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の改正により、令和8(2026)年4月から男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表について、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に法律で義務付けられることについて周知を図ります。

基本施策9 女性リーダーの発掘・育成・活用

取組方針と具体的施策

- ◇ 女性のあらゆる分野での参画を推進し、男女共同参画を推進する人材の発掘や女性リーダーの人材育成、男女共同参画の視点を持つ団体の活動支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
30	地域活動の中で女性が意思決定の場に参画していくため、女性リーダーの人材育成と女性団体への支援及びネットワーク化を促進する	広聴協働課 産業振興課
31	男女共同参画を推進する人材を発掘し、本市の男女共同参画事業への参画を推進する	広聴協働課
32	男女共同参画の視点に立った活動に取り組む団体を支援するとともに、新たな団体の形成を促す	広聴協働課
33	個人や団体間における交流・連携により活動を活性化させるため、女性活躍センターにおいて、団体の紹介や取組等の情報提供を行う	広聴協働課

基本施策 10 審議会などへの女性登用促進

取組方針と具体的施策

- ◇ 令和 12(2030)年度までに審議会等への女性委員登用比率 40%とする目標を達成するための取組を強化します。

施策番号	具体的施策	担当課
34	委員選定に関する府内の状況を把握し、適切な助言を行う	広聴協働課
35	女性委員がゼロの審議会を解消するため、市民公募やポジティブ・アクションを積極的に取り入れる	全課
36	個人情報に配慮しながら女性の人材情報を収集し、各課の委員選定時に提供する	広聴協働課

基本施策 11 女性職員の登用促進

取組方針と具体的施策

- ◇ 女性職員の育成と、管理職への登用を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
37	女性職員の職域拡大と管理監督者への登用を促進するため、女性職員が多様な経験を積むことのできる人事配置や職員研修の充実を図る	人事課
38	女性の管理監督者登用のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する	人事課
39	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行う	人事課

基本課題5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

(向日市女性活躍推進計画)

達成目標

性別にかかわらず、誰もがいきいきと働ける職場が増える

成果指標



出典:向日市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向性

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、女性も男性もすべての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意義を持ちます。また、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めたすべての人の就業環境の改善にもつながり、さらには、誰もが暮らしやすい多様な幸せ(well-being)を実現する社会形成に資するものです。今後は、15~64 歳の生産年齢人口が減少し、働き手の減少傾向が続くことが予想されることから、女性も男性もすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境整備を行います。
- 就業を継続していく上で、職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不适当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為であるだけではなく、労働者の能力の発揮の妨げにもなることから、令和7(2025)年に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)に基づき、ハラスメントを根絶する職場環境整備のため、周知啓発を行います。
- 令和7(2025)年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進にあたっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が盛り込まれたことを踏まえ、女性が働く上で影響を受けやすい健康面の特徴や課題を考慮した職場環境整備のため、周知啓発や企業の取組の支援を図ります。

取組方針と具体的施策

- ◇ 農業や商工業を営む家庭において、性別にかかわらず、誰もが対等なパートナーとして経営等に参画できるよう環境整備に取り組むとともに、学習機会の提供を推進します。
- ◇ 自分のライフスタイルに合った多様な働き方を選択し、適正な労働条件が確保できるよう、性別にかかわらず、すべての人にとって働きやすい環境づくりを促進します。
- ◇ 出産や育児などのために退職した女性の再就職や起業等へのチャレンジを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
40	農業、商工業などの自営業に従事する女性の役割が適正に認識・評価されるよう、家族経営協定*など、家族間のルール化について啓発するとともに、女性の経営方針決定の場への参画を促進する	産業振興課
41	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して啓発を行う	広聴協働課 産業振興課
42	事業所におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止について周知するとともに意識啓発を行う	広聴協働課 産業振興課
43	事業所に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの法律遵守を働きかける	広聴協働課 産業振興課
44	妊娠届出時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、定期的な検診の受診を啓発する(就業における母性の保護)	健康推進課
45	女性の再就職やチャレンジを支援する支援機関や講座などについての情報提供を行う	広聴協働課 地域福祉課
46	働く意欲をもつ女性に対し、国や京都府の関係機関と連携し、労働・雇用及び経営相談を行う	産業振興課
47	女性が幅広い職種・業務へ進出できるよう、女性の就労や起業をテーマにした講座や再就職準備講座、パソコン教室の開催など、リ・スキリングのための研修機会を提供する	広聴協働課 産業振興課
48	女性活躍センターを拠点として、女性の再就職やチャレンジを支援する	広聴協働課

取組方針と具体的施策

- ◇ 仕事・家庭生活・地域生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させます。
- ◇ 男性の働き方を見直し、家庭生活や地域活動に参画できるよう支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
49	育児・介護休業制度の周知を図るとともに、特に男性労働者が取得しやすい環境づくりを事業主に啓発し、労働者の意識改革や長時間労働の解消などによる職場環境の改善について啓発する	地域福祉課 産業振興課
50	性別にかかわらず、誰もが家事、育児、介護を協力して担い、また、地域活動に参画できるよう講座の開催や広報などを通じて啓発する	広聴協働課
51	男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、男性の育児・介護休業制度についての啓発や、性別にかかわらず、誰もが家庭生活において責任を持てるよう、講座などを通じ意識啓発を図る	広聴協働課 生涯学習課
52	男性のための相談に関する情報の収集及び提供を行う	広聴協働課

基本課題6 地域のみんなで元気なまちをつくります

達成目標

あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している

成果指標



出典:向日市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向性

- 性別に捉われることなく、多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての女性の参画は、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要です。そのため、自治会や町内会など、多様な住民の地域活動への参画に向けた取組を推進します。
- 災害時においては、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応が行われることが重要です。「向日市地域防災計画」等に基づき、被災時の男女のニーズの違い等、性別にかかわらない視点に十分配慮するよう努めます。

基本施策 14 地域における男女共同参画の推進

取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画の視点から、社会の慣習を見直し、性別にかかわらず、誰もが地域活動に積極的に参画できる社会をめざします。
- ◇ 災害時の避難所運営などについて、女性の参画を進めます。

施策番号	具体的施策	担当課
53	自治会・町内会などの地域活動において、習慣や慣習を見直し、男女共同参画を推進・啓発する	広聴協働課
54	まちづくり活動やボランティア活動を行う団体への男女共同参画を推進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行う	広聴協働課 地域福祉課 生涯学習課
55	男女共同参画の視点を入れた防災体制を推進する	防災安全課

基本施策 15 あらゆる人の社会参加の推進

取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画の視点から年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず、個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。
- ◇ 高齢者や障がいのある人が、性別にかかわらずその能力を発揮し、地域で共に支えあい、いきいきと暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生活支援の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	担当課
56	高齢者の意欲と能力に応じ、シルバー人材センターなどを通じての就業機会の提供や、ボランティア活動などの社会参加、スポーツや生涯学習の機会を提供する	高齢介護課 生涯学習課
57	障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課
58	高齢者が積極的に社会参画できるよう、地域の交流を推進し、福祉施策の充実を図る	高齢介護課
59	社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成に努めるとともに、NPO活動などを支援し、協働を進める	広聴協働課 地域福祉課
60	誰もが利用しやすい駅や道路、公共施設等、まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する	企画広報課 道路整備課
61	高齢者、障がいのある人への虐待防止のための啓発を行う	地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課
62	外国人が安心して暮らせるよう、多言語での情報提供に努める	全課

基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう (身近な男女共同参画の推進)

基本課題7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

達成目標

こどもから高齢者まで地域で健やかな暮らしができる

成果指標

通常保育事業(平日保育サービス) 定員数	基準値 令和元 (2019)年度 1,274人	中間値 令和6 (2024)年度 1,386人	目標値 令和12 (2030)年度 1,386人
	▶	▶	▶

出典:向日市子育て支援課

施策の方向性

- 女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、特に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の観点が重要であることから、市民のヘルスリテラシーを向上させるとともに、ライフステージごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め、近年の健康に関わる問題変化に応じた支援を行います。
- 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについて、すべての人が知識を持ち、実践することができる社会となるよう、普及に努めます。
- 性別にかかわらず、誰もが仕事と育児・介護を両立できるようにするために、令和6(2024)年に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」について、周知を図ります。

基本施策 16 生涯にわたる健康の包括的な支援

取組方針と具体的施策

- ◇ 誰もが性を尊重し合えるようリプロダクティブ・ヘルス／ライツを認識し、理解を深めるための啓発を行います。また、エイズや薬物乱用防止を推進します。
- ◇ 妊娠・出産期における女性の健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。
- ◇ 性差を踏まえた生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
63	女性の人権としてリプロダクティブ・ヘルス／ライツの正しい概念を周知するとともに、その視点に立った施策を推進する	広聴協働課 健康推進課
64	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについて周知を図る	広聴協働課 健康推進課
65	性と生殖に関して健康であることの重要性や、性感染症やエイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた性教育を実施する	学校教育課
66	妊娠、出産、不妊などの悩みや不安に対する相談及び支援体制の充実に努める	健康推進課 子ども家庭課
67	性的マイノリティの人々を含むあらゆる人の生涯を通じた健康の保持増進を図るため、成人期、高齢期など各ライフステージにおける保健サービスや、介護予防策等を推進する	高齢介護課 健康推進課
68	女性の疾患である乳がん、子宮頸がん等の予防対策を推進し、がん検診の受診率向上に努める	健康推進課
69	喫煙や受動喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響を広く啓発し、予防対策を推進する。また、薬物乱用についてもその防止のための啓発等を実施する	健康推進課

基本施策 17 子育て支援の充実

取組方針と具体的施策

- ◇ 多様なライフスタイルに対応するためにも、性別や就労のいかんにかかわらず安心して子育てができるよう、市民、地域が協働して子育て環境を整備します。

施策番号	具体的施策	担当課
70	一時保育や病児・病後時保育など、性別にかかわらず多様なライフスタイルに対応した保育サービスや子育て支援の充実を図る	子育て支援課
71	放課後児童健全育成事業を推進する	生涯学習課
72	子育てに関する必要な情報を提供するとともに、悩みに適切に対応できるよう、健康相談や育児相談の充実とともにこども家庭センターの充実を図る	健康推進課 子ども家庭課
73	子育てセンターや地域の子育て支援拠点において、育児に関する相談や情報提供を行い、子育てサークルの育成など地域交流を推進する	子ども家庭課
74	住民相互の育児支援であるファミリーサポートセンター事業を推進する	子ども家庭課
75	性別にかかわらず乳幼児を連れて利用しやすい公的施設をめざし、トイレの整備や託児室・授乳室などの設置に努める	財産管理課
76	公園などを整備し、こどもが安心して遊べる環境づくりに努める	都市計画課

基本施策 18 介護環境の充実

取組方針と具体的施策

- ◇ 介護・介助が必要となっても、家族のみに負担がかからないよう、福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や地域で支える仕組みづくりを推進します。
- ◇ 地域の様々な団体や住民が連携し、介護をみんなで支え合う活動を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
77	介護・介助の負担が家族に集中することがないよう介護保険サービスや、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課 高齢介護課
78	介護保険制度を広く周知し、介護サービスの適切な利用を促進し、男女共同参画の視点に立った、高齢者やその家族等の様々な相談に対応するため、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図る	高齢介護課
79	社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会など地域福祉活動を支える団体の活動を支援する	地域福祉課

基本課題8 みんなの男女共同参画を広めます

達成目標

男女共同参画を身边に感じることができるようにする

成果指標



出典:向日市広聴協働課

施策の方向性

- 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、市民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、男女共同参画の視点に立ったこととの教育を進めます。
- 女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、本人の意思を尊重しつつ、置かれている環境や心身の状況等に応じ、安心できる生活の安定的な確立や心身の健康の回復等、最適な支援を受けられる体制を整備します。
- 生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力による被害等が背景にある場合があるあるため、相談支援体制を整備し、必要な支援につなげます。

基本施策 19 こどもにとっての男女共同参画

取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画の視点に立ったこどもの教育を進めます。
- ◇ こどもの人権、安心・安全対策を推進します。
- ◇ 誰もが自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりが持てるよう、思春期保健を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
80	家庭における子育てにおいて、ジェンダーの視点でこどもに接してもらえるよう、保護者などへの啓発を進める	子育て支援課
81	PTA活動や地域活動などにおいても、性別に基づく固定的な役割分担を前提に運営されることのないよう留意する	学校教育課 生涯学習課
82	性と生殖に関して健康であることの重要性や、性感染症、エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた性教育を行うとともに、喫煙や飲酒が体に及ぼす影響についての啓発、薬物乱用防止のための施策を推進する	健康推進課 学校教育課
83	学校教育においてメディア・リテラシー*(メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力)向上のための取組を推進する	学校教育課
84	児童の虐待防止のための啓発を行うとともに、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」により、関係機関、地域との連携を図る	広聴協働課 子ども家庭課 地域福祉課 障がい者支援課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課
85	こどもに対する性暴力を防止するため、関係機関等に対し「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)の制度の周知を行い、こどもの安全を確保するための取組を進める	広聴協働課 子育て支援課 学校教育課
86	こどもの人権を尊重し、性別にかかわらず、誰もが自分自身を大切に思えるよう啓発する	広聴協働課

基本施策 20 困難な問題を抱える女性等への支援

(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

取組方針と具体的施策

- ◇ 困難な問題を抱える女性の支援に必要な制度を所管する府内関係部署はもとより、幅広い部署がそれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ◇ 性別にかかわらず困難な問題を抱える方に対し、生活環境面での支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭が抱える子育て、就業及び養育費等の相談に対応するため、ハローワーク等との連携を図り、相談窓口の周知、自立に必要な情報提供を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
87	困難な問題を抱える女性について、アウトリーチ*等による早期の把握を含め、必要に応じて適切に関係機関等と連携して支援を行う	全課
88	困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努める	広聴協働課
89	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、生活支援や経済的支援、情報提供等、自立に向けた支援を実施し、また、生活上困難に直面する世帯に対し、公営住宅の入居等、住宅に関する支援を行う	地域福祉課 子育て支援課
90	求人情報の迅速・円滑な提供と効率的な専門の相談員の指導が受けられるよう、ハローワーク等との連携を強化する	地域福祉課

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

(1) 庁内体制の充実

「向日市男女共同参画庁内推進会議」を中心として、庁内推進体制の強化を図るとともに、本市職員がジェンダーの視点で執務にあたることができるように、計画的に研修を実施します。

(2) 男女共同参画モデル職場の推進

男女共同参画の規範となる職場づくりをめざし、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画を定め、男女共同参画を推進していきます。

(3) 市政への反映

「向日市男女共同参画推進条例」第11条では、本市があらゆる施策の実施において、男女共同参画の推進に配慮することが規定されています。

本市職員が施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮し、市民の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

(4) 男女共同参画推進のための拠点等の設置

「向日市男女共同参画推進条例」第14条では、本市が男女共同参画に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の取組を総合的に支援するための拠点施設の整備に努めるものと規定していることから、市民のニーズに合った拠点施設を整備します。

2 連携・協働の推進

(1)「向日市男女共同参画推進条例」の普及

平成 18(2006)年3月、「向日市男女共同参画推進条例」の施行により、男女共同参画社会を実現するために必要な理念の明確化を図り、本市・市民・事業者の責務を定めるとともに、性別による権利侵害の禁止(第7条)、教育における男女共同参画の推進(第8条)、性的な表現を行わないなどの情報に関する留意(第9条)、本市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申出(第18条)、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談(第19条)など、男女共同参画の推進力が強化されました。

市民や事業者が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、今後も、より一層の周知を行い、市民、事業者と協働しながら、本市の男女共同参画社会の実現をめざします。

(2)連携・協働の推進

「向日市男女共同参画推進条例」第17条では、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、連携及び協働に努め、情報提供等必要な措置を講ずることが示されています。

本市の男女共同参画の実現をめざしていくため、本市と市民、事業者との連携を強めることはもちろんのこと、市民間、事業者間、市民と事業者など様々な立場の構成員が連携し、協働する機運を高めていきます。

(3)国・京都府・自治体間の協力関係の構築

国や京都府、近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていくとともに、独立行政法人男女共同参画機構との連携のあり方について検討を進めることとします。

3 進行管理・調査研究

(1)進行管理

「向日市男女共同参画推進条例」第 12 条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表します。

(2)調査研究

「向日市男女共同参画推進条例」第 15 条に基づき、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究にも継続的に取り組み、次期計画策定時には、市民・市職員等を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態把握に努めます。

資料編

1 用語解説

■あ行

アウトリーチ

生活上の困難を抱えているながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるように働きかけること。

SDGs

国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。SDGsは、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)または就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

■か行

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、家族間の十分な話し合いに基づき、農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

合計特殊出生率

1人の女性が15歳～49歳の間で生むことが見込まれることの数の平均を示します。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

■さ行

ジェンダー(社会的性別)

人間には生まれについての生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダード・イノベーション

科学技術や研究は性に中立なものと見られがちですが、生物学的・社会的性差を考慮することが必要であり、それによってイノベーションを創出することができるという考え方です。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

昭和54(1979)年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障しています。目指すのは、「男らしさ」、「女らしさ」の呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず自分らしく生きることで、法律や規則のなかの差別はもちろん、社会慣習・慣行の中の性差別をなくすことも求めています。昭和60(1985)年、日本はこの条約を批准し、条約批准国は189か国(2025年)となっています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

性的指向とは、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向です。

ジェンダーアイデンティティとは、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

■た行

デートDV

交際中のカップル間に起こるDVのことです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもあります。

一般的には配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人など親密な関係にある(または親密な関係にあった)人からふるわれる、さまざまな暴力のことです。

暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれます。

■は行

パープルリボン

パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボルです。また、パープルリボン運動は、平成6(1994)年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動で、DVや虐待など、個人間にある暴力をなくすことや、暴力の被害にあっている人たちの安全を守り、勇気を与えること、また暴力の問題に关心を持ってもらうことを目的に、一人ひとりが参加、行動できる運動です。

ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手助けができる人」(援助会員)をセンターが橋渡しし、つないでいくことで地域のなかで支え合いをおこなう子育て助け合いの制度です。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施して

いくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

■ま行

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

■ら行

リ・スキリング

新しい職業につくためや、今の職業で必要とされる技術の変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること、させることをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(性と生殖に関する健康・権利)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人こどもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることをいいます。

2 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
令和6(2024)年7月9日	令和6年度 第1回向日市男女共同参画審議会	○向日市男女共同参画に関するアンケート調査について
令和7(2025)年1月10日～1月27日	向日市男女共同参画に関するアンケート調査の実施	○市民アンケート調査 ○事業所アンケート調査
令和7(2025)年7月	令和7年度 第1回向日市男女共同庁内推進会議 (書面)	○「令和6年度男女共同参画プラン進捗状況調査」への意見聴取 ○「第3次向日市男女共同参画プランの改訂に係る基礎調査報告」への意見聴取
令和7(2025)年7月14日	令和7年度 第1回向日市男女共同参画審議会	○第3次向日市男女共同参画プランの改訂について(諮問) ○第3次向日市男女共同参画プランの改訂に係る基礎調査報告
令和7(2025)年9月	令和7年度 第2回向日市男女共同庁内推進会議 (書面)	○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(素案)への意見聴取
令和7(2025)年10月6日	令和7年度 第2回向日市男女共同参画審議会	○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(素案)について
令和7(2025)年11月	令和7年度 第3回向日市男女共同庁内推進会議 (書面)	○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(中間案)への意見聴取
令和7(2025)年11月19日	令和7年度 第3回向日市男女共同参画審議会	○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(中間案)について
令和8(2026)年1月6日～2月5日	パブリック・コメントの実施	
令和8(2026)年1月	市民意見交換会 (女性団体懇話会)	○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(素案)への意見聴取
令和8(2026)年2月	令和7年度 第4回向日市男女共同参画審議会	○パブリック・コメントの結果報告 ○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版(最終案)について ○第3次向日市男女共同参画プラン改訂版の答申
令和8(2026)年3月	第3次向日市男女共同参画プラン改訂版の策定	

3 向日市男女共同参画審議会委員名簿

役 職	氏 名	役職等
会 長	竹井 恵美子	大阪学院大学教授
副会長	大束 貢生	佛教大学社会学部教授・メンズセンター運営委員
委 員	岩野 修	向日市子ども会育成連絡協議会会員
委 員	岡田 弥寿子	民生児童委員
委 員	松井 孝枝	公募市民
委 員	松田 貴雄	向日市商工会理事
委 員	松野 敬子	一般社団法人いんふあんと room さくらんぼ代表
委 員	森田 雅也	関西大学社会学部教授

任期:令和6(2024)年4月1日から令和8(2026)年3月31日(五十音順、敬称略)

4 向日市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 1 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(第 10 条—第 19 条)
- 第 3 章 向日市男女共同参画審議会(第 20 条)
- 第 4 章 雜則(第 21 条)
- 附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

向日市では、第 4 次総合計画において、まちづくりの主要課題に男女共同参画の推進を掲げ、また、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、総合的に取り組んできました。

しかし、現実には人権侵害や性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度、慣行等が様々な分野で根強く存在しており、個人としての自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合つて、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を目指し、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の形成を総合的に進めるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差是正の機会を提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住する者、在学する者及び在勤する者並びに市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 公的であると私的であるとを問わず、又は営利であると非営利であるとを問わず、市内において事業を行うものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある男女間の身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害するところがないよう配慮されるべきこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。

(5) 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、府及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのつとり、家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他男女共同参画に関する法令を遵守するとともに、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行つてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行つてはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行つてはならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、生涯にわたる学習機会において、一人ひとりの個性と人権を尊重されなければならない。

2 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

3 何人も、次代を担う子どもたちの男女共同参画に関する教育に関し、積極的に参画するよう努めなければならない。

(情報に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たつては、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を連想させ、又は感情を著しく刺激する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画の策定に当たつては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、向日市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市は、基本計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施等に当たつての配慮)

第11条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、総

数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならぬ。

(拠点施設)

第 14 条 市は、男女共同参画に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の取組を総合的に支援するための拠点施設の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 16 条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、情報の提供及び広報活動を行うとともに、教育、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第 17 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情への対応)

第 18 条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の申出への対応にあたり、必要に応じて向日市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

(相談への対応)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によつて人権が侵害された場合の被害者の相談に対応するため、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 向日市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第 20 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、向日市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第 10 条第 2 項及び第 18 条第 2 項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であつてはならない。

4 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雜則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている向日市男女共同参画プランは、第 10 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。

5 向日市男女共同参画推進条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、向日市男女共同参画推進条例（平成 18 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の規定による苦情の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画に関する苦情の申出書（様式）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めたときは、口頭その他の適切な方法でこれを行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（団体にあつては、事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 申出の内容
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(苦情の申出への対応)

第 3 条 市長は、苦情の申出に対する措置を決定したときは、その結果を当該苦情の申出をした者に通知するとともに、これを公表するものとする。

(男女共同参画審議会)

第 4 条 条例第 20 条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第 8 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求める、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、広聴協働課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 6 月 27 日規則第 15 号）

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

6 男女共同参画に関する行政関係年表

年次	世界	国	京都府	向日市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年(目標:平等・発展・平和) ・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) ・「世界行動計画」、「メキシコ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・「婦人問題担当室」総理府に発足 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」スタート(~1985年) ・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行 ・「民法」の一部改正施行(離婚復氏制限の廃止) 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国連婦人教育会館」開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府議会「婦人の地位向上のための請願」趣旨採択 ・女性対策担当の総合窓口設置 ・「京都府婦人関係行政連絡会」設置 ・「京都府婦人問題協議会」設置 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・京都府婦人問題協議会が知事に「提言」を提出 ・「京都府婦人対策審議会」設置 ・「京都府婦人大学」開設 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年中間年世界会議」(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の10年中間年全国会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府婦人の意識・生活実態調査」実施 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・「民法」一部改正施行(配偶者の相続分引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表 ・「京都府婦人の船」実施 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府立婦人教育会館」開館 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年最終年世界会議」(ナイロビ) ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」及び「戸籍法」一部改正施行(父系血統主義を父母両系血統主義へ) ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ世界会議 NPOフォーラムへ派遣 	

年次	世界	国	京都府	向日市
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ・「国民年金法」一部改正施行(女性の年金権の確立) 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 ・「京都府婦人関係行政推進会議」発足 ・「京都府婦人問題検討会議」設置 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ・京都府婦人問題検討会議が知事に「提言」を提出 	
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「KYO のあけぼのプラン」策定・公表 ・福祉部に女性政策課設置 ・「女性政策推進本部」設置 ・「京都府女性政策推進専門家会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局社会教育課に女性青少年係設置 ・「女性のくらしと意識に関する調査」実施 ・「向日市女性行動計画検討調査会」設置 ・「向日市女性行動計画策定委員会」設置
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・「向日市女性会議」開催 ・向日市女性問題検討調査会が市長に「男女共同参画をめざす向日市女性行動計画についての提言」を提出
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年へ向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「向日市女性政策21世紀プラン」策定 ・「女性のつどい」開始 ・企画課に女性政策係設置 ・「向日市女性政策庁内推進会議」設置 ・「向日市女性団体懇話会」開催
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律(育児休業法)」施行 ・「婦人問題担当大臣」設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・「向日市女性政策推進専門家会議」設置
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権会議」(ウィーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行 ・中学校の「家庭科」男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府の新しい農山漁村女性ビジョン」策定 ・京都府女性政策推進専門家会議「KYO のあけぼのプラン改定についての提言」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校で「男女混合名簿」採用

年次	世界	国	京都府	向日市
1994年 (平成6年)	・「国際家族年」 ・「国際人口・開発会議」 (カイロ)	・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」 設置(政令) ・「男女共同参画推進本 部」設置 ・高校の「家庭科」男女必 修開始		
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」 (北京) ・「北京宣言」「行動要領」 採択 ・「人権教育のための国 連10年」(~2004年)		・第4回世界女性会議 NGO フォーラムへ代 表団派遣	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョ ン」答申 ・「男女共同参画2000年 プラン」策定	・「KYO のあけぼのプラ ン」改定 ・「京都府女性総合センタ ー」開館	
1997年 (平成9年)		・「男女共同参画審議会」 設置(法律)		・「向日市女性政策21世 紀プラン」改定 ・政策推進室(女性政策 担当主幹) ・中学校3年生向け女性 問題啓発冊子発行
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会か ら「男女共同参画社会 基本法 - 男女共同参 画社会を形成するため の基礎的条件づくり ー」答申		
1999年 (平成11年)	・エスキヤップハイレベル 政府間会議(バンコク)	・「雇用の分野における男 女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する 法律(男女雇用機会均 等法)」一部改正全面 施行 ・「労働基準法」一部改正 施行(女性の深夜業等 の規制の解消) ・「育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に關す る法律(育児・介護 休業法)」改正施行(介 護休業制度の法制化・ 育児又は家族介護を行 う労働者の深夜業の 制限) ・「男女共同参画社会基 本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本 法」公布、施行(女性の 参画促進を規定) ・男女共同参画審議会 「女性に対する暴力の ない社会を目指して」 答申		・「向日市女性政策ワーキ ンググループ」設置 ・「女性のつどい」を 「女と男のいきいきフォ ラム」と改名

年次	世界	国	京都府	向日市
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画社会基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	・京都府女性政策推進専門家会議から「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」を提出	・健康都市推進室(女性政策担当)「向日市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」施行 ・「男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査」実施、報告書発行
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行(一部を除く) ・第1回「男女共同参画週」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」 ・育児・介護休業法改正(休業による不利益取り扱いの禁止/時間外労働の制限、介護休暇制度については翌年施行)	・「新 KYO のあけぼのプラン(男女共同参画計画)」策定	・小学校1年生向け女性問題啓発冊子発行 ・「向日市男女共同参画プラン」策定 ・女性のための相談事業開始
2002年 (平成14年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行		・男女共同参画週間記念講演会開始
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 ・第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「少子化対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「児童福祉改正法」施行		・女性のための相談ネットワーク会議設置
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・「京都府男女共同参画推進条例」施行	・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブック発行
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「京都府女性チャレンジオフィス」設置 ・「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」策定	・向日市男女共同参画推進懇話会が市長に「(仮称)向日市男女共同参画推進条例制定に向けての提言」を提出
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・「新 KYO のあけぼのプラン」後期施策策定	・向日市男女共同参画推進条例施行 ・向日市男女共同参画審議会設置

年次	世界	国	京都府	向日市
2007年 (平成19年)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正 ・「パートタイム労働法」改正		・向日市男女共同参画プラン改訂
2008年 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正		
2009年 (平成21年)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル)	・「育児・介護休業法」改正	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定	・男女共同参画についての市民意識調査実施
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」(第3次)策定		・男女共同参画についての事業所意識調査実施 ・男女共同参画についての職員意識調査実施
2011年 (平成23年)	・「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)」正式発足		・「KYO のあけぼのプラン(第3次)京都府男女共同参画計画」策定	・第2次向日市男女共同参画プラン策定
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「男女雇用機会均等法」改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」策定	・男女共同参画についての市民、職員、事業所意識調査実施
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブック発行 ・男女共同参画審議会に「第2次向日市男女共同参画プラン」改訂について諮問
2016年 (平成28年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「KYO のあけぼのプラン(第3次)京都府男女共同参画計画」後期施策策定 ・「京都女性活躍応援計画」策定	・男女共同参画審議会から「第2次向日市男女共同参画プラン」改訂の答申 ・第2次向日市男女共同参画プラン改訂
2017年 (平成29年)		・「いじめの防止等のための基本的な方針」改定		
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		・女性活躍センター開設

年次	世界	国	京都府	向日市
2019年 (平成31年) (令和元年)		・「女性活躍推進法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「DV 防止法」改正	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)」策定	
2020年 (令和2年)	・国連「北京 + 25」記念会合	・「第5次男女共同参画基本計画」策定		・男女共同参画についての市民、事業所意識調査実施 ・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブック改訂 ・男女共同参画審議会に「第3次向日市男女共同参画プラン」策定について諮問
2021年 (令和3年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	・「KYO のあけぼのプラン(第4次)京都府男女共同参画計画」策定	・男女共同参画審議会から「第3次向日市男女共同参画プラン」策定の答申 ・「第3次向日市男女共同参画プラン」策定 ・「向日市パートナーシップ宣誓制度」開始 ・女性活躍センター等において生理用品の配布を開始
2022年 (令和4年)		・「AV 出演被害防止・救済法」施行		・パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定の締結
2023年 (令和5年)		・「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「性的姿態撮影等処罰法」施行		・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、上植野浄水場排水塔へのライトアップ(紫)
2024年 (令和6年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「改正DV防止法」施行	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」策定 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」策定	・パートナーシップ制度自治体連携ネットワークに加入 ・男女共同参画についての市民、事業所意識調査実施
2025年 (令和7年)		・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」成立 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」 ・「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」成立 ・「第6次男女共同参画基本計画」策定		・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブック改訂 ・市役所女性用トイレ等において自由に使用できる生理用品を設置 ・「国際女性デー」に、上植野浄水場排水塔へのライトアップ(黄) ・男女共同参画審議会に「第3次向日市男女共同参画プラン」改訂について諮問

年次	世界	国	京都府	向日市
2026年 (令和8年)		・独立行政法人男女共同参画機構の設置	・「KYO のあけぼのプラン(第4次)京都府男女共同参画計画」後期施策策定 ・「京都女性活躍応援計画」改定	・男女共同参画審議会から「第3次向日市男女共同参画プラン」改訂の答申 ・「第3次向日市男女共同参画プラン改訂版」策定

7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の大発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根柢となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當

な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に關し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に關し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件につ

いての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
 2. 締約国は、女子に対し、民事に関する男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
 3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
 4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。
- #### 第16条
1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人

の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のために行った立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

1. 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付す

る。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

8 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

最終改正:令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男

女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るために、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携する

ように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に關し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の

施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律

第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正:令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの

をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共

団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者的心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に對し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面について、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令

の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項

を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記

録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず

るものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令
(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及び

その事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項か

ら第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しへは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しへしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しへを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりそ

の効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
- （退去等命令の再度の申立て）
- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰するこ

とのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け
-------------	-----------------	------------------------------

		るべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録	記載された書面 当該書面 その他これに類する書面
第一百五十五条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 当該電子調書	調書 当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載

第一百六十条の二 第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一 条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推

進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を

いい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けれる身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八

条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)

最終改正:令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雜則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営

もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職

業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めると

ころにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に從事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行

ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に從事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に從事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に從事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査

研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させ

るための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいづれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の

公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人で

あって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下こ

の項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処す

る。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年法律第52号)

最終改正:令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雜則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を嘗むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に嘗む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括

的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都

道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者がないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(女性相談支援員)
- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
(女性自立支援施設)
- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。
(民間の団体との協働による支援)
- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。
(民生委員等の協力)
- 第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。
(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員
又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようとするための教育及び啓発に努めるものと

する。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第3次 向日市男女共同参画プラン 改訂版

令和●(●)年●月

発行者 向日市 ふるさと創生推進部 広聴協働課
〒617-8665
京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL : 075-874-1409
FAX : 075-922-6587
E-mail : kyodo@city.muko.lg.jp
